平成３１年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人　十日町福祉会

目　　次

Ⅰ　法人
１　経営理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　行動規範・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
６　その他重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

Ⅱ　高齢事業部
１　事業理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２　重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

３－１特別養護老人ホーム三好園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
①　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・・・・・・・・・・・・１７
②　(介護予防)短期入所生活介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・１８
③　通所介護事業・認知症対応型通所介護事業・・・・・・・・・・・・１９
日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）
④　地域包括支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

３－２特別養護老人ホームあかね園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
①　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・・・・・・・・・・・・２５
地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
②　(介護予防)短期入所生活介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・２６
③　通所介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）
④　居宅介護支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

３－３ケアセンター三好園しんざ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
①　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・・・・・・・・・・・・・３３
②　(介護予防)短期入所生活介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
③　通所介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス・通所型サービスＡ）
④　(介護予防)訪問看護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
⑤　居宅介護支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
⑥　地域包括支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

３－４複合型介護施設三好園四ツ宮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
①　地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）・４３
②　(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業・・・・・・・・・・・・・・４５

３－５複合型介護施設よしだ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
①　地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）・４９
②　(介護予防)短期入所生活介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
③　(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業・・・・・・・・・・・・・５２
④　通所介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

３－６ケアハウスみよし台・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
①　軽費老人ホーム（ケアハウス）・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６

３－７ヘルパーステーション十日町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
①　訪問介護事業・居宅介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

３－８ケアホームうえの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３

（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
①　(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業・・・・・・・・・・・・・・６５
②　(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業・・・・・・・・・・・・・６６

Ⅲ　障害事業部
１　事業理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
２　重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９

３－１障害者支援施設なかまの家・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
①　施設入所支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
②　生活介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
③　短期入所事業、日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
④　共同生活援助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
（共同生活援助事業所内）短期入所事業

３－２障害福祉サービス事業所なごみの家・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
①　生活介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
②　就労継続支援Ｂ型事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
③　放課後等デイサービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
④　日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１

３－３障害福祉サービス事業所ワークセンターなごみ・・・・・・・・・・・８３
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
①　就労移行支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
②　就労継続支援Ｂ型事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
③　日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７

３－４障害福祉サービス事業所ワークセンターかわにし・・・・・・・・・・８９
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９

（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１
①　就労継続支援Ａ型事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１
②　就労継続支援Ｂ型事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
③　日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３

３－５障がい者地域生活支援センターあおぞら事業計画・・・・・・・・・・９５
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
①　相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
②　障害者就業・生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７

Ⅳ　こども事業
１　事業理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
２　重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９

３―１　新座保育園事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
①　保育園事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
②　一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４

３―２　上野保育園事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
①　保育園事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
②　一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８
③　地域子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

Ⅴ　共生事業
１－１ケアホームげじょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
（１）事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
（２）事業所運営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
（３）事業別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
①　日常生活支援総合事業（通所型サービスＡ）・・・・・・・・・・・１１５
②　生活介護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５

③　就労継続支援Ｂ型事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
④　放課後等デイサービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
⑤　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・・・１１７
⑥　子ども図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８

Ⅰ　法　人

Ⅰ　法人

1　経営理念

十日町福祉会は、社会福祉事業を通じて、多様な福祉課題に積極的かつ主体的に取り組み、地域社会の豊かな発展と充実に貢献します。

2　経営方針

〇人権の尊重

お客様の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。

〇地域との共生

地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、関係諸機関との連携・協働により、地域の福祉課題に取り組みます。

〇人材育成、適切な人事・労務管理の実践

経営の持続と発展を図るため人材の育成に努め、職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践します。

〇財務基盤の安定化と公共的・公益的取り組みの推進

安定的な財務基盤の確立のもと、地域の福祉ニーズに即応した先駆性、開拓性のある社会貢献を推進します。

3　行動規範

〇その行動は、お客様の喜びと満足につながっていますか。
〇その行動は、お客様の立場に立ったものですか。
〇その行動は、お客様の希望に沿ったものですか。
〇その行動は、お客様の自立支援につながるものですか。
〇その行動は、あなたの自己実現につながるものですか。

4　重点目標

（1）法人経営

①　経営改善計画の推進

平成３０年度より取り組む経営改善計画を平成３１年度も継続して推進します。

ア　組織改革

（ア）法人ガバナンスの強化、各事業所のサポート機能を強化するために総務部機能の強化を図ります。

（イ）総務機能並びに各事業部門の統括機能を強化するために部長の専任化を図ります。

（ウ）地域との関りが強く問われる時代を迎え、法人の役割を強化していくために地域対応部門を創設し、活動を開始します。

イ　高齢事業改革

（ア）特養入居部門の強化

特養入居検討委員会合同開催、入居事務の標準化、一本化への取り組みを行い、サービス提供への迅速化と稼働率の確保を進めます。

（イ）居宅サービスの改善

通所介護事業、小規模多機能生活介護事業など既存事業の点検を行い、稼働率向上に向けた取り組みを進めます。

（ウ）人員配置の適正化

介護職員など現場を支える職員の配置数を評価し、適正配置に向けた取り組みを行います。

ウ　障害事業改革

（ア）既存事業の収入改善

収入改善に向け各種加算算定や事業自体の見直しを含めて改善対策を進めます。

（イ）人員配置の適正化

支援員など現場を支える職員の配置数を評価し、適正配置に向けた取り組みを行います。

②　法人組織力の強化（ガバナンスの強化）

法人の主な事業所は１６か所となり、従事する職員は６３０名を超えています。従って、組織力を強化することが必要です。高齢事業部長、障害事業部長を専任化することにより事業所の諸課題に迅速な対応が図れるようにします。また、各事業所への支援機能を強化する必要があり、総務部機能を強化します。

（２）事業管理

①　質の高いサービスの提供を追求する

「個別ケア」「個別支援」「個別保育」を目指し、質の高いサービスの提供を目指します。

ア　高齢事業においては事業理念に基づいた「個別ケア」の標準化を「ユニットケア」を基本として推し進めます。

イ　障害事業においては事業理念に基づいた「個別支援」を基本として支援方法の標準化を推し進めます。

ウ　保育事業は、認定こども園への移行を図り、事業理念に基づいた「個別保育」を基本として保育の標準化を推し進めます。

②　ＩＣＴ活用戦略推進と介護ロボットの活用の促進

法人全体でＩＣＴの活用を進め、作業の効率化と生産性の向上へ取り組みます。

また､処遇現場での介護ロボット活用により業務の効率化と生産性の向上を図ります。

ア　ＩＣＴの活用を促進し、職員間、事業所間など利用者情報の共有の利便性を高め、記録業務の簡素化を図り、より質の高いサービスを追求します。また、ＡＩ活用してエビデンス（根拠）に基づくサービスの提供について積極的に取り組みます。

イ　介護ロボットの活用や介護機器の導入を積極的に進め、介護、支援業務の自動化、機械化を図り、安心、安全なサービスづくりに積極的に取り組みます。

③　事業の点検と適正な運営

事業によってはその運営が未だ厳しい状況にあります。原因を分析、明確化し、対応策を確実に進め、収益力の向上に努めます。また、広く地域を見渡し、共生型サービスへの再編成を含め高齢事業、障害事業、保育事業の既存事業の点検、見直しを開始します。

④　新たなサービスの研究と実践

地域共生社会づくりへの法人としての役割を研究し、地域との関りを深めるための研究と実践を開始します。

ア　ボランティアコーディネト、地域貢献活動など地域との関りを深めていくために地域対応部門を創設します。

イ　地域共生社会の実現に向け、高齢、障害、子供の相談支援機能を総合化し地域共生社会に対応できる総合相談支援体制づくりの取り組みを開始します。

（３）財務管理

平成３１年１０月消費税増税に伴う介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定、保育の無償化などの諸施策の情報をいち早く入手し、対応を行います。また、法人全体の収益力の強化を図るため理事会、経営会議、本部会議を活用し、情報共有と対応を進めます。

①　経営分析、そして対策

月次試算表を点検し、月次決算対策会議（本部、総務部合同会議）を開催し課題分析と改善策の協議を行い迅速な対応を行います。また、顧問税理士、公認会計士からの指導を仰ぎ定期的に財務分析を行うことにより法人の財務状況を把握し、課題解決に向けます。

②　適正な資金の確保

資金確保の困難性が増していく中、必要な資金確保に向け第２次中期事業計画に基づき現行の法人資金計画の見直しを行います。また、資金運用について顧問税理士、公認会計士の助言を得ながら取り組みを開始します。

（４）人事・労務管理

職員が将来に希望を持ち､意欲と誇りを持って働くことができる職場の実現を目指して、人材育成に力を入れ職員一人ひとりの力を高めます。また、働き方改革への取り組みなどを実践します。

①　人材確保戦略の実践

「総合人材確保計画」に基づき、人材の確保を積極的に推し進めます。

ア　人材育成

サービスの質を高め、限られた人材でサービスの提供を行うためには職員一人ひとりの力を高める必要があります。法人研修体系により人材育成を実践し、定期的に振

り返りを行い人材育成の強化を図ります。トータル人事制度と整合性を図りキャリアップできる仕組みに作り上げます。

イ　法人研修体系の検証と強化

法人研修体系を検証し、民間ノウハウを取り入れながらトータル人事制度との関りを作り、人材育成を図ります。積極的に民間ノウハウを取り入れと共に介護福祉士養成校や大学との連携を図り職員への専門知識、技術の習得を支援する仕組みづくりを始めます。

ウ　求人戦略

求人活動に民間ノウハウを積極的に活用し、様々な手段を使って高校生、専門学校生、大学生へのアプローチを試み、早い段階での法人への興味を引き出す取り組みを行います。また、早い段階で学校訪問を行い大学、養成校とのつながりを強化し、学生発掘につなげます。

エ　未来に担い手育成

高校生向けサマーワークキャンプ、学生向け多職種協働セミナーなどへ積極的に取り組み、将来の担い手育成に取り組みます。今年度は、中学校、高校のＰＴＡ活動などへ参加することを企画し、子どもを育てる親世代へのアプローチを行います。

オ　外国人労働者の活用

外国人労働者の活用について更に踏み込んだ研究を行い、受け入れについて積極的に取り組みます。

②　働き方改革への取り組み

平成３１年４月より開始される働き方改革への取り組みを開始します。各部長、総務部をメンバーとした「働き方改革推進委員会」を組織して対応を推し進めます。

ア　時間外労働への対応

時間外労働の上限規制（月４５時間、年３６０時間）について職員へ周知を行い、「働き方改革推進委員会」で対応を協議します。

イ　年次有給休暇の計画的付与

対象となる職員の把握と計画的付与について職員への周知を図り、計画的に推し進めます。

ウ　働きやすい職場づくり

職員のメンタルヘルス、ハラスメント対策など働きやすい職場づくりに係る事項を「働き方改革推進委員会」にて協議、推進を図ります。また、勤怠管理システムの導入に向けて勤怠ルールの明確化など具体的な活動を推し進め、平成３２年度導入を目指します。

③　トータル人事制度の見直し

昨年度より取り組むトータル人事制度の見直しを平成３１年度は具体的改革に向けて取り組みます。特にキャリアパスの明確化は急務であり、職員への丁寧な説明を含めて取り組みを推し進めます。

ア　職位と職責の明確化

トータル人事制度の要である職員の職位と求められる職責、人材登用の仕組みを明確化、見える化し職員への説明を行います。

イ　人材育成と人事考課

人材育成のための人事考課制度となるよう、特に個人目標と人材育成が深く連携できる仕組みづくりを推し進めます。

（５）施設整備・新規事業

地域の福祉ニーズに応えるために、第２期中期事業計画に基づき施設整備を行うと共に新たな事業展開について研究を進めます。

①　施設整備等

第２次中期事業計画に基づき施設整備、各種研究活動を押し進めます。

ア　高齢事業、障害事業、保育事業の総合的な見直し計画

なかまの家在り方検討委員会、三好園在り方検討委員会などの協議を踏まえてケアホームげじょうの第二期工事を視野に入れた法人全体の各事業の見直しと今後の展開について中期的展望を再検討します。

イ　新座保育園、上野保育園の認定こども園への移行

新座保育園、上野保育園を認定こども園として、新座保育園は「しんざこども園」、上野保育園は「うえのこども園」として事業を開始します。

開始にあたっては保護者、関係機関とのコミュニケーションを密にして不安を払拭しながら質の高い保育が提供できるように努めます。

ウ　生活困窮者自立支援事業への取り組み

ケアホームげじょうにおいて生活困窮者自立支援事業の一環として就労訓練事業について研究を開始します。

②　調査研究

ア　「地域共生社会」づくりへの地域貢献

「地域共生社会」の実現に向けた法人としての役割と取り組みについて研究を継続し、地域との関係づくりを押し進めます。

イ　消費税増税に伴う対応

消費税増税に伴う介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定や保育の無償化について情報収集を行い、迅速な対応に向けた取り組みを行います。

ウ　人材育成、人材確保対策の研究

人材育成、人材確保対策について「総合人材戦略」を基にその取り組みについてあらゆる方面から情報集し、研究に取り組みます。

エ　給食業務の再編

よりおいしく、栄養価が高く、安価な食事が提供できるように法人全体の給食業務が行えることを目指して給食業務の在り方について研究を開始します。

5　組　織

組織図　（別表１）

会議一覧（別表２）

会議・組織体系(別表３)

6　その他重要事項

（1）人材育成、資質向上

①　法人研修、事業所内部研修、資格取得研修、外部研修を実施します。

②　民間ノウハウを活用した研修プログラムを実施します。

③　研修不参加者に対して復命研修を継続します。

④　介護職員初任者研修を開催します。

⑤　喀痰吸引等研修を開催します。

（2）情報発信

①　「十日町福祉会だより」を年３回発行します。

②　法人ホームページを通して、法人の情報を積極的に発信します。

（3）地域貢献

①　介護職員初任者研修を開催します。

②　喀痰吸引等研修を開催します。

別表1　　平成31年4月1日

組　織

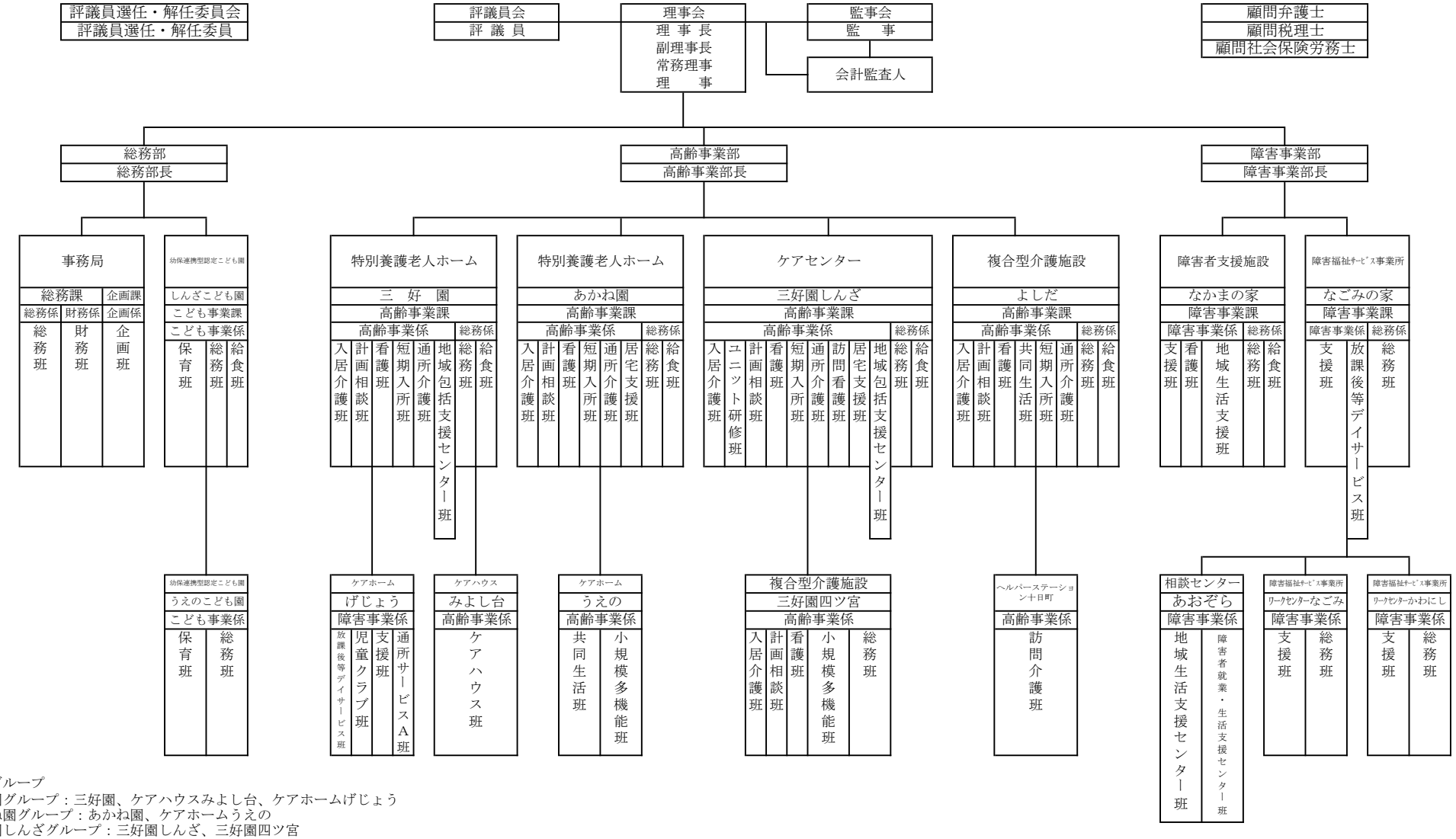

施設グループ
三好園グループ：三好園、ケアハウスみよし台、ケアホームげじょう
あかね園グループ：あかね園、ケアホームうえの
三好園しんざグループ：三好園しんざ、三好園四ツ宮
よしだグループ：よしだ、ヘルパーステーション十日町
なかまの家グループ：なかまの家
なごみの家グループ：なごみの家、ワークセンターなごみ、ワークセンターかわにし、あおぞら
こども園グループ：しんざこども園、うえのこども園

別表2

会議一覧表

1　種類　　会議、事業別・職種別部会、委員会、プロジェクト会議の４種

2　目的

（1）会議　　法人理念及び計画に基づく経営を一体として行うために会議を設置する。

（2）事業別・職種別部会

法人内同一事業、同一職種のサービスの資の向上、及び業務の標準化を目的として事業別・職種別部会を設置する。

（3）委員会　法人が抱える課題の解決・是正を目的として委員会を設置する。

（4）プロジェクト会議　法人計画の具現化に向け研究・検討する場として設置する。

3　会議

名　称	内　容	開催
理事会	業務執行の決定、理事の職務執行の監督	定例
	法人の重要事項について協議	臨時
	法人の財務・事業内容の分析	定例

名　称	内　容	開催
評議員会	重要事項の決定	定例 臨時

名　称	内　容	開催
監事会	理事の職務執行の監査 法人財産状況の監査	定例

名　称	内　容	開催
経営会議	法人事業の重要事項について協議	定例

名　称	内　容	開催
経営分析会議	法人の財務・事業内容の分析	定例

名　称	内　容	開催
法人本部会議	経営上の課題を協議 情報・方針の周知	定例
月次決算対策会議	月次試算表の点検、課題分析、改善策の協議	定例

名　称	内　容	開催
委員会	担当分野の課題検討及び事業の推進(次頁)	定例

名　称	内　容	開催
施設長会議	重要事項の周知	不定期

名　称	内　容	開催
プロジェクト会議	担当課題解決、具現化に向けた研究	定例

名　称	内　容	開催
高齢事業部会議	高齢分野の課題を協議 情報・方針の周知	定例
障害事業部会議	障害分野の課題を協議 情報・方針の周知	定例
保育園会議	保育分野の課題を協議 情報・方針の周知	定例

名　称	内　容	開催
分野別分析会議	分野毎の財務・事業内容の分析	定例

事業別・職種別部会	次頁のとおり	定例

名　称	内　容	開催
グループ施設会議	協力体制の構築	定例
施設・事業所会議	施設・事業所、事業の事案、課題を協議	定例
係会議	係の事案・課題を協議	定例
班会議	班の事案・課題を協議	定例

名　称	内　容	開催
事業所別分析会議	事業所毎の財務・事業内容の分析	定例

4　委員会

名　称	内　容	開催	備　考
コンプライアンス委員会	コンプライアンス施策の検討、実施及び実施状況とモニタリング	定例	委員
研修委員会	全体研修の計画と開催	定例	委員
広報委員会	十日町福祉会だよりの発行	定例	委員
衛生委員会	労働災害の防止 職員の健康管理の推進	定例	委員
リスクマネジメント委員会	事故の検証、事故防止対策、感染症対策	定例	委員
個別ケア推進委員会	個別ケアの推進	定例	委員
働き方改革推進委員会	働き方改革への対応の協議、検討	定例	委員
三好園在り方検討委員会	三好園在り方の具体的な計画づくり	定例	委員
なかまの家在り方検討委員会	なかまの家の在り方の具体的な計画づくり、障害事業の中期的な計画の見直し	定例	委員
特別委員会	緊急事案等の協議	必要時	委員

5　事業別・職種別連絡部会

名　称	内　容	開催	備　考
事務員部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
特養相談員部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
特養介護員部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
特養看護部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
短期入所部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
通所介護部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
給食部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
療法士部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
施設ケアマネ部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
居宅ケアマネ部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
サービス管理責任者部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
生活介護部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
就労支援部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
保育士部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員
共生社会連携部会	共通課題の協議、情報の共有、業務の標準化	定例	担当職員

別表3

平成31年4月1日

会議体系

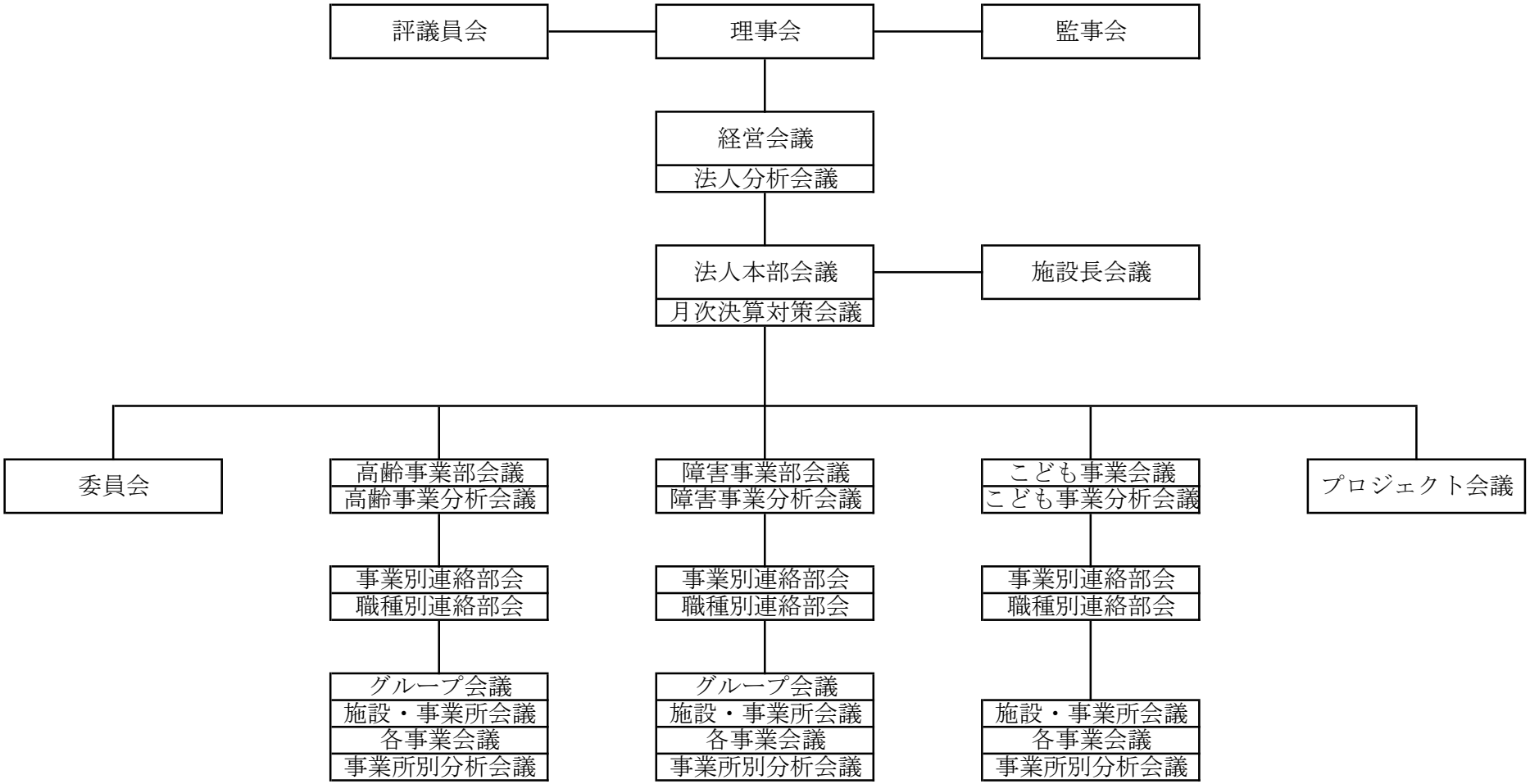

※グループ会議：施設グループがある場合に開催する。

Ⅱ　高齢事業部

１　事業理念

わたしたちは、一人ひとりを大切にした、その人らしい暮らしを支えます。

２　重点目標

（１）個別ケアの推進

①　質の高いサービスの提供のために職員の個別ケアへの取り組みの意識を高めます。そのために、高齢事業部の理念の浸透を図れるよう、全職種に向けた個別ケア研修会を開催します。

②　それぞれの入居者・利用者の望む暮らしの実現に向けて専門職種が自立支援の視点で各サービスを提供します。

（２）安定した収益の確保

①　入居系部門は空床日数の削減に向けた取り組みとして、特養入居チームが機動的に活動を行い、待機者リストの管理の徹底や入居時事務の省力化を目指します。
また、入居者の健康管理や口腔ケアに重点を置き入院日数を減らします。

②　居宅系部門は各事業所の強みを生かした特色のあるサービスの提供を行い、目標稼働率の達成に努めます。

③　各種加算の取得へ向け、事業部会で積極的に研究します。

（３）安全安心な介護への取り組み

①　特に誤薬に関して、事故分析・評価結果を活用し実践的かつ継続的な再発防止策に取り組み、各事業の業務マニュアルに反映させます。

②　安全運転への意識向上のために運転技術講習会に参加し送迎時や訪問時の車輌事故防止に努めます。そして、送迎車輌にドライブレコーダーの設置を進めてゆきます。

③　抱えない介護の実践を進め、安心安全な介護サービスの提供を行います。

（４）域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

①　地域包括支援センター・居宅介護支援事業所を持たない施設が地域の支え手としての機能を発揮するために、認知症カフェや寄合いふれあい処などを開催します。
また、認知症の方々を地域で支える啓発活動などを積極的に発信します。

②　関係機関と連携しながら地域包括ケアの構築に向けた協力体制を整えます。

③　ＩＣＴを活用した各事業所間の情報共有の効率性をアップさせる研究を引続き行います。

（５）その他

１０月の介護報酬改定に合わせ、サービス利用者へ丁寧な説明を行い、相互理解を図ります。

３－１　特別養護老人ホーム三好園事業計画（高齢）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	特別養護老人ホーム三好園
所在地	新潟県十日町市下条３丁目 485 番地１
設立年月日	昭和 63 年４月１日
敷地面積	17,534.78 ㎡
建物構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根２階建
延べ床面積	5,888.64 ㎡
施設長名	渡辺　勝
電話番号	025-756-2106
ＦＡＸ番号	025-756-2107
Ｅ-mail アドレス	info-miyoshien@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	100 人	平成 12 年４月１日	1571000213	
（介護予防）短期入所生活介護事業	36 人	平成 12 年１月 28 日	1571000163	十日町市、小千谷市 津南町
通所介護事業	25 人	平成 11 年 11 月 25 日	1571000155	十日町市、小千谷市
日常生活支援総合事業 通所介護相当サービス		平成 30 年４月１日	1571000155	十日町市
（介護予防）認知症対応型通所介護事業	10 人	平成 11 年 11 月 25 日	1571000155	十日町市
地域包括支援センター事業		平成 27 年４月１日	1501000069	十日町市

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
入居検討会議	3か月に1回	第三者委員、関係職員	入居、退居に関する事項
運営推進会議	年２回	関係職員、民生委員、地域住民等	サービスについて地域への情報公表と共有を図る
職員会議	年２回	関係職員	事業全般に関する事項
事業会議	月１回	関係職員	事業全般に関する事項
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係わる事項
班内会議	随時	関係職員	班内業務全般に関する事項
ケア会議	随時	関係職員	個別ケースに関わる事項
検討会	随時	関係職員	各検討会の課題に関する事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
衛生委員会	月１回	担当職員	職員の健康管理、職場環境に関する事項
事故･苦情･拘束等対策委員会	月１回	担当職員	事故､苦情、身体拘束、虐待に関する事項
感染症対策委員会	月１回	担当職員	感染症、食中毒に関する事項
防災委員会	随時	担当職員	防災計画の立案と訓練の実施
研修委員会	随時	担当職員	研修計画の立案と実施
給食委員会	随時	担当職員	食事に関する事項
広報委員会	随時	担当職員	広報紙の発行

②　研修

ア　法人研修

社会人としての人間形成や専門職としての知識・技術の向上等を目指し、法人内研修に積極的に参加します。

イ　施設研修

研修委員会を中心に定期的に実施します。初任者研修、専門的研修等を実施します。

ウ　外部研修

老人福祉施設協議会、社会福祉協議会の研修及び有益と考えられる研修に参加します。また、復命研修を行い、多くの職員で情報を共有します。

③　防災対策

防災委員会を中心に、いろいろな災害を想定し、定期的に防災訓練を実施します。また、関係諸機関、地域住民との更なる連携に努めます。

④　事故・苦情対策

ア　事故予防の意識を常に持ち､マニュアルの遵守､事故が起きにくい環境の整備等を通して、事故の未然防止に努めます。また、万一事故が発生した場合は、原因の分析及び防止策の実施と評価を行い、再発防止に努めます。

イ　小さなことでも、真摯に受け止め苦情として対応します。また、寄せられた苦情や要望に対しては各部署及び施設の対策委員会等において、速やかに対処し、誠意ある対応を示します。

⑤　権利擁護

入居者の尊厳ある暮らしの実現のために、職員一人ひとりが意識を高めるとともに、生活検討会や施設の対策委員会等において、身体拘束、行動制限、虐待ゼロの取り組みを継続して行います。また、関係諸機関と連携して地域における虐待防止にも取り組みます。

⑥　健康管理

利用者の心身の状態の変化に対する意識を常に持ち、利用者の健康管理と維持に努めます。また、感染症対策委員会の設置、マニュアルの遵守、研修会の開催、園内消毒の実施、手洗い・うがい・換気の励行等を通して、食中毒及び感染症発生防止に努めます。万一、食中毒や感染症が発生した場合は、速やかに適切な処置を実施します。

⑦　地域交流・ボランティア

ア　地域に根ざした施設として、積極的にボランティアの受け入れ、行事の相互参加、地域貢献事業等に取り組みます。

イ　ボランティアバンクを活用し、各種行事等、地域交流を活発化します。

⑧　実習生受け入れ

ア　後継者育成と施設の教育的機能を果たすため、積極的に実習生、研修生を受け入れます。

イ　実習生、研修生が、この施設で働きたくなるような環境整備に心がけます。

⑨　施設管理と環境整備

ア　園舎の清潔を維持するため、業者による清掃を定期的に実施します。また、家族会や地域のボランティアの協力をいただく中で園舎、園庭の美化に努めます。

イ　入居者が自分の住まいと感じていただけるような環境を作ります。

ウ　プライバシーに配慮した環境整備を行います。

（３）事業別計画

①　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９５％の達成を目指します。

空床期間の短縮と入院者の減少に取り組み、目標稼働率の達成に努めます。

安定した事業運営ができるよう、新たな加算算定に向けた取り組みを行います。

（イ）個別ケアの推進

ワイズマン記録システムの活用を図り、入居者の意向を汲み取ったサービス提供を目指します。

（ウ）安心、安全な生活環境の構築

天井・床走行リフト等を活用し、安心、安全な移乗や入浴を目指し、且つ介助者の腰痛予防に努めます。

（エ）ＱＯＬの向上に向けた取り組み

職員間での日頃のケアの振り返りを行い、入居者の生活の質の向上に繋がるよう取り組みます。

イ　事業内容等

（ア）食事

ａ　一人ひとりの心身の状態に応じた喜ばれる食事を提供します。

ｂ　他職種と協働し、低栄養状態の予防・改善を行います。

ｃ　衛生管理を徹底し、安全な食事を提供します。

（イ）口腔衛生

適切な口腔ケアが各種口腔疾患の予防や心身の健康維持に繋がることを認識し、施設全体で積極的に口腔衛生に取り組みます。

（ウ）排泄

入居者の心身状況やプライバシーに配慮し、個人の排泄パターンに沿った適切な援助を行い、清潔の保持に努めます。

（エ）入浴

身体の清潔保持と心身の安楽を得るために、週２回以上入浴を提供します。また季節にちなんだ入浴や入浴剤等を取り入れ、入浴が楽しめるようにします。身体の状況により入浴が困難な方に対しては、清拭を行います。

（オ）健康管理

a　入居者のほとんどは疾病による後遺症があり、手厚い看護・介護が必要な状態です。安定した生活を少しでも長く送ることができるように支援します。

b　入居者の日常の観察を行い、健康状態の把握と疾病の早期発見に努めます。また、家族との密接な連携を図り、状態報告を行います。

c　理学療法士と連携し、専門的な指導を受けながら、入居者の拘縮予防、褥瘡予防、残存機能の維持と向上等のために機能訓練に取り組みます。

d　入居者が安心した生活を継続できるよう、関連職種との連携と協力によるチームケアをより徹底し、看取りに対して入居者、家族の意向を尊重し、適切な取り組みを行います。

（カ）機能訓練

入居者個々の身体状況・生活状況に合わせ、本人・家族の意見を取り入れた目標を共有し、その人らしい生活が維持できるように取り組みます。

（キ）行事

入居者の皆さんが楽しみを持てるように、地域の慣習に習い、昔を懐かしんでもらえるような行事を実施します。なお、実施に際しては、家族やボランティアとの関わりを大切にします。

（ク）家族との連携

身体状況に変化が見られた場合は、速やかに家族に報告します。また、入居者や家族の希望を尊重した対応を行います。

（ケ）その他

生活に変化と楽しみを持っていただけるように、園芸や畑作業を行います。買い物等の希望があった場合には随時対応します。

②　（介護予防）短期入所生活介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９７％の達成を目指します。

居宅介護支援事業所へ定期的に空き状況についてホームページ等で情報提供し、サービス利用へつなげます。また、緊急利用者の受け入れを積極的に行うことで稼働率達成に取り組みます。

（イ）個別ケアの取り組み

２４時間シートを見直し、利用者の在宅での生活リズムに基づき食事や定時の排泄ケアをその人に合ったケアに転換していきます。

（ウ）利用者、家族等の満足度と職員の接遇マナーの向上

a　満足度調査及び接遇アンケートを実施します。

b　接遇向上のための研修参加と改善活動に取り組みます。

（エ）事故防止策の強化と感染症予防の徹底

a　ヒヤリハット事例を検証し対策を検討するリスク検討会を開催することでスタッフ全員の事故防止意識を高めます。

b　感染症予防対策として、防止対策マニュアルの周知、感染症予防の徹底を行います。

イ　事業内容等

（ア）食事

利用者の身体状況に合わせた食事形態や適温での提供を行います。また、誤嚥事故を防止するとともに、異常の早期発見と適切な対応を行います。

（イ）口腔衛生

食後の口腔洗浄を行い、口腔内を清潔に保つことで誤嚥性肺炎の予防に努めます。

（ウ）排泄

入居者の心身状況やプライバシーに配慮し、個人の排泄パターンに沿った適切な援助を行い、清潔の保持に努めます。

（エ）入浴

身体の清潔保持と心身の安楽を得るために、週２回以上の入浴を行います。また、身体状況に合わせ、必要に応じて臨機応変に対応します。身体の状況により入浴が困難な方に対しては、清拭を行います。

（オ）健康管理

a　利用者の心身の状態を観察・把握し、体調変化の早期発見に取り組みます。また、家族や担当ケアマネージャーと連携し、健康管理に努めます。

b　職員は「持ち込まない、持ち出さない」「１ケア１手洗い」等、マニュアルの遵守を通して食中毒や感染症等の予防に努めます。

（カ）機能訓練

利用者の心身状態を踏まえ、在宅での日常生活が継続できるように、残存機能の維持、向上を目的とした機能訓練を行います。

（キ）行事

利用者のニーズに沿って、季節を感じる行事やレクリエーションを行い、自分らしく生活できる快適空間・時間を提供します。

（ク）家族との連携

a　身体状況に変化が見られた場合は、速やかに家族に連絡します。

b　在宅生活を基本とし、本人、家族の希望を尊重した対応を行うためにも、送迎時等に在宅生活での変化を把握し、利用時の状況を報告する等して連携を密にとります。

c　広報誌「わくわくショート」を年４回発行し、利用時の様子等を伝えます。

（ケ）送迎

a　交通ルールを遵守し、安全に車輌を運行します。

b　乗降時の事故防止に努めます。

c　利用者の身体状況に合わせた送迎方法を実施します。

（コ）その他

花や野菜の栽培等、ご利用者が経験を生かして取り組める園芸活動を行います。

③　通所介護事業・認知症対応型通所介護事業・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率、通常規模型は９０％、認知症対応型は８０％の達成を目指すとともに、コスト管理に努めます。

a　処遇改善検討会を月１回開催し、現状のサービス提供内容を話し合います。

b　空き情報を居宅支援事業所へ提供しサービス利用につなげ稼働率確保に努めます。

c　実績報告書を居宅介護支援事業所へ持参し情報交換を行います。

d　日用品や消耗備品は一括購入して月ごとに仕分け、コスト管理に収めます。

（イ）クラブ活動の充実

a　午前と午後の活動において利用者の声を活かした活動メニューを取り入れて利用者の興味や満足を得られるサービスを提供します。

b　作品製作や活動に対して展示や発表の会を設け達成感を得てモチベーションを上げ、また次の活動につながるように仕掛けます

c　機能訓練の充実を目的としリハビリクラブを一層深化させ、一人ひとりのニーズや筋力にあったメニューを提供し成果をデータ化して表彰状と共にお渡します。

（ウ）　個別ケア

７時間シートを活用しデイサービスにおける一人ひとりに合わせた居場所作りを目指し

ます。

（エ）事故防止

a　ヒヤリハット検討会を開催しヒヤリハットメモおよび事故報告書の分析を行い検討することにより職員の事故防止意識を高めていきます。

b　研修等で安全運転への知識を高め、添乗員との連携を密にして車両事故ゼロを目指します。

イ　事業内容等

（ア）食事

a　利用者から美味しく召し上がっていただけるように嗜好や食形態の確認を行い、一人ひとりに合わせた食事を提供します。

b　栄養改善が必要な方は計画的に栄養改善の指導を行い、その評価をします。

（イ）口腔衛生

a　口腔内の衛生保持のため食後の歯磨きやうがいを行います。

b　口腔機能維持の為の口腔体操を食前に行います。

（ウ）排泄

a　利用者それぞれの排泄スタイルや身体状況に合わせた援助を行い身体の清潔保持に努めます。

b　プライバシーの保護に努めます。

（エ）入浴

a　利用者それぞれに合った入浴形態をとり、安全かつ快適な入浴を提供します。

b　プライバシーの保護及び可能な限り同性介助に努めます。

（オ）健康管理

a　利用者の心身の状態を把握し、体調変化があった際には迅速かつ柔軟に対応します。

b　家族や主治医と連携し健康管理に努めます。

c　感染症に関する情報共有を図ると共に、マニュアルに沿った早期対策に努めます。

（カ）機能訓練

a　利用者それぞれに合った効果的な機能訓練が実施できるように、アセスメント及び機能訓練計画を立案します。

b　機能訓練計画書に基づいた効果的なプログラム提供に努めます。

c　評価表を配布します。

（キ）行事

a　通常の一日に変化を持たせ季節の節目を感じていただけるような行事を計画します。

b　利用者から要望のあった活動に関しては柔軟に対応し、より満足してもらえるように努めます。

（ク）家族との連携

a　デイサービスだより「のんびり」を月１回発行し、デイサービスでの様子を伝えます。

b　デイサービスでの様子に変化が見られた際は、居宅介護支援事業所を通じて家族へ情報を提供します。

（ケ）送迎

a　利用者の安全確保及び交通法規遵守の徹底に努めます。

b　一人ひとりの身体状況に合わせた送迎方法を実施します。

（コ）その他

a　丁寧な言葉遣い、きめ細やかな対応を心掛け、利用者及び家族に満足していただけるサービス提供に努めます。

b　家族交流事業を年２回開催し、家族の介護技術・知識の習得や介護者相互の交流が図られる機会を提供します。

④　地域包括支援センター事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標請求件数の達成

委託事業所を含めたひと月の請求件数１６０件を目標とします。

（イ）地域課題の検討整理を行い事業計画に反映します。

北包括担当地域の地域性や課題をより具体的に把握することを目的に、総合相談集計、過去に市が実施したアンケート調査を基に地域課題の検討と整理を行い、事業計画に反映していきます。

（ウ）継続取組事項

a　介護予防ケアマネジメント

対象者の状況を適切にアセスメントし、その人に合った目標の設定、適切な量・内容をプランに取り入れていくことで要支援・要介護状態の予防やその悪化の防止を図り、自立した生活を送れるように支援します。

b　地域ケア会議

介護支援専門員に対するケアマネジメント支援のひとつの手法として、困難事例に対する地域ケア会議を効果的に活用します。また、介護予防型地域ケア個別会議により、自立支援･介護予防に資するケアプランの作成と､ケアマネジメントの向上を図ります。

c　介護予防の知識啓発と環境づくり

出前講座により介護予防の知識（運動・口腔ケア・栄養改善・認知症予防）を普及し、高齢者自らが自分に合った介護予防の取り組みができるよう支援します。

d　認知症の方を支援する体制づくり

認知症についての正しい知識を普及し、高齢者の見守り・支え合いのための取り組みについて周知し、啓発を図ります。

イ　事業内容等

（ア）介護予防ケアマネジメント

要支援者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援します。

（イ）総合相談支援業務

a　地域におけるネットワークの構築

高齢者を適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図ります。

b　実態把握

地域におけるネットワークや様々な社会資源との連携、個別訪問や近隣住民からの情報収集により、支援が必要な世帯を把握し高齢者の支援につなげます。

c　総合相談支援

本人や家族、近隣住民等からの様々な相談に対して的確な状況把握を行います。適切な情報提供を行うことにより、高齢者本人の自己決定を支援していきますが、専門的・継続的な関与や緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を立案していきます。

（ウ）権利擁護業務

a　成年後見制度の活用促進

本人、配偶者、４親等内の親族等による成年後見制度利用の申立てが適切に行われるように支援します。申立てを行なえる親族がいない場合や、親族があっても申立ての意思が無い場合には速やかに市の担当に経過や状況を報告し、市長申立てにつなげていき

ます。

b　高齢者虐待への対応

総合相談からの虐待の早期発見や相談受理、虐待の通報・届出への対応を行います。事実確認における情報収集からコアメンバー会議、対応計画の立案とモニタリング、評価から終決に至るまでの一連の流れにおいて市と協議しながら対応します。

c　困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合や、支援拒否等介入が困難な事例を把握した場合には、専門職が相互に連携をするとともに、地域包括支援センター内で対応を検討し、必要な支援を行います。

d　消費者被害の防止

消費者被害に遭っている高齢者の早期発見と早期解決のため、消費生活センター等へ相談、連携しながら対応をします。また、未然防止や予防のため、介護支援専門員や民生委員への情報提供や地域への啓発を行っていきます。

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

a　包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的･継続的なケアを実施するため､関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。また、介護支援専門員がインフォーマルな社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

b　地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互のネットワークを構築したり、その活用を図ります。

c　日常的な個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対して専門的な見地から個別指導や相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて事例検討会や研修会の実施、制度や施策に関する情報提供を行います。

d　支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの専門職や関係機関との連携の下で具体的な支援方法を検討し、指導・助言等を行います。

３－２　特別養護老人ホームあかね園事業計画（高齢）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	特別養護老人ホーム　あかね園
所在地	新潟県十日町市高原田 278 番地 1
設立年月日	平成 6 年 4 月 1 日
敷地面積	8,267.35 ㎡
建物構造	鉄筋耐火
延べ床面積	6,748.42 ㎡
施設長名	長津　信一
電話番号	025-768-4565
ＦＡＸ番号	025-768-4865
Ｅ-mail アドレス	info-akane@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	44 人	平成 12 年 4 月 1 日	1571000585	
地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）	18 人	平成 26 年 4 月 1 日	1591000078	十日町市
（介護予防）短期入所生活介護事業 （ユニット型特養空床型）	18 人	平成 12 年 1 月 28 日	1571000528	十日町市・小千谷市
（介護予防）短期入所生活介護事業 （地域密着型特養併設型）		平成 26 年 4 月 1 日	1571001104	十日町市・小千谷市
通所介護事業	38 人	平成 12 年 1 月 28 日	1571000494	十日町市・小千谷市
日常生活支援総合事業 通所介護相当サービス		平成 30 年 4 月 1 日	1571000494	十日町市
居宅介護支援事業		平成 11 年 9 月 7 日	1571000569	十日町市・小千谷市

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
入居検討会議	3か月に1回	第三者委員、関係職員	入退居に関する事項の協議
運営推進会議	2か月に1回	関係職員、民生委員、地域住民等	サービスについて地域への情報公表と共有を図る
職員会議	随時	関係職員	全体に関する事項の協議
事業会議	月 1 回	関係職員	事業全般に関する事項の協議
看護師会議	随時	関係職員	看護業務に関する事項の協議

リーダー会議	月１回	関係職員	業務、処遇、その他全般に関する事の協議
短期入所会議	月１回	関係職員	短期事業に関する事項の協議
デイサービス会議	随時	関係職員	通所事業に関する事項の協議
居宅支援事業所会議	月１回	関係職員	居宅支援事業に関する事項の協議
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係る事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
防災委員会	随時	担当職員	防災計画の立案と訓練の実施
研修委員会	随時	担当職員	研修計画の立案と研修の実施
食事委員会	月１回	担当職員、委託厨房職員	嗜好調査の実施、給食業務に関する事項の協議
安全衛生委員会	月１回	担当職員	労働災害防止及び職員の健康管理に関する事項の協議
感染症対策委員会	3か月に1回	担当職員	感染症の予防及び対策に関する事項の協議
広報委員会	随時	担当職員	広報誌の編集
事故・苦情・拘束等対策委員会	月１回	担当職員	事故・苦情・拘束等に関する事項の協議

②　研修

ア　施設研修

研修委員会が計画し、外部講師を招いての講習、看護職員及び理学療法士による講習、復命研修等を行います。

イ　法人研修

法人内研修に積極的に参加します。

ウ　外部研修

職種ごとの専門的な知識、技術等の取得のため、関係機関による研修に参加します。参加後は復命研修を行います。

③　防災対策

ア　職員の防災研修、訓練を定期的に行い、非常時における利用者の安全確保に努めます。

イ　非常時に備え、近隣住民、近隣施設との協力体制の充実に努めます。

④　事故・苦情対策

ア　事故を予防する意識を持ち、小さな変化も見逃さないよう目配り、気配りを徹底します。

イ　ひとつひとつの行動を丁寧に確実に行います。

ウ　事故が起こった際には、原因を究明し再発防止の検討、評価を行います。

エ　苦情に至らない細かな意見も取り上げ、施設内で共有します。寄せられた苦情、意見に対しては速やかに誠意をもって対応します。

⑤　権利擁護

基本的人権を尊重し、身体拘束ゼロ、行動制限ゼロ、高齢者虐待ゼロを実施します。また、言葉を大切にし、常に敬いの言葉で接します。

⑥　健康管理

心身の状況の把握、状態の変化を早期に発見し、健康の維持に努めます。また、関係機関、家族と連携を図って適切な対応をします。

ア　食中毒予防

施設内の衛生保持に努めるとともに、衛生保持用品の充実を図り食中毒を予防します。

イ　感染症対策

「感染源を持ち込まない」を第一に利用者、職員の健康チェックを行い、感染症の早期発見に努めます。流行が認められた時には主治医の指示を仰ぎ早期対応をします。

⑦　地域交流・ボランティア

納涼会等の行事や学校、保育園との交流を通じ地域との交流を図ります。また、通常のボランティアに加え、手芸や園芸指導等のボランティアを依頼します。

⑧　実習生受け入れ

実習生・研修生を積極的に受け入れ社会に貢献するとともに、事業所のスキルアップにもつなげます。

⑨　施設管理と環境整備

施設内で生活する方々全てが、安全で気持ち良い環境で過ごせるように施設内外の美化環境整備に努めます。

（3）事業別計画

①　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率、特別養護老人ホームは９７％、地域密着型特別養護老人ホームは９７％の達成を目指します。

a　特養部会での情報交換、共有を図り、退居から入居までをスムーズに行い空床を減らします。

b　施設入居に支障がない適切なサービス提供ができる職員配置･体制を整えていきます。

（イ）加算の算定及び見直し

褥瘡マネジメント加算を新たに算定していくとともに、今までに算定している加算の状況、算定要件を確認し、手順や記録などの整理、整備の仕方を見直していきます。

（ウ）ケアの質の向上

a　施設アンケート調査を実施し、調査結果（課題）へ取り組むことによって、資質の向上を図ります。

b　職員アンケートで最も多かった「看取り」と「職員育成」の項目を取り上げ、検討班を通じて検討を行いながらより良いサービス提供につなげていきます。

c　定期的に特養内での研修会を企画し、職員の技能向上を図ります。

イ　事業内容等

（ア）食事

食の楽しみを大切にし、一人ひとりの嗜好と心身の状態にあった食べやすい食事を提供します。また、季節感を感じられる食事の工夫を行います。調理品の保存にあたっては衛生面に十分注意を払います

（イ）口腔衛生

口腔ケアを継続的に実施し、清潔な口腔で日々の爽快感の提供と誤嚥性肺炎の防止に努めます。

（ウ）排泄

個々の排泄パターンを把握し、快適な排泄ができるように援助します。プライバシーには十分に配慮します。

（エ）入浴

身体の清潔の保持と精神的な安らぎを得るために週２回の入浴を行います。身体状況により入浴できなかった方には清拭を行います。

（オ）健康管理

入居者の日常観察を行い、疾病の早期発見と年２回の健康診断により健康の保持を確認します。

（カ）機能訓練

a　入居者の身体、生活状況やニーズを把握し、日常生活活動の維持を目的に個別機能訓練計画を作成し、他職種と協働して個別機能訓練を行います。

b　一人ひとりが生き生きと楽しみを持って生活ができるよう、生活、趣向にあった余暇活動、クラブ活動を提供します。また、地域と連携し地域に役立つ活動を行います。

c　個々に合った福祉用具・生活環境を提供するための助言、提案を行います。

（キ）行事

a　入居者の意見を取り入れた中で、生活の節目、季節を感じられる行事を行い、生活に変化と楽しみを持てるようにします。

b　家族や地域との交流の場として納涼会やあかね祭を開催します。

（ク）家族との連携

a　家族より本人の望む生活を聞きとり、個別ケアに役立てます。

b　行事等には家族の参加及び支援を呼び掛けます。

c　施設での生活の様子を随時報告します。

d　近況については月１回の「おたより」でお知らせします。

②　（介護予防）短期入所生活介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９５％の達成を目指します。

a　各居宅事業所へ空き情報を伝えるため、ホームページ上の空き情報の更新、居宅事業所へ月１回の訪問を行います。

b　特養入居者の入院等で空床が出た場合は、積極的に緊急利用等に対応します。

c　利用者、家族の希望に沿った対応を行い、次回の利用につなげます。

（イ）職員の資質の向上

a　「笑顔と思いやりの心」「敬いの心」を基本として全ての人へ丁寧に関わります。また、言葉も大切にし、常に敬いの言葉で接します。

b　短期入所会議を活用し、３か月に１度を目安に、振り返りを行います。

c　職員へ取り組みについてのアンケート調査を実施し、各検討会（食事、リスク、入浴、排泄等）で検討を行います。

d　各検討会の取り組みを充実させ職員のモチベーションアップを図ります。

（ウ）リスクマネジメント

a　家族の希望と本人の思いに差が生じることを念頭に、リスクについて十分説明し理解を図ります。

b　事故時や体調不良時の対応について、代理人のみならず、家族、場合により親族に至るまで説明を行います。

c　利用時や利用毎の状態変化に気付いた際には、看護職員へ報告し、関係機関、家族と連携を図って適切な対応をします。

d　利用者が落ち着ける空間づくりを行います。

e　紛失事故に対するマニュアル作成を行います。

f　事故、苦情、ヒヤリハットについて根本的な解決となるような対策を検討し、再発防止を行います。

g　事故対策として、ヒヤリハットや事故報告の集計、分析を行い、重大事故の防止に役立てていきます。

h　感染症に対するマニュアル作成を行います。

i　感染症発生時や疑いがある場合には、マニュアルに沿った対応を行います。

（エ）家族との連携

a　在宅での状況把握に努め、スムーズな利用に向けた取り組みを行います。また、利用中の状況を随時報告し、在宅生活が円滑に行われるよう連携を図ります。

b　面会や送迎時、担当者会議を利用し、家族からの想いや、一人ひとりの暮らしぶり等を聞きだし、個別ケアに繋げて行きます。

イ　事業内容等

（ア）食事

食の楽しみを大切にし、一人ひとりの嗜好と心身の状態にあった食べやすい食事を提供します。落ち着いた雰囲気で食事ができるよう、食器等配慮します。調理品の保存、調理をする際には衛生面に十分注意を払います。

（イ）口腔衛生

口腔ケアを継続的に実施し、清潔な口腔で日々の爽快感の提供と誤嚥性肺炎の防止に努めます。

（ウ）排泄

a　個々の排泄パターンを把握し、快適な排泄ができるように援助します。排泄援助が他者に分からないように工夫をし、プライバシーには十分に配慮します。

b　希望に合わせ、同性での対応を行います。

（エ）入浴

a　身体の清潔の保持と精神的な安らぎを得るために、個々に合わせた入浴を行います。希望に合わせ、同性での対応を行います。

b　身体状況により入浴できなかった方には清拭を行います。

（オ）健康管理

心身の状況の把握、状態の変化を早期に発見し、看護職員へ報告・相談を行い、健康の維持に努めます。また、関係機関、家族と連携を図って適切な対応をします。

（カ）機能訓練

利用者からの要望や家族の想いから、担当介護支援専門員や関係者と相談し、利用中に日常生活動作が維持できるようにします。

（キ）行事

季節の節目、変化に合わせた行事を行い、生活に変化と楽しみを持てるようにします。

（ク）家族との連携

在宅での状態、様子等の情報共有に努め、利用者の状況を随時報告しながら生活支援について連携を図ります。本人、家族の希望を尊重した対応を取ります。

（ケ）送迎

利用者の身体状況に合わせ、負担のかからない送迎を家族及び介護支援専門員と共に検討します。運転に際しては、交通ルールを遵守し安全かつ丁寧に行います。

③　通所介護事業・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率７０％の達成

毎月１回以上、居宅介護事業所を訪問し、ファミール通信や事業所向け空き情報を配布、

また介護支援専門員と連携を密にする事で目標稼働率の達成を目指します。

（イ）送迎

利用者の身体状況に合わせ、負担のかからない送迎を家族及び介護支援専門員と共に検討します。運転に際しては、交通ルールを遵守し安全かつ丁寧に行います。また、送迎の体制を見直し、山間地の送迎を充実させます。

（ウ）クラブ活動の充実

音楽クラブ、手芸クラブ、体操クラブ等を通じ、利用者が満足感を得られ、自由に参加、選択できるクラブ活動を目指します。

（エ）個別ケア

a　利用者や家族との日々の関わりの中からニーズを把握し、職員間で統一したケアを行います。そのために「通所介護計画実行表」を活用し、一人ひとりにあった嗜好、意向をとらえ、個別のサービスを提供します。

b　年に１回のアンケートを実施し、利用者のニーズを把握します。

（オ）環境整備

a　広いフロア内を自由に安全に自立動作で移動できるよう、常に整理整頓を心がけ、歩行器・車椅子の整備にも努めます。

b　衝立等で工夫し、利用者が個別に寛げる環境づくりを目指します。

c　食器を陶器に変える事で、見た目も楽しく食事ができる雰囲気作りに努めます。

（カ）職員の資質向上

a　すべての職員が利用者の苗字呼称を徹底します。また､小さなことでも「ありがとう」と感謝の気持ちを伝えます。

b　一ヶ月に一回のスタッフ会議を通じて、ケアについての振り返りや検討を行います。

c　職員同士のお互いの気づきを認めあうことでモチベーションの向上を目指します。

イ　事業内容等

（ア）食事

在宅生活での食事を基本に、楽しく食事ができる雰囲気作りに努め、嗜好と身体状況に合わせた食事を提供します。

（イ）口腔衛生

昼食後の口腔ケアを実施し、日々の爽快感の提供と誤嚥性肺炎の防止に努めます。

（ウ）排泄

在宅生活との継続性を図りながら、プライバシーに十分配慮し、身体状況や排泄パターンに合わせた支援を行います。

（エ）入浴

a　身体状況に合わせ、一般浴槽、リフト浴槽、ストレッチャー浴槽を準備し、自分で出来る事はしてただきながら、安全で気持ちの良い入浴サービスを提供します。

b　出来るだけ同性介助を心掛けます。

（オ）健康管理

a　来園時の手洗い・うがいを徹底し感染症の予防に努めます。

b　日々の観察と健康チェックによる状態変化の早期発見に努め､関係機関と連携を図り、健康維持を支援します。

c　毎月、体重測定を行います。

（カ）機能訓練

a　利用者の在宅生活の継続につながる機能訓練を提供します。

b　軽体操の工夫をこらし、デイサービス利用時だけではなく自宅でも簡単に取り組めるメニューを提供します。

（キ）行事

a　季節毎に楽しんでいただけるような行事や、歌や踊りのボランティアを積極的に受け

入れ、地域との繋がりを持てるプログラムを提供します。

b　歩行訓練は目標を設定し、その目標が達成された時は表彰状を授与する等、利用者が意欲的に参加できるよう工夫をします。

（ク）家族との連携

a　送迎時等、日頃のコミュニケーションによる信頼関係を大切にし、連絡帳を通して家族との情報交換を図ります。

b　デイサービスの様子を伝える「ファミール通信」を発行します。

（ケ）送迎

利用者の身体状況に合わせ、負担のかからない送迎を家族及び介護支援専門員と共に検討します。運転に際しては、交通ルールを遵守し安全かつ丁寧に行います。

④　居宅介護支援事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標数２１００件の達成を目指します。

（イ）選ばれる事業所づくり

a　地域の介護相談受付窓口として、懇切丁寧な対応を心がけ各種相談に応じます。

b　地域包括支援センターと連携し、地域ケア会議、事例検討会等への事例提供等を行い地域課題の抽出、社会資源の創出へ協力を行います。

（ウ）サービスの質の向上

a　各種研修会に積極的に参加するとともに、個人研修や事例検討会を通して専門性を深め、ケアマネジメント能力を高めます。

b　年２回自己評価と年１回アンケート調査を実施し、課題へ取り組むことによって資質の向上を図ります。

（エ）支援困難ケースへの積極的な支援

a　地域包括支援センターからの支援困難ケース依頼に対して積極的に支援提供を行います。

イ　事業内容等

（ア）ケアマネジメント業務

介護を必要とされる方ご本人の意思を尊重しながら自立支援につながる利用者本位を基本とし、ご本人の要介護状態や生活状況を把握したうえで、ご本人が望む生活を送れるよう、介護サービスや様々な社会資源を組み合わせてケアプランを作成しケアプランに従ってサービスが提供できるよう事業者等との調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認する一連の業務を行います。

（イ）相談支援業務

a　地域住民からの在宅介護に関する相談に応じ、各種サービスの利用や関係機関へ紹介等の便宜を図ります。

b　介護サービス事業者についての苦情等の受付窓口となります。

（ウ）多職種による連携

居宅サービス事業所、医療、行政、地域包括支援センター等、各関係機関と連携を図り、住み慣れた地域での生活を続けられるように支援します。

（エ）高齢者虐待の早期発見、早期対応

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めます。

３－３　ケアセンター三好園しんざ事業計画（高齢）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	ケアセンター三好園しんざ
所在地	新潟県十日町市新座甲 609 番地２
設立年月日	平成 16 年５月１日
敷地面積	4,633.71 ㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
延べ床面積	4,851.60 ㎡
施設長名	富井　健二
電話番号	025-752-7670
ＦＡＸ番号	025-752-7672
Ｅ-mail アドレス	info-shinza@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	50 人	平成 16 年５月１日	1571000379	
（介護予防）短期入所生活介護事業	20 人	平成 16 年５月１日	1571000387	十日町市、小千谷市津南町
通所介護事業	30 人	平成 16 年５月１日	1571000361	十日町市、小千谷市
日常生活支援総合事業通所介護相当サービス		平成 30 年４月１日	1571000361	十日町市
日常生活支援総合事業　通所型サービスＡ	10 人	平成 29 年５月１日	1571000361	十日町市
（介護予防）訪問看護事業		平成 16 年５月１日	1561090042	十日町市、小千谷市津南町
居宅介護支援事業		平成 16 年５月１日	1561090059	十日町市、小千谷市津南町
地域包括支援センター事業		平成 18 年４月１日	1501000010	十日町市

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
入居検討会議	3か月に1回	第三者委員、関係職員	入退居に関する事項
施設長・係長会議	随時	関係職員	事業所の運営全般に関する事項
職員会議	年２回	関係職員	事業全般に関する事項
事業会議（事業所連携会議）	月１回	関係職員	センターの事業運営に関する事項、事業所内サービスの情報交換
班会議	随時	関係職員	担当業務全般に関する事項

食事運営会議	月１回	関係職員、給食委託業者	食事提供全般に関する事項
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係わる事項
担当者会議	月１回	関係職員	特養、短期に関する事項
リーダー会議	月１回	関係職員	ユニット及びリーダー業務等に関する事項
合同リーダー会議	月１回	関係職員	ユニット及びリーダー業務等に関する事項
ユニット会議	月１回	関係職員	ユニットに関する事項
合同ユニット会議	月１回	関係職員	ユニットに関する事項
食のプロジェクト会議（仮称）	随時	関係職員	多面的に食を捉え、暮らしをサポートする事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
感染症対策委員会	3か月に1回	担当職員	感染症予防、対策等に関する事項
事故･苦情･拘束等対策委員会	月１回	担当職員	事故・苦情に関する事項 ※事業会議に準ずる
個人情報管理委員会	随時	担当職員	個人情報保護・管理に関する事項
防災委員会	随時	担当職員	防災に関する事項
広報委員会	随時	担当職員	広報に関する事項
研修委員会	随時	担当職員	研修に関する事項
地域交流委員会	随時	担当職員	地域交流、ボランティアに関する事項

ウ　検討班

検討班	月１回	関係職員	テーマ別に関する事項 （食事・リスクマネジメント・排泄・個別ケア

②　研修

職員一人ひとりの職務遂行能力を高めていくために研修を計画的に実施します。研修は、法人、事業所、研修委員会が連携を取りながら分担をして取り組みます。

ア　法人研修

イ　施設研修

ウ　関係団体、外部団体主催の研修

エ　自己研修、自己研鑽

③　防災対策

ア　災害予防の意識を常に持ち、万一災害が発生した場合でも被害が最小限で食い止められるよう定期的に防災訓練を実施します。

イ　必要に応じてマニュアルの見直しを行い、より良い防災手順の確認を行ないます。

④　事故・苦情対策

ア　事故に対して予防の意識を常に持ち、マニュアルの遵守、気配り、目配りの徹底、研修等を通じて事故の発生を未然に防ぎます。

イ　事故が発生した場合には、直ちに検証を行い同様の事故の再発防止に努めます。
ウ　事故に関する事項については、事故対策委員会が主体となって取り組みます。
エ　事業所の中に意見箱を設置して、苦情や要望が表明しやすい環境作りに努めます。また、寄せられた苦情や要望に対しては速やかに対処しその結果を公表します。
オ　苦情に関する事項については、苦情対策委員会が主体となって取り組みます。

⑤　権利擁護
ア　利用者を主体と考え、利用者の尊厳を守り、個人を尊重して関わっていくことで満足度の高いケアを提供します。目に見える拘束、虐待はもとより、言葉や態度等の目に見えない拘束、虐待も絶対に行わないことを前提にケアを実践します。
イ　拘束、虐待に関する事項については、拘束対策委員会が主体となって取り組みます。

⑥　健康管理
ア　職員は衛生意識を強く持ち、「持ち込まない、持ち出さない」「１ケア１手洗い」等、マニュアルの遵守を通して食中毒や感染症等の予防に努めます。食中毒や感染症が発生した場合には速やかに適切な措置を講じます。
イ　食中毒、感染症に関する事項については、感染症対策委員会が主体となって取り組みます。
ウ　メンタルヘルス対策に取り組みます。

⑦　地域交流・ボランティア
ア　ボランティア
（ア）多様な形で事業活動を支援していただくため、ボランティアの発掘、育成とその受け入れを推進します。
（イ）ボランティア講座、ボランティアの集いを開催します。
イ　地域交流
（ア）地域との交流を深めるために、地域を含む行事を積極的に展開します。また、地域行事へも積極的に参加します。
（イ）地域交流スペースを地域交流の拠点として位置づけ、地域と共同して様々な事業活動を実施します。

⑧　実習生受け入れ
ア　ユニットリーダー研修実地研修施設として、積極的に研修生を受け入れます。
イ　後継者育成と事業所の教育的機能を果たすため、可能な範囲において積極的に実習生、研修生を受け入れます。

⑨　施設管理と環境整備
ア　事業所が常に清潔で気持ちの良い建物であるように、職員一人ひとりが各々の業務を通して事業所の衛生、美化に努めます。
イ　住宅密集地に立地しているので、建物周辺の美化と清潔に対する気配りを徹底します。

（３）事業別計画
①　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
ア　今年度の重点取り組み
（ア）目標稼働率９８％の達成を目指します。
空き室を作らないことに努め、稼働率を達成します。
（イ）食事を通して五感で暮らしを感じられるよう、ユニットのキッチンを活用します。また、「食」に関して楽しみが得られるイベントを実施します。そして、多職種で「食」を多面

的にサポートし、暮らしの継続に役立てます。

（ウ）入居者一人ひとりの暮らしの意向を確認し、暮らしに楽しみを加えた中でプラン及び２４時間シートに基づいたサービスを実施します。また、入居者の暮らしのデータを基に、２４時間シートの内容を整理し活用します。

（エ）入居者の一日の暮らしぶりが見えるような記録の在り方を検討し、モニタリング、評価につながるように取り組みます。タブレットを活用し記録の充実を図ります。

（オ）抱えない介護（ノンリフティングケア）を目指し介護機器を活用します。入居者の動作に合わせ、また身体への負担を軽減し、安心安全な介護を実施します。

イ　事業内容等

（ア）食事

a　入居者満足の視点を大切にして、五感で楽しんでいただけるような献立作りに努めます。また、個々の健康の維持増進が図られることを目的として、関係職種と連携をとりながら栄養改善に努めます。

b　施設の調理業務については、外部事業者に業務委託をします。

c　衛生管理は作業マニュアルを遵守し、Ｏ１５７やノロウイルス等の食中毒や感染症防止に努めます。

d　介護職員及び入居者が関わるユニットの調理においては、調理マニュアルの遵守を通して安全な食事の提供を心がけます。

e　栄養管理は関係職種と連携しながら入居者の嗜好や身体の状況（持病、嚥下力等）に配慮した食事提供を心がけます。また、定期的にモニタリングを行い、状態の変化に合わせて食事内容の見直しを行います。

f　季節に合わせた食事提供や郷土に伝わる食べ物を献立に入れ、家庭の味を楽しめるよう配慮します。また、ユニットでの料理、おやつ作りを通じて楽しみを持てるように企画し実施します。

g　落ち着いた雰囲気の中で食事ができるように、配膳方法や使用食器も配慮します。

h　施設の意向に沿い食事が提供されるように、委託業者と緊密な連携を行っていきます。施設の管理栄養士が窓口となって調整を行う以外に毎月定例の食事運営会議を開催し、相互の意思疎通を図ります。また、食事の質を高めるため、ミーティングや勉強会を行っていきます。

（イ）口腔衛生

入居者へ適切な口腔ケアを実施できるように定期的に口腔ケアマネジメント委員会を開催します。

（ウ）排泄

個々の排泄パターンを把握し適切な排泄用品の使用や関わりを行うために、排泄に関するアセスメントを実施します。できるだけ排泄援助を他人に気付かせない等、プライバシーへの配慮も確実に行います。

（エ）入浴

個人の身体状況や好みに合わせた入浴を安全に行います。

（オ）健康管理

疾病や障害を抱えながらもその方なりの健康状態を維持し、その方らしい日常生活が送れるように嘱託医師を含み医療・介護のチームで支援を行ないます。

（カ）機能訓練

a　一人ひとりの「その人らしさ」を大切にした生活を送れるよう、関係職種が協働し、残存機能や潜在能力を活かした日常生活活動の維持を支援していきます。また、個人の意向を尊重しながら、余暇活動や憩いの時間を設けることで、暮らしを楽しんでいただけるよう支援します。

b　自立度や身体的特徴等、その方の状態に合った食事、移乗、排泄、入浴介助等の技術

を提案します。現在の「できること」を維持できるように理学療法士を中心にサポートします。

c　一人ひとりが趣味、趣向に沿った余暇時間を過ごせるよう、サークル活動やユニット外活動を実施します。

（キ）行事

a　地域との交流の場として施設全体で夕涼み会、神無月の集いを開催します。また、地域の行事へも参加します。

b　各ユニット、フロアーで四季を感じられる行事を行います。

（ク）家族との連携

a　しんざサポーターズクラブ（家族会）と協力し入居者の暮らしの向上に努めます。

b　家族へ近況報告や行事の誘い等を毎月行い、家族との関係を深めます。

c　しんざサポーターズクラブと一緒に家族と職員の懇親会を企画し、三好園しんざでの暮らしの理解を図ります。

（ケ）その他

個別ケアをチームで支えていくために、専門職として研修会に参加し、知識、技術を深めます。

②　（介護予防）短期入所生活介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９７％の達成を目指します。

より多くの利用者から利用していただくことにより、数値目標を達成します。

（イ）「その人らしい暮らし」を知る為に２４時間シートの更新を行います。利用中の様子や家族との連絡、情報交換を行い「暮らし」を深めていきます。

（ウ）余暇時間の充実に向けて利用者の楽しみを確認し、行事や企画を計画します。また、ユニット毎に、選択ができるような趣味や活動の幅を広げます。

（エ）ＩＣＴ介護機器を活用し居室環境の充実を図ります。「いつもと同じ」と思えるような安心できる環境を整えます。

（オ）短期入所生活介護計画書の評価やアンケートを行い、ケアの質を高めていきます。また、担当介護支援専門員との連携と情報交換を行います。

イ　事業内容等

（ア）食事

a　利用者満足の視点を大切にし、楽しみを感じられる献立を作ります。個々の健康維持増進が図られることを目的として、関係者と連携を図ります。

b　施設調理業務については外部事業者に業務委託します。

c　衛生管理は作業マニュアルを遵守し、Ｏ１５７やノロウイルス等の食中毒や感染症防止に努めます。

d　介護職員及び利用者が関わるユニットの調理においては、調理マニュアルの遵守を通して安全な食事の提供を心がけます。

e　栄養管理は関係職種と連携しながら利用者の嗜好や身体の状況（持病、嚥下力等）に配慮した食事提供を心がけます。また、定期的にモニタリングを行い、状態の変化に合わせて食事内容の見直しを行ないます。

f　利用者から喜んでいただけるよう季節に合わせた食事提供や郷土に伝わる食べ物を献立に入れ、家庭の味を楽しめるよう配慮します。また、ユニットでの料理、おやつ作りを通じて楽しみを持てるように企画し実施します。

g　落ち着いた雰囲気の中で食事提供ができるように、配膳方法や使用食器も配慮します。

h　施設の意向に沿い食事が提供されるように、委託業者との緊密な連携を行っていきます。施設の管理栄養士が窓口となって調整を行う以外に毎月定例の食事運営会議を開催

し、相互の意思疎通を図ります。また、食事の質を高めるため、ミーティングや勉強会を行っていきます。

ｉ　多職種で「食」を多面的にサポートし、暮らしの継続に役立てます。

（イ）口腔衛生

食後に利用者に合わせた適切な口腔ケアを実施します。

（ウ）排泄

在宅での排泄パターンを継続できるように、一人ひとりに合わせた排泄ケアを実施します。また、プライバシーへの十分な配慮を行います。

（エ）入浴

個人の身体状況や好みに合わせた入浴を安全に行います。また、プライバシーへの十分な配慮を行います。

（オ）健康管理

ａ　利用者の体調管理に努めます。

ｂ　利用中の著変については速やかに関係機関と連携しながら適切な対応を行います。

（カ）機能訓練

担当の介護支援専門員や関係者と情報共有をしながら、利用中に日常の生活動作が継続できるように支援します。

（キ）行事

ａ　クラブ活動等を企画実施します。

ｂ　季節を感じられる行事を行います。

（ク）家族との連携

利用前には利用者、家族の意向を確認します。また、帰宅日には利用中の様子を「お便り」に載せ家族との情報交換を密にします。

（ケ）送迎

ａ　交通ルールを遵守して事故を起こさないよう安全に車輌を運行します。

ｂ　乗降車時の事故予防対策を徹底します。

ｃ　利用者一人ひとりに合わせた送迎方法を検討し実施します。

（コ）その他

利用者が楽しく安全に過せるように職員間での情報の共有を行い、気配り、目配りを徹底します。

③　通所介護事業・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス・通所型サービスＡ）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率８５％の達成を目指します。

（イ）利用者及び家族や地域から選ばれる魅力的な事業所をつくります。

（ウ）通所介護計画書の作成、見直しやアンケートの実施により、個々の利用者ニーズを把握し、サービスの向上を図ります。

（エ）自立支援を目的とした個別機能訓練の参加の向上を図り、希望する利用者には理学療法士が個別機能訓練を提供します。

（オ）個別化したクラブ活動や各種教室の充実を図り、利用者から選んでいただける提供メニューの本物化を目指し取り組みます。

（カ）個別ケアの実践に向け、７時間シートを活用し、個々の利用者ニーズに対応できる様、職員一人ひとりの質の向上と記録類の電子化、情報の共有を図ります。

イ　事業内容等

（ア）食事

ａ　利用者の嗜好に配慮しながら栄養のバランスを考慮し、また季節感のある食事を提供します。

b　低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者については、関連機関や管理栄養士と連携をとりながら、栄養状態の改善を図れるよう支援していきます。

c　多職種で「食」を多面的にサポートし、暮らしの継続に役立てます。

（イ）口腔衛生

昼食後に歯磨き、うがいを行うことにより口腔内の清潔を保ちます。

（ウ）排泄

a　個別援助計画を基に在宅生活との継続性を図りながら利用者の身体状況に合わせたケアを行います。

b　ケアの際にはプライバシーに十分配慮します。

（エ）入浴

a　心身の爽快感、また身体の清潔を保つという観点から入浴を行います。プライバシーへの配慮から浴室は男女別に分け、同性介助を行います。

b　お風呂の種類として、リフト浴槽、個人浴槽、家庭浴槽を準備し、利用者の状態及び希望に応じて入浴形態を決めることができるようにします。

c　入浴で、皮膚状態やけがの有無を確認し、家族、ケアマネージャーと情報を共有します。

（オ）健康管理

a　来園時、利用者の手洗いうがいを支援することで感染症の予防を行ないます。

感染症が流行する時期は来園時にアルコール消毒、職員と利用者のマスク着用、職員は出勤時の検温、利用者は家庭での検温、又は乗車時の検温で発熱を発見します。

b　本人、介護者からの情報を基にして利用者の健康状態を把握します。

c　利用日ごとの観察を基にして利用者の心身の状況変化を把握します。

d　緊急時は、家族及び主治医と連絡をとり、必要な対応を行います。

e　サービス提供場面で、職員が媒体となって病気の感染を拡大させることのないよう、１ケア１手洗いを基本にマニュアルに沿った対応で予防に努めます。

（カ）機能訓練

a　利用者の自立支援を目的としたリハビリテーションを実施します。

b　利用者が他の介護保険サービス等で機能訓練を既に実施している場合には、その関連に留意し対応を検討します。

c　転倒予防、介護予防に効果が期待できるとされるトレーニングマシンを用いてリハビリテーションを実施し、自立範囲の拡大と残存能力の維持を目指します。

（キ）行事

a　クラブや個人対象の余暇活動を実施します。計画に際しては、利用者一人ひとりの心身の状態や希望等を考慮します。また、実施に際しては参加を強制することのないよう注意します。

b　季節感を感じていただくために諸行事を実施します。

（ク）家族との連携

a　連絡ノートでの情報のやりとりや送迎時の状態の確認を行うことで家族との情報交換を行います。

b　年２回「しんざだより」を発行し、利用中の様子をわかりやすく家族へ伝えていきます。

c　家族介護者教室を開催し、研修を通じて介護者間の交流を深めるとともに職員との信頼関係を築きます。

d　サービス担当者会議に参加し、他サービス事業所と連携をとりながら、利用者、家族の意向を確認します。

（ケ）送迎

a　交通ルールを遵守して事故を起こさないよう安全に車輌を運行します。

ｂ　乗降車時の事故予防対策を徹底します。

ｃ　移動による利用者の身体への負担の軽減を図るため、一人ひとりの身体状況に合わせた送迎方法を検討して実施します。

ｄ　安全運転に関する講習会を開き、職員の意識を高めます。

（コ）その他

利用者一人ひとりが、楽しく安全にデイサービスを利用することができるよう、職員間で情報の共有を行い、気配り、目配りを徹底します。

④　（介護予防）訪問看護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標訪問回数１９０回の達成を目指します。

可能な限り多くの方から利用してもらえるように、サービスの提供内容の把握に努め、実利用者数を確保します。

（イ）利用者、家族のニーズを把握し、看取りケアへの体制を整え対応します。

（ウ）各種研修会に参加し、訪問看護師としての知識、技術向上に努めます

イ　事業内容等

（ア）利用者、家族が安心して在宅療養生活を継続できるように、主治医及びサービス提供事業者との連携を密にしながら、よりよい看護サービスを提供し、家族のサポートに当たります。

（イ）チーム内で適宜情報交換を行い、統一されたサービスが提供できるようにします。

（ウ）退院時に医療機関との連携を密にし、在宅療養への移行がスムーズに行くように努めます。

（エ）看護手順を遵守する等して、サービス提供時の事故予防に努めます。

（オ）サービス提供場面で、職員が媒介となって病気の感染を拡大させることのないよう、マニュアルに沿った対応で予防します。

（カ）安全運転の励行、交通ルールを遵守して事故を起こさないよう安全に車輌を運行します。

⑤　居宅介護支援事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標数２１０件の達成を目指します。

一人の介護支援専門員の１か月のケアプラン作成実績３５件を数値目標とします。

（イ）特定事業所加算Ⅱを継続できるように、運営基準を遵守し、算定要件を満たします。

（ウ）自己目標を設定し、評価表を用いて年２回の自己評価を行い、個々の資質向上に努めます。

（エ）アンケート調査を実施し、その結果をもとに介護支援専門員一人一人が自身のケアマネジメント方法を見直し、次に活かしていけるようにします。

イ　事業内容等

（ア）ケアマネジメント業務

利用者の心身の状態をアセスメントすることで生活課題を明らかにしケアプランの原案を作成します。原案の内容についてサービス担当者会議を開催し専門的な見地で意見を求めたのちケアプランを確定します。その内容については利用者及び家族に説明をし、同意を得ます。ケアプランを交付しサービスが開始されたのちも実施状況をモニタリングしニーズの変化を把握しつつ必要な場合は再アセスメントを行いケアプランの見直しを行います。

（イ）相談支援業務

ａ　地域住民からの在宅介護に関する相談に応じ、各種サービスの利用や関係機関へ紹介等の便宜を図ります。

ｂ　介護サービス事業者についての苦情等の受付窓口となります。

（ウ）多職種による連携

居宅サービス事業所、医療、地域包括支援センター等、各関係機関と連携を図り、住み慣れた地域での生活を支援するとともに、高齢者虐待の早期発見、防止に努めます。

⑥　地域包括支援センター事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標数、請求件数１６０件の達成

委託事業所を含めたひと月の請求件数、１６０件を目標とします。

（イ）介護予防ケアマネジメント

対象者の状況を適切にアセスメントし、その人に合った目標の設定、適切な量・内容をプランに取り入れていくことで要支援・要介護状態の予防やその悪化の防止を図り、自立した生活を送れるよう支援します。また、ケアマネジメント力向上を目的に作成したケアプランを事業所内で回覧し自立支援に則した目標設定であるか確認をします。

（ウ）地域ケア会議

地域ケア会議の開催により、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること、さらには個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化、共有された地域課題の解決に必要な社会資源の開発や地域づくりを行います。

（エ）介護予防・認知症啓発

出前講座により介護予防の知識（運動・口腔ケア・栄養改善・認知症予防）を普及し、高齢者自らが自分に合った介護予防の取り組みができるよう支援します。さらに、認知症についての正しい知識を普及し、高齢者の見守り、支え合いのための取り組みについて周知し、啓発を図ります。

イ　事業内容等

（ア）介護予防及び介護予防マネジメント業務

要支援者及び事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき介護予防・日常生活支援総合事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

（イ）総合相談支援業務

高齢者が安心して生活を続けられるよう、相談にワンストップで対応し、介護保険サービスだけでなく地域の様々な社会資源を活用し、関係機関とのネットワークを活かし総合相談、支援を通じて制度の垣根を越えた横断的、多面的な支援を行います。

（ウ）権利擁護業務

ａ　成年後見の活用促進

ｂ　高齢者虐待への対応（十日町市高齢者虐待マニュアルに基づき、速やかに状況を確認し、関係機関と連携し適切な対応を図ります。）

ｃ　困難事例への対応

ｄ　消費者被害の防止

（エ）包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの長期的な実施、ケアマネージャーの技術向上のためケアマネージャーへの個別指導、支援困難事例等への指導、助言、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、地域のケアマネージャーの後方支援を行うとともに、多職種の連携、協働による支援を行います。

３－４　複合型介護施設三好園四ツ宮事業計画（高齢）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	複合型介護施設三好園四ツ宮
所在地	新潟県十日町市本町６の１丁目 320 番地９
設立年月日	平成 19 年７月１日
敷地面積	2,002.31 ㎡
建物構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺２階建
延べ床面積	1,339.09 ㎡
施設長名	村越　洋子
電話番号	025-750-5288
ＦＡＸ番号	025-757-0827
Ｅ-mail アドレス	info-yotsumiya@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）	20 人	平成 19 年７月１日	1591000037	十日町市在住者
（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業	登録 29 人 通い 18 人 泊り９人	平成 19 年７月１日	1591000029	介護保険事業計画に定められた生活圏域

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
入居検討会議	3か月に1回	第三者委員、関係職員	入退居に関する事項
運営推進会議	2か月に1回	関係職員	事業の報告、評価・助言、外部評価に関する事項
職員会議	年２回	関係職員	事業全般に関する事項
事業会議	月１回	関係職員	事業運営に関する事項、各種委員会
班内会議	随時	関係職員	担当業務全般に関する事項
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係る事項
合同リーダー会議	月１回	関係職員	ユニットに関する事項
ユニット会議	月１回	関係職員	ユニットに関する事項
小規模スタッフ会議	月１回	関係職員	小規模に関する事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
事故・苦情・拘束虐待等対策委員会	毎月	担当職員	事故苦情、身体拘束・虐待廃止に関する事項

感染症及び食中毒対策委員会	4･7 月と感染症流行期には毎月	担当職員	感染症及び食中毒に関する事項
口腔ケアマネジメント委員会	3か月に1回	担当職員	口腔ケア体制に関する事項
喀痰・吸引安全委員会	6か月に1回・随時	担当職員	喀痰・吸引業務等の安全に関する事項
褥瘡対策委員会	3か月に1回	担当職員	褥瘡予防に関する事項
防災委員会	随時	担当職員	防災に関する事項
研修委員会	随時	担当職員	研修に関する事項
広報委員会	随時	担当職員	広報に関する事項
地域委員会	随時	担当職員	地域活動・ボランティアに関する事項

② 研修

職員の人材育成やサービス向上に向けた研修を計画的に実施します。

ア 法人研修

社会人としての人間形成や専門職としての知識・技術の向上等を目指し、法人内研修に参加します。

イ 施設研修、グループ施設研修

研修委員会が企画運営を行い定期的に開催します。

ウ 外部研修（関係団体・外部団体主催）

職種の専門的な知識技術を習得するために、各種研修会に参加します。そして、復命をする機会を設けます。

エ 職場内研修

各部署で企画運営を行い、研修会を開催します。

③ 防災対策

防災委員会が中心となり、防災計画に則り、災害が発生した場合でも被害が最小限で食い止められるように定期的に防災訓練を実施します。そして地域との協力体制の構築を継続します。

④ 事故・苦情対策

ア 研修への参加、マニュアルの尊守等によって事故予防の意識を醸成する。

イ ハインリッヒの法則に基づき、ヒヤリハット事例を挙げることでアセスメント行ない情報共有を図り事故を未然に防ぐことができるように努めます。

ウ 意見箱を設置する等で苦情や要望を受け付けやすい環境を整えます。寄せられた苦情や要望に対しては誠意をもって対応します。

⑤ 権利擁護

ア 利用者が安心して、自分らしく暮らし続けるために必要な当たり前の権利を守り、言葉や態度の虐待と拘束は絶対に行わないことを前提にケアを実践します。

イ 虐待は高齢者虐待防止対策委員会、拘束は身体拘束等廃止委員会が主体となって取り組みます。

⑥ 健康管理

ア 利用者の心身の状態、介護の状況を把握し、一人ひとりに適した援助を行うとともに家族

や医療と連携し、健康管理に努めます。職員も「持ち込まない、持ち出さない」等の感染予防に取り組みます。感染症の発症時には拡大の予防を協議し速やかに適切な措置を講じます。

イ　衛生の意識を高く持ち、マニュアルの遵守を通し、食中毒や感染症等の発生予防に努めます。

⑦　地域交流・ボランティア

ア　地域委員会を中心に地域との交流が深まる活動を企画運営します。

イ　近所等へ施設のミニ広報誌や施設の行事を回覧し、地域へサービスの周知を徹底します。

ウ　地域の活動の場として介護予防拠点の開放や、四ツ宮文庫ミニコーナーを活用し、地域に開かれた施設を目指します。

エ　認知症カフェの開催やラン伴等へ参加し、認知症の啓発や活動支援をします。

オ　地域での行事やボランティア活動を支援します。

⑧　実習生受け入れ

後継者の育成と事業所の教育的機能を果たすため、可能な範囲において実習生・研修生を受け入れます。

⑨　施設管理と環境整備

ア　施設が常に清潔で気持ちの良い環境であるように、職員一人ひとりが各々の業務を通して施設の衛生、美化に努めます。

イ　建物周辺の美化活動を行います。

（３）事業別計画

①　地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９９％の達成を目指します。
空床日数の削減に向けて取組みます。

（イ）入居者が不安なく安心安全に暮らすことができるようなケアを実践します。

a　個別ケアが深化するように、ケアプラン・２４時間シート・多職種協働・記録等が連動する仕組みを協議し、共有化を目指します。

b　移動リフト等の介護用具活用を図り「抱えない介護」の周知・定着を図ります。

c　居心地の良い安楽な住環境作りを進めます。

（ウ）情報共有を図るために各種書類の整理を進め、活用方法を考えます。

イ　事業内容等

（ア）食事

a　ユニットのキッチンでの主食、味噌汁の調理、食事の盛り付けを通じ「暮らし」を感じていただき、家庭的な雰囲気を大切にしながらおいしく、楽しく食事できる雰囲気作りを心がけます。

b　食事時間は入居者一人ひとりの生活リズムを考えて提供します。また下記の時間以外であっても、希望があれば食事がとれるよう対応します。

朝　食　　７時３０分　～　　９時３０分
昼　食　　１２時００分　～　１４時００分
夕　食　　１８時００分　～　２０時００分

【食事提供計画】

（a）三好園の厨房をメインキッチン、三好園四ツ宮の調理室をサブキッチンと位置づけて調理を行い、メインキッチンで調理した食事は衛生管理を徹底した上で、車輌にて三好園四ツ宮まで運搬をして提供します。

（b）栄養マネジメントを通し、入居者の個々の心身の状況、健康の維持、増進を図るよう衛生的で、且つ栄養バランスのとれたおいしい食事を提供します。
（c）衛生管理を徹底し、安全な食事の提供に努めます。
（d）郷土色豊かな季節感のあるおいしい食事作りを心がけます。
（e）献立は三好園に準ずるものとします。
（f）食事は安全に車輌で運搬します。

（イ）口腔衛生

a　食後の歯磨きやうがい、あるいは嚥下体操等を取り入れ、誤嚥性肺炎や口腔疾患の予防を図りＱＯＬの向上を目指します。

b　口腔ケアマネジメント委員会を通じて積極的に口腔ケアに取り組みます。

（ウ）排泄

２４時間シートのデータを活用し、個別的な排泄援助を実践できるように検討班が中心となり取り組みます。また排泄援助を他人に気付かせない等、プライバシーへの配慮を行います。

（エ）入浴

ゆったりと快適な入浴を心がけ、ユニットごとに設けた個浴槽を可能な限り活用し、マンツーマンの個別入浴を実施します。入浴回数は原則として週２回としますが、希望があればそれに沿うよう対応します。その他、時間等の希望に対してもできる限り対応するよう努力します。

（オ）整容

リビング等の他者と関わる際は身だしなみに留意し、入居者一人ひとりの尊厳の維持に努めます。

（カ）健康管理

a　嘱託医師と連携し、入居者の体調把握に努めるとともに、生活の質の維持、向上を目指して健康管理や生活支援を行います。

b　入居者は月１回の体重測定を実施し健康管理に役立てます。

（キ）機能訓練

日常生活動作の維持・向上を目的とした生活リハビリを中心に行います。

（ク）行事

a　余暇の過ごし方は基本的には本人の希望によりますが､居室へ閉じこもることがなく、様々な交わりや活動を通じて一人ひとりがここでの暮らしを楽しんでいただけるように配慮します。

b　生活に変化と楽しみを取り入れる目的で、ユニットまたは施設全体で行事を企画します。季節ごとの行事の他に、地域の催事への参加も実施します。

【全体行事】

月	行事名	内　容
8 月	十日町大祭り	神輿渡行見学、大花火見学を行う。
9 月	敬老のお祝い・家族懇談会	ご家族との交流を図るとともに、長寿のお祝いをユニットで行う。
10 月	秋明祭	作品の展示、模擬店の出店等を実施し家族や地域住民との交流を行う。
毎月	喫茶「寄らねかの」	利用者入居者の交流場として喫茶を行う。
その他	ユニット単位で季節の節目となる行事や外出活動等を計画し実施する。	

（ケ）家族との連携

毎月のおたよりの発行、ケア会議の開催や家族懇談会の開催を通じて家族とのコミュニ

ケーションを密にし、入居者、家族が満足できるサービスの提供に努めます。

② （介護予防）小規模多機能型居宅介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９８％の達成を目指します。

登録定員２９名の達成を目指します。

（イ）運営推進会議での事業所評価を基に作成した事業改善計画に沿って取り組みます。

ａ　ご利用者や家族から情報を収集し、手順書の作成と見直しを行い、その人らしい暮らしの支援を行います。

ｂ　地域行事への参加、地域との交流を積極的に行います。

（ウ）地域の問題を把握することを意識し、課題を地域包括支援センターに相談していきます。

イ　事業内容等

（ア）食事

利用者の普段の生活時間に合わせた食事ができるよう食事時間は長めにとります。下記時間以外であっても食事ができるように対応します。

朝　食　　７時３０分　～　　９時３０分

昼　食　　１２時００分　～　１４時００分

夕　食　　１８時００分　～　２０時００分

（イ）口腔衛生

食後の歯磨きやうがい、嚥下体操等を取り入れ、誤嚥性肺炎や口腔疾患の予防と感染症の予防で在宅生活の継続を目指します。

（ウ）排泄

一人ひとりの排泄パターンを把握し、適切な排泄支援を行うことで、排泄の自立に向けた援助を行います。

（エ）入浴

利用者との関係性を大切にし、またプライバシー配慮の点も考慮し、マンツーマン入浴を行います。

（オ）健康管理

血圧測定等利用者の身体状況の把握を行います。またサービス提供場面で、食中毒や感染症を発生させないようマニュアル遵守等を通じてこれらの予防に努めます。

（カ）機能訓練

一人ひとりの状況に適した生活リハビリや活動を通して軽体操に取り組み、身体機能の低下を防止するよう努めます。

（キ）行事

ａ　本人の希望を大切にしながら、なじみの関係を生かして人間関係が広がり、深まっていくような働きかけを行います。

ｂ　行事の実施及び計画に際しては、利用者の希望を取り入れる等して職員の自己満足で終らないようにします。また、実施に際しては参加を強制することのないよう注意します。地域行事にも積極的に参加をします。

（ク）家族との連携

家族、地域包括支援センター、主治医、地域の関係者・団体等との間で必要な情報交換等を行い、利用者一人ひとりが継続して地域で暮らせるように多面的に支えます。

（ケ）送迎

ａ　希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

ｂ　交通ルールを遵守して事故を起こさないよう安全に車輌を運行します。

（コ）その他

ａ　地域に開かれたサービスの提供と、サービスの質の確保を目的として運営推進会議を、

おおよそ２か月に１回の割合で開催します。

b　運営推進会議を活用し、サービス評価を実施し改善計画に取り組みます。

c　「介護サービス情報の公表」制度に則り、事業所の介護サービス情報を公開します。

d　回覧板や情報発信を利用して、地域の人にもサービス内容を周知していきます。

（サ）通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。サービスの提供に際しては、利用者一人ひとりの生活習慣や生活のリズムの違いに合わせた支援を行います。

（シ）訪問サービス

利用者の状況に応じて自宅を訪問し、食事・排泄等の日常生活上の世話や安否確認を行います。

（ス）宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

（セ）ケアマネジメント

a　事業所の機能を組み合わせたケアプラン（介護計画）を作成した上で、その時々のニーズの変化に合わせたプランを考え柔軟な対応を行います。

b　作成したケアプラン（介護計画）の見直しを多職種共同で随時行います。

c　事業所の機能だけでは生活を支えるのが難しい場合には、医療機関等、関係機関や医療系サービス、福祉用具取扱い事業所との連携にも留意します。

d　ケアプラン（介護計画書）の目標を意識しながら、振り返りや処遇改善でその人らしい暮らしの支援を取り入れていきます。

３－５　複合型介護施設よしだ事業計画（高齢）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	複合型介護施設よしだ
所在地	新潟県十日町市南鐙坂 446 番地 1
設立年月日	平成 23 年 5 月 1 日
敷地面積	3,561.15 ㎡
建物構造	鉄骨造、合板メッキ鋼板葺 3 階建（耐火建築物）
延べ床面積	3,313.19 ㎡
施設長名	宮内　嘉世
電話番号	025-761-7182
ＦＡＸ番号	025-757-8660
Ｅ-mail アドレス	info-yoshida@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
地域密着型介護老人福祉施設	29 人	平成 23 年 5 月 1 日	1591000052	十日町市在住者
（介護予防）短期入所生活介護事業	9 人	平成 29 年 4 月 1 日	1571001187	十日町市、小千谷市、津南町
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	18 人	平成 23 年 5 月 1 日	1591000060	十日町市在住者
通所介護事業	30 人	平成 23 年 5 月 1 日	1571000940	十日町市
日常生活支援総合事業　通所介護相当サービス		平成 30 年 4 月 1 日	1571000940	十日町市

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
入居検討会議	3か月に1回	第三者委員、関係職員	特養・グループホームの入退居に関する事項
運営推進会議	2か月に1回	利用者家族、地域の代表、地域包括職員、地域福祉関係者、関係職員	事業の報告、事業所への要望等
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係る事項
職員会議	年２回	職員全員	事業全般に関する事項
事業会議	月１回	関係職員	事業運営に関する事項
班内会議	月１回	関係職員	担当業務全般に関する事項
ユニットリーダー会議	月１回	ユニットリーダー	ユニット及びリーダー業務等に関する事項
給食会議	月１回	関係職員、給食委託業者	食事提供全般に関する事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
感染症対策委員会	3か月に1回	担当職員	感染症予防、対策等に関する事項
事故・苦情・拘束等対策委員会	月１回	担当職員	事故・苦情・拘束等に関する事項 ※事業会議に準ずる
衛生委員会	月１回	嘱託医、担当職員	労働災害防止及び職員の健康管理に関する事項
防災委員会	随時	担当職員	防災に関する事項
広報委員会	随時	担当職員	広報に関する事項
研修委員会	随時	担当職員	研修に関する事項
給食委員会	随時	担当職員	給食に関する事項
地域交流委員会	随時	担当職員	地域交流、ボランティアに関する事項

②　研修

職員一人ひとりの職務遂行能力を高めていくために研修を計画的に実施します。研修は法人、事業所、研修委員会が連携を取りながら取り組みます。

ア　法人研修

イ　施設研修

ウ　関係団体、外部団体主催の研修

エ　自己研修、自己研鑽

③　防災対策

ア　災害予防の意識を常に持ち、万一災害が発生した場合でも被害が最小限で食い止められるよう定期的に防災訓練を実施します。

イ　必要に応じてマニュアルの見直しを行い、地域との防災協力体制の連携強化を図ります。

④　事故・苦情対策

ア　事故予防の意識を常に持ち、マニュアルの遵守、目配り、気配りの徹底、研修等を通じて事故の発生を未然に防ぎます。

イ　事故が発生した場合には、速やかに検証を行い同様の事故の再発防止に努めます。

ウ　意見箱をはじめ、苦情や要望を発しやすい環境を整えます。寄せられた苦情や要望に対しては誠意をもって対応します。

⑤　権利擁護

ア　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

イ　利用者の尊厳の保持の視点に立って、拘束・虐待防止等の利用者の権利擁護のための取り組みを継続します。

⑥　健康管理

ア　利用者の心身の状態、介護の状況を把握し、各人に適した援助を行うとともに家族や医療と連携し、健康管理に努めます。

イ　衛生意識を強く持ち、マニュアル遵守を通して食中毒や感染症等の発生予防に努めます。

ウ　職員のメンタルヘルス対策として、相談しやすい体制で臨みます。

⑦　地域交流・ボランティア

ア　多様な形で事業活動を支援していただくため、ボランティアの発掘・育成とその受け入れを推進します。

イ　地域との交流を深めるために、地域を含む行事を展開し、地域行事へも積極的に参加します。

⑧　実習生受け入れ

次世代の人材育成と事業所の教育的機能を果たすため、可能な範囲において実習生・研修生を受け入れます。

⑨　施設管理と環境整備

ア　施設が常に清潔で気持ちの良い環境であるように、職員一人ひとりが各々の業務を通して施設の衛生、美化に努めます。

イ　草花を通して、建物周辺の美化と清潔に配慮します。

（３）事業別計画

①　地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９５％の達成を目指します。

各種関係機関との連絡を密にして、退居による空床期間を短縮するように努めます。また、肺炎による入院を未然に防ぎ入院による空床を減らす取り組みを行います。

（イ）個別ケアの推進

a　ケアの振り返り、再点検として「食事・排泄・入浴」を中心としたケアのチェック表を作成し、振り返り及び改善に取り組んでいきます。

b　「食事」を取り上げ、検討班で検討を行いながら、より良い食事提供を考えていきます。

c　安心安全な介護の実践という観点から、福祉機器や用具の勉強会を開催します。

d　記録のＰＣ化により、ＰＣにおける２４時間シートのメリットを精査しながら２４時間シートが活用できるよう検証していきます。

（ウ）職員の専門性の向上

a　年４回、特養内での研修会を企画し、知識や技能向上を図っていきます。

b　各種研修会に積極的に参加するとともに、研修の成果を会議等で復命報告し、情報を共有することで全体の資質の向上と専門性を高めます。

イ　事業内容等

（ア）食事

a　ユニットキッチンでの炊飯、食事の盛り付けを通じて「暮らし」を感じていただき、おいしく、楽しく食事できる雰囲気を心がけます。

b　食事時間は入居者一人ひとりの生活リズムを考えて、あらかじめ長く設定し、また下記の時間以外であっても、希望があれば食事ができるよう対応します。

朝　食　　７時３０分　～　　９時３０分
昼　食　　１２時００分　～　１４時００分
夕　食　　１８時００分　～　２０時００分

（イ）口腔衛生

歯磨き、うがいを実施することで口腔内の清潔を保ち、口腔機能の維持・改善を図ります。また、誤嚥性肺炎の予防に努めます。

（ウ）排泄

個々の排泄パターンを把握し、個別の対応方法を検討した上で適切な排泄援助を行いま

す。また排泄援助を他人に気付かせない等、プライバシーへの配慮を行います。

（エ）入浴

ゆったりと快適な入浴を心がけ、ユニットごとに設けた個浴槽を可能な限り活用し、マンツーマンの個別入浴を実施します。

（オ）健康管理

a　入居者の体調把握に努めると共に、生活の質の維持・向上を目指して健康管理・生活支援を行います。

b　著変時には生命や生活への影響が最小限になるように、適切な看護を実施します。

c　嘱託医師及び歯科医師との連携強化と情報共有により、入居者の健康維持と改善に努めます。

d　看護職員は他職種と協働して適切なケアを提供します。

e　入居者に月１回の体重測定を実施し、体重の推移を記録します。またその記録を他職種と共有し、個々の健康管理に活用します。

f　夜間、入居者の著変については嘱託医師と連絡をとり、介護職員に指示、または看護師が駆けつけられるように連絡体制を確保します。

（カ）機能訓練

a　日常生活動作の維持・向上を目的とした生活リハビリを中心に行います。

b　他職種と協働して、個別の機能訓練援助計画を作成して実施します。

（キ）行事

a　余暇の過ごし方は基本的に本人の希望によりますが、居室へ閉じこもることがなく様々な交わりや活動を通じて、一人ひとりが施設での暮らしを楽しんでいただけるように配慮します。

b　生活に変化と楽しみを取り入れる目的でユニットまたは施設全体で行事を企画します。季節毎の行事の他に、地域の催事への参加も実施します。

c　行事の実施及び計画に際しては、入居者の希望や意見を取り入れます。また、参加についても意思確認を行い、意に反することのないよう注意します。

d　個別外出を中心に散歩、買い物、ドライブ等入居者の希望に沿った外出活動を実施します。

e　外出時は常に安全に配慮し、事故のないよう十分注意します。

f　車輌を使用する場合、交通ルールを遵守して事故を起こさないよう安全に運行します。

g　移動による入居者への身体の負担の軽減を図るため、一人ひとりの身体状況に合わせた外出方法を検討して実施します。

（ク）家族との連携

a　入居者と家族のこれまでの関係を継続させ、より深めていくような援助を心がけます。

b　広報誌の発行、ケア会議の開催を通し家族とのコミュニケーションを密にし、入居者、家族が満足できるサービス提供が行われるように努めます。

c　担当者が入居者、家族から意見や希望を伺い、一人ひとりの生活に合わせた介護サービス計画書（ケアプラン）を作成します。

d　ケア会議にて本人、家族の意向を踏まえ、関係職員が意見交換を行いケアプランに反映させることとします。また、定期的に見直し、評価を行うことで次のケアにつなげられるよう心がけます。

（ケ）その他

サービスの提供にあたり、職員が媒介となって病気を拡大させることのないよう、マニュアルに沿った対応で感染症の予防に努めます

② （介護予防）短期入所生活介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率８５％の達成を目指します。

居宅介護支援事業所へ空き情報を提供する等の働きかけを行い、稼働率確保に努めます。

（イ）個別ケアの推進

利用者の在宅での生活リズムに基づき２４時間シートを作成し、その人にあったケアの実践を行います。

（ウ）事故防止

建物、設備、各種介護機器等の取扱い方法や正しい介護技術を身に付け事故防止に努めます。また、保健衛生の知識向上を図り、感染症等の予防、早期発見によるまん延防止に努めます。

イ　事業内容等

（ア）食事

ａ　ユニットキッチンでの炊飯、食事の盛り付けを通じて「暮らし」を感じていただき、おいしく、楽しく食事できる雰囲気を心がけます。

ｂ　誤嚥事故を防止するとともに、異常の早期発見と適切な対応を行います。

朝　食　　７時３０分　～　　９時３０分
昼　食　　１２時００分　～　１４時００分
夕　食　　１８時００分　～　２０時００分

（イ）口腔衛生

食後に口腔洗浄を行い、口腔内を清潔に保つことで誤嚥性肺炎の予防に努めます。

（ウ）排泄

利用者の心身状況やプライバシーに配慮し、個人の排泄パターンに沿った適切な援助を行い、清潔の保持に努めます。

（エ）入浴

身体の清潔保持と心身の安楽を得るために、週２回以上の入浴を行います。また、身体状況に合わせ、必要に応じて臨機応変に対応します。身体の状況により入浴が困難な方に対しては、清拭を行います。

（オ）健康管理

ａ　利用者の心身の状態を観察・把握し、体調変化の早期発見に取り組みます。また、家族や担当ケアマネージャーと連携し、健康管理に努めます。

ｂ　職員は「持ち込まない、持ち出さない」「１ケア１手洗い」等、マニュアルの遵守を通して食中毒や感染症等の予防に努めます。

（カ）機能訓練

利用者の心身状態を踏まえ、在宅での日常生活が継続できるように、残存機能の維持、向上を目的とした機能訓練を行います。

（キ）行事

利用者のニーズに沿って、季節を感じる行事やレクリエーションを行い、自分らしく生活できる快適空間・時間を提供します。

（ク）家族との連携

ａ　身体状況に変化が見られた場合は、速やかに家族に連絡します。

ｂ　在宅生活を基本とし、本人、家族の希望を尊重した対応を行うためにも、送迎時等に在宅生活での変化を把握し、利用時の状況を報告する等して連携を密にとります。

（ケ）送迎

ａ　交通ルールを遵守し、安全に車輌を運行します。

ｂ　乗降時の事故防止に努めます。

ｃ　利用者の身体状況に合わせた送迎方法を実施します。

③　（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９８％の達成を目指します。

a　次の入居候補者の動向を把握し、退居後の空床期間の短縮を図ります。

b　ヒヤリハットを検証し、転倒等による入院を未然に防ぐようにします。

（イ）個別ケアの推進

a　入居者一人ひとりの生活習慣を理解し、意向や好みを反映させて、達成感や楽しみのある暮らしを目指します。

b　家族への報告や連絡を密に行い、健康状態や生活支援について連携を図ります。

（ウ）地域との交流

a　地域行事への参加や見物、日々の散歩や外出等で、地域の方々との交流を大切にします。

b　運営推進会議の定期的な開催により、地域の要望や助言等を伺い、事業運営に活かします。

c　ボランティアを積極的に受け入れます。

（エ）職員の専門性の向上

a　職員は、認知症ケアを始めとする各種研修会に積極的に参加し、ユニット会議で復命報告を行い、個々の資質向上に努めます。

b　グループホームの特性を理解し、入居者の精神的な安定や自立支援に努めます。

c　定期的に不適切ケアがないか確認し、入居者の立場に立って支援します。

d　入居者を敬い馴れ合いにならないよう、言葉遣いに十分注意します。

（オ）設えの充実

季節感があり家庭的な居住空間をつくり、清潔な環境を整えます。

イ　事業内容等

（ア）食事

a　調理はユニットのキッチンで行います。調理・配膳・後片付けも入居者と共に行い、楽しい時間となるよう心がけます。

b　職員は入居者の希望も取り入れた献立を考え、衛生面に配慮して調理します。

c　一人ひとりの好みを把握し、嫌いなものには代替えを用意します。

d　入居者の生活時間に合わせた食事ができるよう、食事時間を次のように設定します。なお下記時間以外であっても食事ができるように対応します。

朝　食　　７時００分　～　　９時００分
昼　食　１２時００分　～　１４時００分
夕　食　１７時３０分　～　１９時３０分

（イ）口腔衛生

食後や就寝前に歯磨きやうがいを促し、適宜支援することで口腔内の清潔を保ち、口腔機能の維持・改善を図ります。

（ウ）排泄

一人ひとりの排泄パターンを把握し、適切な排泄支援を行うことで排泄の自立に向けた援助を行います。またプライバシーへの配慮も行います。

（エ）入浴

個浴槽でマンツーマンの入浴を行い、ゆったりと快適な入浴を心がけ、入居者の楽しみの一つとなるようにします。

（オ）健康管理

a　入居者の著変時や体調不良時は、主治医や訪問看護師の指示、家族の意向を基に、適切な介護を行うと共に、適切な医療が受けられるように支援します。

b　服薬管理は細心の配慮で当たり、マニュアルを厳守します。

c　週１回の訪問看護師との連携を密にし､入居者の体調把握を行い健康維持に努めます。
d　残存機能を活かした生活を送ることで、身体機能や認知機能の維持向上に努めます。

（カ）日常生活支援

a　調理・清掃・洗濯等の家事や行事等を入居者と職員が共に行います。入居者の出来る事を見つけ、生きがいとなっていく事を目指します。
b　個別での買い物や外出等、入居者の思いに沿った活動を計画します。

（キ）行事

a　日常生活に変化と楽しみを取り入れるため、ドライブや花見、祭り見物等の行事を計画し、季節を感じて昔を思い出すように工夫します。参加は強制することのないよう配慮します。
b　地域の行事に積極的に参加し、地域での生活を実感できるよう支援します。

（ク）家族との連携

a　入居者の健康状態や生活の様子等を毎月手紙で連絡し、入居者と家族の関係が継続できるよう連携を図ります。
b　体調や処遇に関する事等は、その都度、家族と密に連絡を取り連携を図ります。
c　病院受診の際は、家族にそれまでの様子や病状等詳しく説明します。必要時は、主治医宛に状態報告のノートやメモを用意します。
d　本人や家族の意向を伺い、一人ひとりの生活に合わせた介護サービス計画書を作成し支援します。
e　ユニット会議で、入居者や家族の考えを踏まえ、職員が意見交換し、ケアプランに反映させます。定期的な見直しや評価を行い、支援につなげます。

（ケ）その他

a　サービスの提供にあたり、職員が媒介となって病気を拡大させないよう、マニュアルに沿った対応で感染症の予防に努めます。
b　日々の散歩や外出、特に車輌を使用する場合は、交通ルールを厳守し、事故防止に努めます。

④　通所介護事業・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率７０％の達成

a　毎月、居宅事業所及び地域包括支援センターを訪問し、利用者情報の共有を行い、信頼関係を築きます。
b　空き情報を発信し、新規利用者の獲得に努めます。
c　本人と家族の意向、要望を考慮し安定した利用者数の確保を目指します。

（イ）個別ケアの推進とサービスの質の向上

a　毎月ケアに関する強化目標を立て、サービス向上委員会、デイ会議で評価をします。アンケートを実施し、指摘された事項を改善します。
b　毎月の会議で利用者についてのモニタリングを行い、職員間で統一した介護の実践を行います。
c　サービス満足度についてのアンケートを実施し、指摘された事項を改善します。

（ウ）機能訓練、余暇活動の充実

a　希望者に個別機能訓練を計画、実施し、評価します。集団体操も充実させ、残存機能保持や日常生活動作の維持、向上を図ります。
b　余暇活動をより多様化し、世代や希望に沿って選べる活動を取り入れていきます。

（エ）地域との交流

地域の方を中心にボランティアの募集を図り積極的に受け入れます。

イ　事業内容等

（ア）食事

利用者の状態や嗜好に配慮しながら栄養のバランスを考慮し、適時に適温な状態で提供します。また、食事の盛り付けを通じ「暮らし」を感じていただき、おいしく楽しく食事できる雰囲気を心がけます。行事食等、旬の食材による食事も提供します。

（イ）口腔衛生

昼食後に歯磨き、うがいを行うことで口腔内の清潔を保ちます。

（ウ）排泄

プライバシーに十分配慮し、個々の身体状況や排泄状況に沿った援助を行い、清潔の保持に努めます。

（エ）入浴

a　身体の清潔保持と精神的な安らぎを提供するため、利用者の身体状況に応じ、入浴サービスを実施します。またプライバシーに配慮し、本人の希望に沿ったマンツーマンでの入浴を行います。

b　入浴時、全身観察を行い、身体状況の変化の早期発見に努めます。

c　季節の香り湯で、リラックスして入浴していただきます。

（オ）健康管理

血圧や体温測定等の健康チェックにより利用者の状況変化の早期発見に努め、家族・関連機関との連携を円滑にし、適切な対応、助言を行います。

（カ）機能訓練

残存機能保持や日常生活動作の維持・向上のため個別・集団で機能訓練を実施します。

（キ）行事

通常のサービスに変化と楽しみを持たせ、また季節感を感じられるよう各種行事を実施します。

（ク）家族との連携

利用者が安心して利用できるよう、日頃のコミュニケーションによる信頼関係を大切にし、連携に努めます。また、お便りの発行により施設での様子をお知らせします。

（ケ）送迎

a　専用車輌により事故の無いよう安全運転で行います。

b　利用者の身体状態に合った送迎対応を行います。

（コ）その他

利用者、家族、ケアマネージャー、地域に対しデイサービスの広報誌を定期的に発行し施設への理解を深めていただくとともに、利用者数の確保につなげます。

３－６　ケアハウスみよし台事業計画（高齢）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	ケアハウスみよし台
所在地	新潟県十日町市下条3丁目496番地
設立年月日	平成14年4月1日
敷地面積	4,464.22㎡
建物構造	鉄骨造4階建
延べ床面積	2,129.65㎡
施設長名	桜沢　均
電話番号	025-750-3344
ＦＡＸ番号	025-756-2113
Ｅ-mailアドレス	info-miyoshidai@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
軽費老人ホーム（ケアハウス）	30人	平成14年4月1日		

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
入居検討会議	随時	関係職員	入居、退居に関する事項
職員会議	月1回	関係職員	業務全般に関する事項、入居者に関する事項
運営懇談会	月1回	関係職員 入居者	入居者の生活全般に関する事項
給食会議	月1回	関係職員	入居者の栄養・食事、感染症、災害等全般に関する事項
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係る事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
事故・苦情・拘束等対策委員会	月1回	担当職員	事故・苦情・身体拘束・虐待等に関する事項
安全衛生委員会	月1回	担当職員	職員の安全衛生に関する事項
感染症対策委員会	月1回	担当職員	感染症、食中毒に関する事項

②　研修

職員一人ひとりの職務遂行能力を高めていくために研修を計画的に実施します。

ア　法人研修

イ　関係団体、外部団体主催の研修

ウ　自己研修、自己研鑽

③　防災対策

防災に対する危機意識を持ち、災害・非常時を想定して定期的に防災訓練を実施します。
万一の災害時にはマニュアルに沿って適切に行動します。

④　事故・苦情対策

ア　日頃から、事故の予防・防止に対しての意識を持つとともに、適宜研修等で認識を深める中で、安全を第一とし、事故の予防・防止に努めます。また、事故発生時には、マニュアルに則り、迅速な対応や処置を行います。

イ　苦情については口頭・文書を問わず真摯に受け止め誠意をもって対応します。

ウ　苦情・要望等意見箱を設置し受け付けします。

⑤　権利擁護

本人の意思を尊重し、自分らしく暮らす権利を守ります。

⑥　健康管理

食中毒や感染症の予防については、具体的に取り組める予防策を行うとともに、万一発生した場合には、マニュアルに沿って適切・迅速な対応を行います。

⑦　地域交流・ボランティア

地域への情報発信を積極的に行うとともに、地域住民・ボランティアとの交流や協力を深めます。

⑧　実習生受け入れ

実習生・研修生を積極的に受け入れ社会に貢献するとともに、事業所のスキルアップにもつなげます。

⑨　施設管理と環境整備

業者による定期的な点検及び清掃等により設備の維持・管理を図ります。

（3）事業別計画

①　軽費老人ホーム（ケアハウス）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）一人ひとりの変化に早く気付き、必要な支援やサービスの有効活用により、その人らしい暮らしができるだけ長く継続できるようにします。

（イ）くもん学習療法により脳機能の活性化を図り、前頭前野機能や生活の質の維持につなげられるようにします。

（ウ）退院後等に良い健康状態を維持するために、主治医の指示や助言に沿った生活を送ることが重要であることを理解していただき、支援を行っていきます。

（エ）必要に応じて環境整備を行い、安全性を高めます。

（オ）快適な生活や、施設全体の安全面を第一に考えながら、日々の記録を参考に光熱水費等の削減に取り組みます。

（カ）各種マニュアルや入退居時等の手順書の見直しを進め、サービスの向上と仕事の効率化を目指します。

イ　事業内容等

（ア）食事

a　入居者から満足していただけるよう家庭的な食事の提供に努めます。入居者の嗜好調査を行い、出来るだけその嗜好に沿った食事提供に努めます。その為、ケアハウス職員及び委託業者職員、また必要に応じて施設長を含め、毎月給食会議を開催します。

b　災害時の非常食の確保を図ります。

（イ）口腔衛生

適切な口腔ケアが各種口腔疾患の予防や心身の健康維持に繋がることを認識し、啓発活動に取り組みます。

（ウ）入浴

入居者に毎日気持ちよく入浴していただけるよう、展望風呂、ユニットバスの環境整備に努め、清潔を保ち心身がリラックスできるようにします。

（エ）健康管理

年１回の健康診断及び月１回の体重測定を行い、入居者の健康状態の把握に努め、健康維持、増進のための助言や支援をします。また、心身共に元気で生活していただくために、軽体操等を提供します。

（オ）行事

入居者の個性、特技を引き出せる行事、活動を作り、充実した生活を送ることができるよう支援します。また、年齢に合った内容や雰囲気になるように配慮します。

（カ）家族との連携

入居者に体調の不良や事故等が発生した場合には、身元引受人等と連絡調整を行い、必要時には救急車の手配や病院への送迎を行います。また、生活の様子や体調の変化に気付いたときにも連絡報告します。

（キ）相談、助言

入居者の不安や悩み、困りごと等の相談について、まずこころを傾けて聴く姿勢を持ちます。また、助言や支援については誠意をもった対応を心がけます。

（ク）自主活動への協力

入居者が自主的に趣味や活動ができるよう、施設や設備を提供し、調整や支援を行います。

（ケ）在宅福祉サービスの利用

入居者の健康や精神状態を日頃の生活の中で観察し、援助が必要になった場合には本人、家族、ケアマネージャー等と検討協議し、各種在宅福祉サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等）が利用できるように対応します。

（コ）運営懇談会

ケアハウスで生活する上で必要な事柄について、共有を図り、様々な課題や問題に関して話し合う場として、月１回、定期的に入居者全員から出席していただき、懇談会を開催します。

（サ）火災、災害時の対応

a　日頃より防災訓練に取り組みます。また、災害時の備品等の備蓄管理を行います。

b　居室内の電気器具の点検・掃除を支援します。

c　災害時には福祉避難所として、周辺地域の避難住民の受け入れを行います。

３－７　ヘルパーステーション十日町事業計画（高齢）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	ヘルパーステーション十日町
所在地	新潟県十日町市山野田 370 番地１
設立年月日	平成 25 年 10 月１日
敷地面積	1,356.00 ㎡
建物構造	木造合金メッキ鋼板葺平屋建
延べ床面積	63.95 ㎡
施設長名	小山　ゆかり
電話番号	025-755-5971
ＦＡＸ番号	025-755-5972
Ｅ-mail アドレス	info-helper@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
訪問介護事業		平成 6 年 4 月 1 日	1571000478	十日町市、津南町、小千谷市
日常生活支援総合事業 訪問介護相当サービス		平成 30 年 4 月 1 日	1571000478	十日町市
居宅介護事業		平成 20 年 8 月 1 日	1511000190	十日町市
重度訪問介護事業		平成 20 年 8 月 1 日	1511000190	十日町市

（2）事業所運営に関する事項

①　会議

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
全体職員会議	随時	関係職員	全体に関する事項の協議、研修
事業会議	月１回	関係職員	事業全般に関する事項の協議
スタッフ会議	各グループ 月２回	関係職員	利用者等のカンファレンス 連絡調整、研修
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係る事項

②　研修

ア　職員の資質向上のため、法人研修・外部研修に参加します。また復命研修を行います。

イ　専門的な知識、技術等の習得のため、スタッフ会議等の中で研修も取り入れて行います。

ウ　初任者には同行訪問等で実状に即した研修を行います。

③　防災対策

非常時に備えたマニュアルを活用し、速やかな対応に努めます。

④　事故・苦情対策

ア　事故防止

（ア）事故に対して予防の意識を常に持ち、利用者の心身の状態を観察・把握し、状態にあっ

たサービスの提供を行い、事故防止に努めます。

（イ）事故報告書、ヒヤリ・ハット等を共有し、研修等を通じて事業所全体で事故防止に取り組みます。

（ウ）交通ルールを守り、余裕のある行動を心がけ、安全運転に努めます。

イ　苦情対応

（ア）苦情に至らない細かな意見も取り上げ、事業所内で共有します。

（イ）寄せられた苦情、意見に対しては誠意をもって対応します。

⑤　権利擁護

基本的人権を尊重し、身体の虐待、言葉や心理的虐待、性的虐待、介護の放棄、経済的な虐待等の虐待行為を行いません。また、そのような状況を見聞きした場合は通報等の対応を行います。

⑥　健康管理

ア　利用者の状況把握に努めて状態の変化を早期に発見し、関係機関・家族との連携を図って対応します。

イ　自己の体調管理を日頃からしっかりと行い、うがいや手洗いは感染症の予防の第一と考えサービスの前後に行います。また情報の収集と共有を心がけ、感染症の予防・拡大防止につなげます。

⑦　実習生受け入れ

実習生・研修生をできるだけ受け入れ、社会に貢献するとともに事業所のスキルアップにもつなげます。

⑧　施設管理と環境整備

事業所内の環境、備品等をスムーズな業務ができるよう整えていきます。

（３）事業別計画

①　訪問介護事業・居宅介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）訪問介護事業　目標数　１０００回の達成を目指します。

（イ）居宅介護事業　目標数　１５０回の達成を目指します。

（ウ）在宅福祉サービス提供と向上

利用者のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、計画に沿ったサービスを行います。

（エ）職員資質の向上と人材の育成

a　各種研修に積極的に参加し、業務に対する知識・技能の向上に努めます。

b　事業所内研修を充実させ、職員全体のレベルアップを図ります。

（オ）安定した事業運営

在宅サービス提供を効率的に行う体制を整備し、利用増に向けて取り組みます。

イ　事業内容等

（ア）食事

食事の事故を防ぎ、安全に美味しく食べれるように援助します。

（イ）口腔衛生

口腔内の清潔を保つことで、全身の健康状態を保ちケアを行います。

（ウ）排泄

利用者の身体状況に合わせた排泄ケアを行います。

（エ）入浴

利用者の身体状況に応じた自宅での入浴サービスを実施します。

（オ）健康管理

利用者の体調管理に努めます。

著変時は速やかに関係機関と連携しながら適切な対応を行います。

（カ）家族との連携

家族や関係機関との連携を図り、より良いサービスを提供します。

（キ）家事

掃除、洗濯、調理、買い物等を行います。

（ク）相談、助言

生活、身の上、介護に関する相談、助言等を行います。

（ケ）その他

a　サービスの提供にあたり、職員が媒介となって病気を拡大させることのないよう、マニュアルに沿った対応で感染症の予防に努めます。

b　日々の運転時は交通ルールを厳守し、事故防止に努めます。

c　住み慣れたご自宅で快適な生活が送れるよう援助します。

３－８　ケアホームうえの事業計画（高齢）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	ケアホームうえの
所在地	新潟県十日町市上野甲 82 番地 1
設立年月日	平成 28 年 7 月 1 日
敷地面積	2,068 ㎡
建物構造	木造平屋
延べ床面積	815.48 ㎡
施設長名	佐藤　久子
電話番号	025-755-5760
ＦＡＸ番号	025-768-2331
Ｅ-mail アドレス	info-ueno@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業	登録 25 人 通い 15 人 泊り 9 人	平成 28 年 7 月 1 日	1591000110	介護保険事業計画に定められた生活圏域
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	9 人	平成 28 年 7 月 1 日	1591000128	十日町市在住者

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
入居検討会議	随時	関係職員	入退居に関する事項
運営推進会議	2か月に1回	関係職員	事業の報告、評価・助言、外部評価に関する事項
職員全体会議	年２回	関係職員	事業全般に関する事項
事業会議	月１回	関係職員	事業運営に関する事項、各種委員会
係内職員会議	月１回	関係職員	担当業務全般に関する事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
事故・苦情・拘束虐待等対策委員会	毎月	担当職員	事故苦情、身体拘束・虐待廃止に関する事項
感染症及び食中毒対策委員会	随時	担当職員	感染症及び食中毒に関する事項
防災委員会	随時	担当職員	防災に関する事項
研修委員会	随時	担当職員	研修に関する事項
広報委員会	随時	担当職員	広報に関する事項
地域交流委員会	随時	担当職員	地域活動・ボランティアに関する事項

② 研修

職員の人材育成やサービス向上に向けた研修を計画的に実施します。

ア 法人研修

社会人としての人間形成や専門職としての知識・技術の向上等を目指し、法人内研修に参加します。

イ 施設内研修（グループ施設との合同開催含む）

研修委員会が企画運営を行い定期的に開催します。

ウ 外部研修

職種の専門的な知識技術を習得するために、各種研修会に参加します。

③ 防災対策

防災委員会が中心となり、定期的に防災訓練を実施します。そして地域との協力体制を構築します。

④ 事故・苦情対策

ア 事故予防の意識を常に持ち、研修、マニュアルの遵守、気配り・目配りの徹底、及びヒヤリハット事例の情報共有等を通じて事故を未然に防ぐ努力をします。

イ 事故が発生した場合には迅速適切な対応を行うとともに、確実な検証を行って同様の事故が再発しないよう対策を講じます。

ウ 意見箱を設置する等で苦情や要望を発しやすい環境を整えます。

⑤ 権利擁護

ア 利用者が安心して、自分らしく暮らし続けるために必要な当たり前の権利を堅く守ります。

イ 虐待行為につながる不適切なケアを防止します。

⑥ 健康管理

ア 利用者の心身の状態、介護の状況を把握し、各人に適した援助を行うと共に家族や医療と連携し、健康管理に努めます。

イ 衛生の意識を強く持ち、マニュアルの遵守を通して食中毒や感染症等の発生予防に努めます。

⑦ 地域交流・ボランティア

ア 地域交流委員会を中心に、地域との交流が深まる活動を企画運営します。

イ 地域に開かれた施設を目指し、地域の活動の場として地域交流室を開放します。

ウ 様々なボランティア活動を支援します。

⑧ 実習生受け入れ

後継者の育成と事業所の教育的機能を果たすため、可能な範囲において実習生・研修生を受け入れます。

⑨ 施設管理と環境整備

ア 施設が常に清潔で気持ちの良い環境であるように、職員一人ひとりが各々の業務を通して施設の衛生、美化に努めます。

イ 建物周辺の美化活動を行います。

（３）事業別計画

①　（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９５％の達成を目指します。

サービスの入りにくい山間地等の方を受け入れられるよう検討・工夫します。

（イ）その人らしい暮らしを続けるために日々の支援を行います。

ａ　利用者の楽しみを広げるため利用者の意向を確認します。

ｂ　体調や気分など「いつもと違う」に早期に気づけるよう情報共有を図ります。

ｃ　急なサービス変更に応え、柔軟・迅速に対応し、在宅生活を支えます。

ｄ　居心地のよい環境を整えるためリビングの設えを見直します。

（ウ）職員の資質の向上を図ります。

ａ　日々のケアの振り返りを行い、ケアの質を高め個別ケアの深化を目指します。

ｂ　業務分掌を明確にして、職員個々の質の強化を推し進めます。

（エ）安心・安全のサービスへの取り組みを行います。

（オ）地域との連携・交流を積極的に図ります。地域行事や活動への参加、散歩や外出等を積極的に行います。

イ　事業内容等

（ア）食事

利用者の普段の生活時間に合わせた食事ができるよう食事時間は長めにとります。下記時間以外であっても食事ができるように対応します。

朝　食　　７時３０分　～　　９時３０分

昼　食　　１２時００分　～　１４時００分

夕　食　　１８時００分　～　２０時００分

（イ）口腔衛生

食後の歯磨きやうがい、あるいは嚥下体操等を取り入れ、誤嚥性肺炎や口腔疾患の予防を図りＱＯＬの向上を目指します。

（ウ）排泄

一人ひとりの排泄パターンを把握し、適切な排泄支援を行うことで、排泄の自立に向けた援助を行います。またプライバシーへの配慮も行います。

（エ）入浴

利用者との関係性を大切にし、またプライバシー配慮の点も考慮し、マンツーマン入浴を行います。

（オ）健康管理

血圧測定等利用者の身体状況の把握を行います。またサービス提供場面で、食中毒や感染症を発生させないようマニュアル遵守等を通じてこれらの予防に努めます。

（カ）機能訓練

一人ひとりの状況に適した生活リハビリを行って、身体機能の低下を防止するよう努めます。

（キ）行事

ａ　本人の希望を大切にしながら、なじみの関係を生かして人間関係が広がり、深まっていくような働きかけを行います。

ｂ　行事の実施及び計画に際しては、利用者の希望を取り入れる等して職員の自己満足で終らないようにします。また、実施に際しては参加を強制することのないよう注意します。地域行事にも積極的に参加をします。

（ク）家族との連携

家族、地域包括支援センター、主治医、地域の関係者・団体等との間で必要な情報交換

等を行い、利用者一人ひとりが継続して地域で暮らせるように多面的に支えます。

（ケ）送迎

a　希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

b　交通ルールを遵守して事故を起こさないよう安全に車輌を運行します。

（コ）その他

a　地域に開かれたサービスの提供と、サービスの質の確保を目的として運営推進会議を、おおよそ２か月に１回の割合で開催します。

b　運営推進会議を活用し、サービス評価を実施します。

c　「介護サービス情報の公表」制度に則り、事業所の介護サービス情報を公開します。

（サ）通いサービス

事業所のサービス拠点で、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。サービスの提供に際して、利用者の生活習慣の違いに合わせた支援を行います。

（シ）訪問サービス

利用者の状況に応じて自宅を訪問します。食事・排泄等の日常生活上の世話や安否確認を行います。

（ス）宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

（セ）ケアマネジメント

a　事業所の機能を組み合わせたケアプラン（介護計画）を作成した上で、その時々のニーズの変化に合わせた即時的プランを考え柔軟な対応を行います。

b　作成したケアプラン（介護計画）の見直しを多職種共同で随時行います。

c　ニーズの変化を確認するチームミーティングを随時行います。

d　事業所の機能だけでは生活を支えるのが難しい場合には、医療機関等関係機関や医療系サービス、福祉用具取扱い事業所との連携にも留意します。

②　（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９８％の達成を目指します。

入居申し込みをされた方の動向把握を行い、退居後の空床の短縮に努めるとともに、入居者の健康管理に努め、体調不良による入院をださないようにします。

（イ）一人ひとりの暮らしぶりを知るための取り組みを行います。

２４シートを活用し、一人ひとりの課題の抽出と解決に努めます。

（ウ）職員の質の向上につながるよう、研修会に積極的に参加します。また、重度化・看取りについての支援と理解を深めます。

（エ）ヒヤリハットを共有し、安心・安全のサービスへの取り組みを行います。

（オ）地域との連携・交流を積極的に図ります。地域行事や活動への参加、散歩や外出等を積極的に行います。

（カ）生活感のあるリビングや居心地の良い居室作りに取り組みます。

イ　事業内容等

（ア）食事

a　調理はユニットのキッチンで行い、調理や配膳、後片付けも入居者と共に行い、楽しい時間となるよう心がけます。

b　職員は入居者の希望も取り入れた献立を考え、食中毒等に配慮して調理します。

c　一人ひとりの好みを把握し、嫌いなものには代替えを用意します。

d　入居者の生活時間に合わせた食事ができるよう、食事時間を次のように設定します。

なお下記時間以外であっても食事ができるように対応します。

朝　食　　７時００分　～　　９時００分
昼　食　　１２時００分　～　１４時００分
夕　食　　１８時００分　～　２０時００分

（イ）口腔衛生

食後や就寝前に歯磨きやうがいを促し、適宜支援することで口腔内の清潔を保ち、口腔機能の維持・改善を図ります。

（ウ）排泄

一人ひとりの排泄パターンを把握し、適切な排泄支援を行うことで排泄の自立に向けた援助を行います。またプライバシーへの配慮も行います。

（エ）入浴

マンツーマンの入浴を行い、ゆったりと快適な入浴を心がけ、入居者の楽しみの一つとなるようにします。

（オ）健康管理

a　服薬管理は細心の配慮で当たり、マニュアルを厳守します。
b　入居者の著変時や体調不良時は、主治医の指示、家族の意向を基に、適切な介護を行うと共に、適切な医療が受けられるように支援します。
c　残存機能を活かした生活を送ることで、生活リハビリを行い、身体機能や認知機能の維持向上に努めます。

（カ）日常生活支援

調理・清掃・洗濯等の家事、レクリエーション、行事等を入居者と職員が共に行います。その事により入居者の出来る事を見つけ、生きがいとなって行く事を目指します。

（キ）行事

a　日常生活に変化と楽しみを取り入れるため、行事を計画します。ドライブや花見、祭り見物等も行います。その事で、季節を感じたり昔を思い出したりできるよう工夫します。その際の参加は強制することのないよう配慮します。
b　個別外出で買い物や散歩等、入居者の思いに沿った活動を計画します。
c　地域の行事に積極的に参加し、地域で生活していることを実感できるよう支援します。

（ク）家族との連携

a　入居した後も、これまでの家族との関係を継続させていけるような支援を行います。
b　入居者の生活の様子や健康状態等、随時連絡します。
c　病院受診の際は、家族にそれまでの様子や病状等詳しく説明します。必要時は、主治医宛のメモを用意します。
d　本人や家族の意向を伺い、一人ひとりの生活に合わせた介護サービス計画書を作成し支援します。
e　ケア会議にて、本人や家族の意向を踏まえ、関係職員が意見交換し、ケアプランに反映させます。定期的な見直しや評価を行い、支援につなげられるようにします。

（ケ）その他

a　サービスの提供にあたり、職員が媒介となって病気を拡大させることのないよう、マニュアルに沿った対応で感染症の予防に努めます。
b　日々の散歩や外出、特に車輌を使用する場合は、交通ルールを厳守し、事故防止に努めます。
c　外部評価を受けます。

Ⅲ　障害事業部

１　事業理念

わたしたちは、一人ひとりが主体的な生活ができるよう支援します。

２　重点目標

（１）利用者の希望や意思を尊重した個別支援の実践

①　研修会などを通して職員の知識及び技術を高め、各々の支援領域の専門性を向上します。

②　意思決定支援の定義や意義、プロセスを理解、習得し、利用者本位の個別支援を実践します。

③　利用者のアセスメントを適切に実施し、本人に適したサービスの提供を行うことにより、効果のある支援を実践します。

（２）地域共生社会の実現に向けての取り組み

①　地域課題やニーズを把握し、各事業所や障害事業部としての役割を模索し、実践に向けていきます。

②　各事業所が置かれている環境や役割を理解し、世代や分野を超えてつながることのできる仕組みづくりに取り組みます。

（３）安定した収益の確保と事業の再編成

①　安定した収益を確保するために、障害福祉サービスなど報酬改定における各種加算などの理解を深め、積極的な取得へ取り組みます。

②　これからの障害者福祉の在り方を展望しながら各事業所の運営について検討を行います。

３－１　障害者支援施設なかまの家事業計画（障害）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	障害者支援施設なかまの家
所在地	新潟県十日町市上野甲 2896－2
設立年月日	昭和 57 年 4 月 1 日
敷地面積	44,403.84 ㎡
建物構造	鉄筋コンクリート一部 2 階建
延べ床面積	4,246.89 ㎡
施設長名	高橋みゆき
電話番号	025-768-4013
ＦＡＸ番号	025-768-4313
Ｅ-mail アドレス	info-nakama@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
施設入所支援事業	40 人	平成 23 年 4 月 1 日	1511000026	十日町市、津南町
生活介護事業	40 人	平成 23 年 4 月 1 日	1511000026	
短期入所事業	4 人	平成 20 年 9 月 20 日	1511000026	
日中一時支援事業				十日町市、津南町
共同生活援助事業	50 人	平成 24 年 10 月 1 日	1521000016	十日町市、津南町
共同生活援助事業所内				
短期入所事業	1 人	平成 28 年 10 月 1 日	1511000224	十日町市、津南町
短期入所事業	1 人	平成 28 年 10 月 1 日	1511000232	
短期入所事業	1 人	平成 28 年 10 月 1 日	1511000240	

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
全体職員会議	年 3 回程度	関係職員	事業内容に関する事項、サービス提供状況に関する事項
給食会議	月 1 回	関係職員	給食管理（衛生）、行事食に関する事項
連絡調整会議	月 1 回	関係職員	事業内容、利用者支援、課題に関する事項
ケア会議	適宜	関係職員	個別支援計画のプロセス管理に関する事項
寮会議	月 1 回	関係職員	利用者支援状況に関する事項、業務マニュアルの見直しに関する事項
係打合せ会議	適宜	関係職員	各係業務の打合わせ、実施に関する事項
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に関する事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
リスクマネジメント委員会	適宜	担当職員	事業所の危険箇所についての対策、環境整備に関する事項
苦情解決委員会	適宜	担当職員	苦情解決までのプロセスに関する事項
虐待防止委員会	適宜	担当職員	利用者支援における人権擁護に関する事項

②　研修

職員一人ひとりの職務遂行能力を高めていくために研修を計画的に実施します。研修は、法人、事業所、研修委員会等が連携を取りながら分担をして取り組みます。また、職員の自己啓発研修を奨励し、専門性を高めるための各種資格取得を推進します。

ア　法人研修

イ　施設研修

ウ　関係団体、外部団体主催の研修

エ　自己研修、自己研鑽発

オ　サービス管理責任者の資格取得を計画的に推進します。

③　防災対策

ア　利用者の安全確保を図るため避難訓練を定期的に実施する中で、職員の防災意識や知識が身に着く方法を工夫します。

イ　消防署・地元消防団をはじめとする関係諸機関と連携が取れるように努めます。

④　事故・苦情対策

ア　事故に対して予防の意識を常に持ち、マニュアルの遵守、気配り、目配りの徹底、研修等を通じて事故の発生を未然に防ぎます。

イ　事故が発生した場合には、直ちに検証を行い同様の事故の再発防止に努めます。

ウ　事故に関する事項については、リスクマネジメント委員会が主体となって取り組みます。

エ　事業所の中に意見箱を設置して、苦情や要望が表明しやすい環境作りに努めます。また、寄せられた苦情や要望に対しては速やかに対処しその結果を公表します。

⑤　権利擁護

ア　利用者を主体と考え、判断能力が不十分でもその意思が尊重されるという意識を持ち、意思決定が行えるように支援します。

イ　利用者の人権侵害につながる不適切な支援や身体拘束をはじめとした虐待行為は絶対に行わないという意識を全職員で共有し、相互牽制が効果的に機能するよう努めます。

⑥　健康管理

ア　職員は日々の利用者の変化に対する観察力を身に着け、異常があった場合は速やかに適切な措置を講じます。

イ　職員は衛生意識を強く持ち、日常の感染症予防対策として、環境整備や利用者が食事前の手洗いを習慣化できるよう支援します。また、地域の感染症流行の情報を収集し、罹患や感染が拡大しないように防止対策を行います。

ウ　体力の低下や免疫力低下を防ぐため、日常の体力維持活動や日光浴や散歩等屋外活動等に取り組み、健康維持に努めます。

⑦　地域交流・ボランティア

ア　施設行事や日常的な生活支援を通して、地域住民との関わりやボランティアの受け入れを行い、地域の社会資源としての機能を果たすことや第三者の視点を取り入れる機会とします。

イ　利用者の生活が閉鎖的な環境とならないよう配慮し、地域の一員として多くの人と関わりながら生活できるよう支援します。

⑧　実習生受け入れ

ア　福祉の現場として次代を担う人材を育成する機能と、職員自身の支援を振り返る機会として実習生を受け入れます。

イ　利用者の生活を第三者の視点から評価していただけるよう、積極的な受け入れを行います。

⑨　施設管理と環境整備

ア　利用者が生活しやすいように施設管理と環境整備を進めていきます。

イ　施設内外の備品の整理整頓や美化、衛生に努め、必要に応じて専門業者による保守点検を行います。

（3）事業別計画

①　施設入所支援事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９７％の達成を目指します。

（イ）利用者の希望や意思を尊重した個別支援の実践

a　研修等を通して意思決定支援の定義や意義を学び、プロセス等を理解し習得したうえで利用者への支援にあたります。

b　支援内容を本人及び関係者と定期的に振り返り、支援内容の是非を確認し必要に応じて支援内容を変更します。

c　支援記録のＩＴ化を導入し、２４時間シートを利用した個別支援を実践します。

（ウ）安定した収益の確保と事業体制の整備

a　これからの障害福祉の在り方を展望しながら、施設入所支援の機能や運営についての検討を行います。

b　利用者の真のニーズに対して適切なサービスが提供できるように、事業体制を整備していきます。

c　支援記録のＩＴ化を導入し、職員間の情報共有体制を整えるとともに、請求業務や記録業務の効率化を図ります。

イ　事業内容等

（ア）食事

利用者の健康維持と疾病予防に配慮し、食事提供だけではなく、楽しく食事が摂れる工夫と環境整備を行います。具体的には、季節に配慮した献立や適温給食に心がけることで、より家庭的な食事提供に努めます。

（イ）排泄

利用者個々の必要性に応じて、排泄状況の確認や支援を行います。また、出来る限り自立できるように支援しますが、排泄に問題がある方にはケア用品等を活用することで社会的に自立した生活が継続できるように支援します。

（ウ）入浴

入浴は多くの利用者にとって楽しみになっており、生活していくために大切なことの一つです。精神的にも落ち着けるような環境と清潔さを維持できるように支援します。

（エ）健康管理

利用者が心身ともに健康な生活が送れるように、嘱託医、協力医療機関との連携を図る

なかで健康管理に努めます。また、自己の身体の異常を報告できる方が少ないため、日々の観察を行い早期の異常発見に努めます。

（オ）コミュニケーション

利用者個々のコミュニケーション能力や方法を適切に把握することで、利用者の訴えを理解し、個々の利用者が理解できる方法で伝達するように支援します。そのうえで様々な体験機会も確保し、利用者の意思決定を支援することを通して、利用者と職員との信頼関係構築を図ります。

（カ）余暇

余暇プログラムを提供し活用を図るとともに、利用者個々の興味・関心に合った余暇活動が実現できるよう情報提供を行います。

（キ）行事

季節行事をはじめとして、利用者が楽しめるよう計画を進めます。さらに、地域と連携した行事の実施方法についても模索します。

（ク）家族との連携

家族との連絡を密に取り利用者支援を展開します。

（ケ）関係機関等の連携

相談支援事業所、行政、医療機関等と連携して、利用者に望ましい生活環境を提供できるようにします。

② 生活介護事業

ア 今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率１００％の達成目指します。

（イ）利用者の希望や意思を尊重した個別支援の実践

a 研修等を通して意思決定支援の定義や意義を学び、プロセス等を理解し習得した上で利用者への支援にあたります。

b 支援を本人及び関係者と定期的に振り返り、支援内容の是非を確認し必要に応じて支援内容を変更します。

c 支援記録のＩＴ化を導入し、２４時間シートを利用した個別支援を実践します。

d 自閉傾向の方の支援では、１日の活動を構造化し統一的支援を展開していきます。

（ウ）地域社会との共生に向けた取り組み

a 地域課題やニーズを把握し、地域ニーズに応じられるようサービス提供機能を強化します。

b 地域にある設備や資源を有効に使い、地域に参加する取り組みを行います。

イ 事業内容等

（ア）食事

利用者の健康維持と疾病予防に配慮した食事だけではなく、楽しく食事が摂れる工夫と環境整備を行っていきます。具体的には、季節に配慮した献立や適温給食に心がけることで、より家庭的な食事提供に努めます。

（イ）排泄

利用者個々の必要性に応じて、排泄状況の確認や支援を行っていきます。また、排泄に問題がある方にはケア用品を活用することで社会的に自立した生活が継続できるように支援します。

（ウ）入浴

入浴は多くの利用者にとって楽しみになっており、生活していくために大切なことの一つです。精神的にも落ち着けるような環境と清潔さを維持できるように支援します。

（エ）健康管理

利用者が心身ともに健康な生活が送れるように、嘱託医、協力医療機関との連携を図る

なかで健康管理に努めます。また自己の身体の異常を報告できる利用者が少ないため、日々の観察を行い早期の異常発見に努めます。

（オ）コミュニケーション

利用者個々のコミュニケーション能力や方法を適切に把握することで、利用者の訴えを理解し、個々の利用者が理解できるように支援します。そのうえで様々な体験機会も確保し、利用者の意思決定を支援することで、利用者と職員との信頼関係構築を図ります。

（カ）余暇

利用者の状況や意向に沿って、個々に必要とされる活動を可能な限り行います。また、機能訓練的な活動も取り入れ、機能低下の予防に努めます。

（キ）創作活動

図工クラブや音楽クラブ等、外部講師を招いての活動を行うとともに、利用者の状況や意向に沿って、個々に必要とされる活動を行います。

（ク）家族との連携

保護者との連絡を密に取り利用者支援を展開します。

（ケ）関係機関等の連携

相談支援事業所、行政、医療機関等と連携して、利用者に望ましい生活環境を提供できるようにします。

③　短期入所事業・日中一時支援事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率３０％の達成を目指します。

（イ）利用者の希望や意思を尊重した個別支援の実践

a　研修等を通して意思決定支援の定義や意義を学び、プロセス等を理解し習得したうえで利用者への支援にあたります。

b　利用者のアセスメントに基づく個別支援計画を作成し、適切なサービスを提供します。

c　支援記録のＩＴ化を導入し、２４時間シートを利用した個別支援を実践します。

（ウ）安定した収益の確保と事業体制の整備

a　地域のニーズを把握し、事業体制の整備を図り利用者の確保に務めます。

b　利用者状況を把握し職員間でその情報を共有し、適切な支援が展開できるようにします。

イ　事業内容等

（ア）食事

楽しくゆったりと食事が出来る雰囲気作りに努めます。

（イ）排泄

プライバシー保護に十分に配慮しながら清潔保持に努めます。

（ウ）入浴

気持ち良く入浴できる雰囲気作りに努めます。

（エ）健康管理

利用中の確実な服薬や健康面の変化への対応を適切に行います。

（オ）コミュニケーション

利用者個々のコミュニケーション能力や方法を適切に把握し、利用者を理解したうえで支援を行います。

（カ）余暇

利用者の状況や意向に沿って、個々に必要とされる活動を行います。

（キ）家族との連携

連絡帳等を活用し、保護者や関係機関との情報の共有を図ります。

（ク）関係機関等の連携

相談支援事業所、行政、医療機関等と連携して、利用者に望ましい生活環境を提供できるようにします。

④　共同生活援助事業・（共同生活援助事業所内）短期入所事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率、共同生活援助９７％・短期入所５％の達成を目指します。

（イ）利用者の希望や意思を尊重した個別支援の実践

a　研修等を通して意思決定支援の定義や意義を学び、プロセス等を理解し習得したうえで利用者への支援にあたります。

b　利用者のアセスメントに基づく個別支援計画を作成し、適切なサービスを提供します。

（ウ）安定した収益の確保と事業体制の整備

a　これからの障害福祉の在り方を展望しながら、事業の運営について検討します。

b　地域のニーズを把握し、事業体制の整備を図り利用者に適した支援を行います。

c　業務分担、体制の見直しにより、業務の効率化を図ります。

イ　事業内容等

（ア）食事

明るく健康的な生活に繋がるよう、家庭的で温かみのある食事を提供します。

（イ）排泄

出来る限り自立するように支援しますが、排泄に問題がある方にはケア用品等を活用することで社会的に自立した生活が継続できるように支援します。

（ウ）入浴

身辺介助、入浴介助等必要な介助や助言を行い、障がいの重い利用者も安心して生活できるよう支援します。

（エ）健康管理

利用者が心身ともに健康な生活が送れるように、嘱託医、協力医療機関との連携を図るなかで健康管理に努めます。また、自己の身体の異常を報告できる方が少ないため、日々の観察を行い早期の異常発見に努めます。

（オ）コミュニケーション

a　地域の生活者として、社会生活上のマナーや常識の理解を深められるよう支援します。

b　利用者の相談支援に努め、落ち着いた気持ちで生活が送れるよう支援します。

c　各種社会参加機会の情報提供等を通じ、利用者の意思決定を支援します。

（カ）余暇

a　社会資源を活用した余暇活動についての情報提供を行い、利用者の満足感を充足できるよう配慮します。

b　休日の外出機会を増やし、休日余暇の充実を図ります。

（キ）家族との連携

保護者や関係機関等と連携し、必要な情報を関係者で共有し、安全に利用できるよう配慮します。

（ク）関係機関等の連携

相談支援事業所、行政、医療機関等と連携して、利用者に望ましい生活環境を提供できるようにします。

３－２　障害福祉サービス事業所なごみの家事業計画（障害）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	障害福祉サービス事業所なごみの家
所在地	新潟県十日町市高山 1360 番地２
設立年月日	平成 10 年４月１日
敷地面積	2,391.21 ㎡
建物構造	本　体：鉄筋コンクリート構造２階建 作業棟：鉄骨構造２階建
延べ床面積	本　体：780.80 ㎡　作業棟：392.90 ㎡ 合計：1,173.70 ㎡
施設長名	小柳　一広
電話番号	025-752-5212
ＦＡＸ番号	025-752-0348
Ｅ-mail アドレス	info-nagomi@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
生活介護事業	21 人	平成 27 年４月１日	1511000018	十日町市、津南町
就労継続支援Ｂ型事業	19 人	平成 27 年４月１日	1511000018	十日町市、津南町
放課後等デイサービス事業	10 人	平成 25 年 10 月１日	1151000043	十日町市、津南町
日中一時支援事業				十日町市、津南町

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
運営会議	随時	関係職員	事業所の運営・管理全般に関する事項 施設保全・安全管理・防災等に関する事項
職員会議	月１回	関係職員	事業別作業計画に関する事項 個別ケース検討に関する事項 工賃評価に関する事項 事業所運営全般に関する事項
事業別会議 生活介護 就労継続Ｂ型 放課後等デイサービス	月１回	関係職員	個別支援計画に関する事項 事業別の活動計画に関する事項 個別ケース検討に関する事項
給食会議	月１回	関係職員	食事提供全般に関する事項 栄養管理の調整に関する事項
防災会議	随時	関係職員	施設保全・安全管理・防災に関する事項
係打合せ	随時	関係職員	係業務計画と実施に関する事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
リスクマネジメント委員会	随時	担当職員	利用者の安全安心な支援環境に関する事項 ヒヤリハットの検証に関する事項
虐待防止委員会	随時	担当職員	虐待防止に関する事項
苦情解決委員会	随時	担当職員	苦情解決に関する事項

② 研修

利用者に対して適切な福祉サービスを提供することや、健全な事業運営ができるように、職員に必要な研修を実施します。また、資格取得等自己啓発研修を奨励します。

ア　法人研修

イ　施設研修

ウ　関係団体、外部団体主催の研修

エ　自己研修、自己研鑽

③ 防災対策

ア　事業所の防災や利用者の安全のため、適切な管理体制をつくります。

イ　毎月実施している防災訓練（避難訓練や通報訓練）を通じて、職員及び利用者の防災意識を高めます。

ウ　近隣の事業所、町内消防団等の連携強化に努めます。

エ　自然災害等に対応した環境整備に努めます。

④ 事故・苦情対策

ア　利用者に対してより安全安心な支援を提供できる施設づくりを目指すため、組織体として危機管理への取り組みを行ないます。各種支援マニュアルや事故予防対策、あるいはヒヤリハット等を検討する委員会を中心に、全職員が同じ方向を向いて取り組める環境整備を目指します。

イ　事故報告書及びヒヤリハット、苦情等を収集・分析し事故防止と利用者満足の向上に取り組みます。また、講じた事故防止策を全職員に周知徹底します。

ウ　利用者満足度調査やサービスの自己評価を通じて、潜在的苦情等を顕在化する取り組みを行います。

エ　事故防止マニュアル並びに各種支援マニュアルを検証します。

⑤ 権利擁護

ア　利用者を主体と考え、利用者の尊厳を守り、個人を尊重して関わっていくことで満足度の高いケアを提供するために、意思決定支援に関する取り組みを行います。

イ　拘束、虐待に関する事項については、虐待防止委員会が主体となって取り組みます。また虐待防止のため、サービスの自己評価表を活用します。

エ　合理的配慮を理解した上で、利用者にわかりやすい表現や情報提供を行います。

⑥ 健康管理

ア　日々の健康観察と定期的検診等により、利用者の状況を把握します。

イ　連絡帳、文書配布等で家庭との連携を図り、健康状態の情報の共有に努めます。

ウ　機能低下防止や体力作りに関する支援をします。

エ　食中毒、感染症に関する事項は、リスクマネジメント委員会が主体となって取り組みます。

⑦　地域交流・ボランティア

ア　近隣の事業所と共に文化祭（みつば祭）を実施します。

イ　近隣の事業所や消防団と共に防災訓練を実施します。

ウ　地域のイベント等において製品販売で積極的に参加します。

エ　その他（ボランティア、実習生、体験学習等の受け入れ）。

⑧　実習生受け入れ

ア　実習生の資格取得に向けた目的に合致した指導教育的機能を整備します。

イ　実習生並びに利用者等の個人情報保護と管理を徹底します。

⑨　施設管理と環境整備

ア　事業所が常に清潔で気持ちの良い建物であるように、職員一人ひとりが各々の業務を通して事業所の衛生、美化に努めます。

イ　施設内外の備品の整理整頓や美化、衛生に努め、必要に応じて専門業者による保守点検を行います。

（3）事業別計画

①　生活介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率１１０％の達成を目指します。

（イ）本人の意思決定に基づいた支援を実践し、利用者一人ひとりの特性や強みを生かせる支援環境づくりを行います。

（ウ）利用者個々の特性やニーズに合わせたプログラムを提供し、本人がその人らしく、活動に取り組めるよう支援します

イ　事業内容等

（ア）食事

委託業者との連携を密にし、適切な食事提供に努力します。

（イ）健康管理

a　利用者の様子観察、心身ともに健康な生活が送れるように職員の連携、情報の共有を図り健康管理に努め、体力の低下や免疫力低下を防ぐため、日常の体力増進とし、散歩等の屋外の活動を取り入れます。

b　手洗い、うがいの励行と、施設内の消毒清掃、換気等に留意し、罹患や拡大しないように努め、感染防止対策を行います。

（ウ）意思決定支援

a　できるだけわかりやすい方法や手段、絵カードやボード、スケジュールの提示等を用いて情報を伝えます。

b　意思表現の少ない人も、表情や行動から意思を読み取り応じ、明確な表現をとれるよう支援します。

c　相談支援場面、ケア会議、職員会議等で利用者の意思を確認する取り組みを行い、職員間で共有します。

（エ）日中活動支援

a　少人数のグループ支援により、ひとり一人の利用者に目を配り、細やかで安全な支援を実施します。

b　個別のニーズに合わせた外出や活動の提供を行います。

c　自閉症支援について研修参加や学習を行い、職員のスキルアップを図ります。

（オ）家族との連携
家族との連絡を密に取り利用者支援を展開します。
（カ）関係機関等の連携
相談支援事業所、行政、医療機関等と連携して、利用者に望ましい環境を提供できるようにします。

② 就労継続支援Ｂ型事業
ア 今年度の重点取り組み
（ア）目標稼働率１１０％の達成を目指します
（イ）本人の意思決定に基づいた支援を実践し、可能な限り本人が自ら意思決定ができるよう支援します。
（ウ）利用者個々の特性やニーズに合わせたプログラムを提供し、本人がその人らしく、活動に取り組めるよう支援します
（エ）自主製品、廃電線有効活用事業、受託作業、施設外就労等を通し職業意欲やスキルを身に付けられるよう支援し、工賃向上を目指します。
（オ）地域の中の施設として地域の皆様と関わりを持った活動をします。

イ 事業内容等
（ア）食事
委託業者との連携を密にし、適切な食事提供に努力します。
（イ）健康管理
a 利用者の様子観察、心身ともに健康な生活が送れるように職員の連携、情報の共有を図り健康管理に努め、体力の低下や免疫力低下を防ぐため、日常の体力増進とし、体操や歩行等の活動を取り入れます。
b 手洗い、うがいの励行と、施設内の消毒清掃、換気等に留意し、罹患や拡大しないように努め、感染防止対策を行います。
（ウ）意思決定支援
a 本人が意思決定を表出できるよう、理解しやすい方法、手段（絵ボード、スケジュール等）を用いて支援をします。
b 相談支援場面、ケア会議、職員会議等で利用者の意思を確認する取り組みを行い、職員間で共有します。
（エ）日中活動支援
a 製菓、製パン作業を通して、作業能力の向上と、販売力を身につけます。
b 廃電線有効活用事業、下請け作業を通して、利用者の工賃アップを目指します。
c 施設外就労を行い、社会性の育成と職業意欲やスキルを身に付けられるよう支援します。
（オ）地域交流・地域貢献
製パン、製菓の販売、空き缶収集、草取りゴミ拾いなど、地域貢献となるような活動を行います。
（カ）家族との連携
家族との連絡を密に取り利用者支援を展開します。
（イ）関係機関等の連携
相談支援事業所、行政、医療機関等と連携して、利用者に望ましい環境を提供できるようにします。

③　放課後等デイサービス事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率９５％の達成を目指します。

（イ）利用児と家族のニーズの充足を図ります。

（ウ）関係機関との密な連携

イ　事業内容等

（ア）健康管理

感染症予防の徹底と相談支援の充実により、相談しやすい事業運営に心掛けて、心身の健康管理に努めます。

（イ）日中活動支援

ａ　遊びを通じた中で、日常生活動作の習得と集団生活に適応する力を身につけられるよう支援します。

ｂ　ひとり一人に合わせた個別支援計画を作成し、個々の発達段階や特性を理解し、支援します。

（ウ）家族との連携

ａ　家族との連絡を密に取り利用者支援を展開します。

ｂ　毎月１回の定期通信のほかに懇談会を企画して、家族の生の声を聴取し、ニーズの充足と同時にサービス評価の向上に努めます。

（エ）関係機関との連携

市発達支援センターおひさま、相談支援事業所あおぞら、エンゼル妻有、特別支援学校、特別支援学級との情報共有を図り、現場の実態を相談支援事業所や支援学校へ伝達することで、一貫した発達支援体制が築けるよう支援します。

④　日中一時支援事業

ア　今年度の重点取り組み

特別支援学校の長期休暇や、一般就労者の臨時休業、家族の休養、毎日通所することが困難なご本人が利用したい時にサービスを提供します。

イ　事業内容等

（ア）日常生活支援

ａ　年齢、障がい等個別状況に配慮した支援をします。

ｂ　利用者の安全安心と健康に配慮した支援をします。

（イ）関係機関との連携

必要に応じて、相談支援センター等との連携を図った対応を行います。

３－３　障害福祉サービス事業所ワークセンターなごみ事業計画（障害）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	ワークセンターなごみ
所在地	新潟県十日町市八箇甲 354 番地 7
設立年月日	平成 19 年 4 月 1 日
敷地面積	1,589.27 ㎡
建物構造	鉄骨構造 2 階建（耐火建築物、耐震構造）
延べ床面積	651.02 ㎡
施設長名	村山　和義
電話番号	025-750-1010
ＦＡＸ番号	025-750-5761
Ｅ-mail アドレス	info-work_nagomi@fuku-tokamachi.or.jp
従たる事業所の名称	わっかふぇ
所在地	新潟県十日町市本町 2 丁目 333 番地 1
設立年月日	平成 28 年 4 月 1 日

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
就労移行支援事業	6 人	平成 25 年 4 月 1 日	1511000117	十日町市、津南町
就労継続支援Ｂ型事業	34 人	平成 25 年 4 月 1 日	1511000117	十日町市、津南町
就労定着支援事業		平成 30 年 11 月 1 日	1511000117	十日町市、津南町
日中一時支援事業				十日町市、津南町

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
運営会議	随時	関係職員	事業所の運営・管理全般に関する事項 施設保全・安全管理・防災に関する事項
職員会議 （給食会議）	月 1 回	関係職員	個別支援計画に関する事項 事業別作業計画に関する事項 個別ケース検討に関する事項 工賃評価に関する事項 事業所運営全般に関する事項 食事提供全般（栄養管理）に関する事項
従たる事業所会議	随時	関係職員	事業所運営全般に関する事項 メニュー、イベント企画に関する事項
ケア会議	月 1 回	関係職員	個別支援計画に係るモニタリング等プロセス管理に関する事項 利用者個別状況の共有
係打合せ	随時	関係職員	係業務計画と実施に関する事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
リスクマネジメント委員会	随時	担当職員	利用者の安全安心な支援環境に関する事項 ヒヤリハットの検証に関する事項
虐待防止・苦情解決委員会	随時	担当職員	虐待防止に関する事項 苦情解決に関する事項

②　研修

利用者に対して適切な福祉サービスを提供することや、健全な事業運営ができるよう、職員に必要な研修を実施します。また、資格取得等の自己啓発研修を奨励します。

ア　事業所内研修

（ア）各種マニュアルの確認と平準化

（イ）事業所外研修報告会（職員会議において適宜実施）

（ウ）障がい福祉施策に関する制度や障がいの知識、支援技術等習得のための学習会

（エ）ＨＡＣＣＰ義務化に向けた検討チーム設置、勉強会の実施

（オ）その他

イ　事業所外研修

（ア）法人研修

（イ）関係団体、外部団体主催研修

（ウ）その他

③　防災対策

ア　事業所の防災や利用者の安全のため、適切な管理体制をつくります。

（ア）防災計画の作成と周知

（イ）自衛消防組織表及び役割分担表の作成

（ウ）火元責任者の設定

（エ）非常招集伝達系統図の作成

イ　毎月の避難訓練等を通じて、職員、利用者の防災意識を高めます。

ウ　町内消防団等の連携に努めます。

エ　自然災害等に対応した環境整備に努めます。

④　事故・苦情対策

ア　利用者へ安心安全な支援を提供できる事業所づくりを目指すため、組織として危機管理の取り組みを行い事故防止に努めます。

イ　事故報告書及びヒヤリハット、苦情を収集・分析し、事故防止と利用者満足度の向上に取り組みます。また、講じた事故防止策を全職員に周知徹底します。

ウ　利用者満足度調査の結果の検討を踏まえて、潜在的苦情を顕在化する取り組みを行います。

エ　事故防止マニュアル並びに各種支援マニュアルを検証します。

⑤　権利擁護

ア　意思決定支援に関する取り組みを行います。

（ア）利用者本人による自己決定となる支援を展開します。

（イ）必要に応じ成年後見制度、日常生活自立支援事業等の活用を図ります。

（ウ）利用者の個別性に配慮した支援を展開します。

イ　身体拘束廃止に関する取り組みを行います。
（ア）身体拘束についての判断を含めたマニュアルの周知を行います。
（イ）身体拘束が必要と思われる利用者本人、保護者に対する説明と同意を得ます。
（ウ）障がい特性、個人の状態を考慮した支援計画作成に努めます。
（エ）支援経過と定期的な検証により防止に努めます。
ウ　虐待防止に関する取り組みを行います。
（ア）職員の障害者観の共有を図ります。
（イ）個別支援計画の具体的な実践を展開します。
（ウ）虐待防止のための自己チェック表を活用します。

⑥　健康管理
ア　日々の健康観察と、利用者が心身共に積極的姿勢で活動できるよう支援します。
イ　感染症予防対策と家族への情報提供を通じて、集団生活のリスクを軽減します。
ウ　食中毒予防対策として、給食製造現場の「なごみの家」並びに配食場所の「ワークセンターなごみ」で、給食会議を通じて情報共有や連携を図ります。
エ　感染症予防対策は、うがい・手洗い・換気の励行を徹底し、冬季を中心とした次亜塩素酸ナトリウムでの洗浄等により、感染予防を図ります。感染症罹患者へは、マニュアルに沿った対応を図り、拡大や蔓延を防止します。
オ　食中毒、感染症に関する事項は、リスクマネジメント委員会が主体となって取り組みます。
カ　就労支援の一環として身辺衛生や適正な体重維持を目的に体重測定を実施し、肥満、喫煙等に係る支援を通じて生活習慣病予防に関する支援を行います。
キ　個々に特別な支援が必要な利用者への対応を個別的に行います。（嚥下障害、心疾患等への緊急時の対応確認やＡＥＤの活用）

⑦　地域交流・ボランティア
ア　地域のイベント等における製品販売に利用者とともに積極的に参加します。
イ　事業所と地域住民の顔の見える関係性作りを推進します。
ウ　ボランティア活用を積極的に行います。

⑧　実習生受け入れ
ア　実習生受け入れマニュアルの見直しを必要に応じて行います。
イ　実習生の資格取得に向けた目的に合致した指導教育的機能を整備します。
ウ　実習生並びに利用者等の個人情報保護と管理を徹底します。

⑨　施設管理と環境整備
ア　施設内外の備品の整理整頓や美化
（ア）安全・衛生点検の実施（月１回）
（イ）各種備品の管理と整理、計画的清掃等
（ウ）業者委託及びタイヤショベルレンタルによる敷地内除雪
イ　施設内外の設備等の専門業者による保守点検

（３）事業別計画
①　就労移行支援事業
ア　今年度の重点取り組み
（ア）目標稼働率６０％の達成を目指します。
（イ）職業準備性アセスメントを定期的に実施し、個別的、計画的な就労支援を行います。
（ウ）施設外就労、職場実習等を通して、働く場に必要な知識、技術の習得を図ります。

イ　事業内容等

（ア）食事

委託業者との連携を密にし、適切な食事提供に努力します。

（イ）健康管理

就労に向け、適切な食事や基本的生活習慣獲得、体力作りを意識できる支援を行います。

（ウ）意思決定支援

利用者が地域で主体的に生活できるよう、意思決定プロセスを重視した支援を行います。

（エ）就労支援

a　就労に必要な社会的ルールやマナー、基本的生活習慣獲得の一環として、月１回、職業準備性を高めるためのプログラムを実施します。

b　ゴール設定とそこに向けた段階的支援内容を明確にするため、アセスメント等の支援プロセスを重視し、個別支援計画に反映させることで、モニタリングを通じて状況の確認を行います。

c　職場実習先の開拓により、企業で働く経験の機会を提供します。

d　就職者の定着支援のため、定期的な面談や訪問支援を実施します。

（オ）日中活動支援

余暇活動を、自分の可能性を試すことや自己実現を目指すといった積極的姿勢で支援します。

（カ）家族との連携

家族等の意向も踏まえ、利用者の主体的生活実現のための連携を図ります。

（キ）関係機関との連携

a　ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、就労先の開拓をします。

b　障害者雇用に関する各種援助制度を活用し、円滑に就労に繋げられるように支援します。

②　就労継続支援事業Ｂ型（従たる事業所共通）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率１０５％（従たる事業所含む）の達成を目指します。

（イ）利用者が主体的に仕事に取り組めるよう、視覚的支援を充実します。

（ウ）従たる事業所の共生社会実現に求められる機能を充実します。

イ　事業内容等

（ア）食事

委託業者との連携を密にし、適切な食事提供に努力します。

（イ）健康管理

健診結果や通院状況の情報共有を図り、状態に配慮した支援を行うとともに、サービス利用継続の視点から、食事や基本的生活習慣獲得を意識できる支援を行います。

（ウ）意思決定支援

利用者が地域で主体的に生活できるよう、意思決定プロセスを重視した支援を行います。

（エ）就労支援

a　働く場に必要な社会的ルールやマナー、基本的生活習慣を獲得できるよう支援します。

b　利用者個々の適性にあったスキルをエンパワメントにより獲得できる展開を行います。

c　従たる事業所の地域における役割の共通認識を持ち、共生社会に寄与することを念頭においた活動を模索、実施します。

d　工賃平均月額１６，０００円を目指します。

e　個々の利用者に必要な支援内容を明確にするため、アセスメント等の支援プロセスを重視し、モニタリングを通じて支援状況の確認を行い、必要に応じて修正を行います。必

要に応じ就労に向けた取り組みを行います。

f　職場実習先の開拓により、企業で働く経験の機会を提供します。

（オ）日中活動支援

a　就労支援以外のニーズが優先される利用者には、それらに沿った個別メニューの提供が実施できるよう体制を整えます。

b　余暇活動を自分の可能性を試すことや自己実現を目指すといった積極的姿勢で支援します。

（カ）家族との連携

家族等の意向も踏まえ、利用者の主体的生活実現のための連携を図ります。

（キ）関係機関との連携

相談支援事業所等と連携を図り、個々に適したサービス利用が行えるように支援します。

③　就労定着支援事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）就労支援スキル向上のため研修に積極的に参加します。

（イ）定期的な面談を通し、就労の継続を支援します。

（ウ）企業、関係機関との情報共有、連携体制を構築します。

イ　事業内容等

（ア）意思決定支援

利用者が地域で主体的に生活できるよう、また、課題解決能力向上の視点から意思決定プロセスを重視した支援を行います。

（イ）就労継続支援

a　利用者や家族と月１回以上の面談を通し、状況把握に努めます。

b　事業所への訪問も可能な限り行い、情報共有、状況把握を行います。

c　離職の場合、再就職支援を行います。

（ウ）家族との連携

家族等の意向も踏まえ、利用者の主体的生活実現のための連携を図ります。

（エ）関係機関との連携

関係機関との連絡調整を図り、就業・生活支援センターとの情報共有により、必要に応じて協力して支援を行います。

④　日中一時支援事業

ア　今年度の重点取り組み

特別支援学校生徒の長期休暇や一般就労者の臨時休業、家族の休養等の際にサービスを提供します。

イ　事業内容等

（ア）日常生活支援

利用者の安心安全と健康に配慮した支援に努めます

（イ）意思決定支援

a　利用者が地域で主体的に生活できるよう、自己決定プロセスを重視した支援を行います。

b　利用者個々の特性や状態を重視した支援を行います。

（ウ）その他

a　家族等の意向も把握したなかでのサービス提供に努めます。

b　相談支援事業所等との連携を図り、利用ニーズに沿ったサービスを提供します。

３－４　障害福祉サービス事業所ワークセンターかわにし事業計画（障害）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	障害福祉サービス事業所ワークセンターかわにし
所在地	新潟県十日町市上新井 68 番地 1
設立年月日	平成 24 年 4 月 1 日
敷地面積	484.00 ㎡（借地：十日町市）
建物構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
延べ床面積	401.36 ㎡
施設長名	根津　美佐子
電話番号	025-761-7910
ＦＡＸ番号	025-768-2020
Ｅ-mail アドレス	info-kawanishi@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
就労継続支援Ａ型事業	5 人	平成 30 年 4 月 1 日	1511000158	十日町市、津南町
就労継続支援Ｂ型事業	18 人	平成 30 年 4 月 1 日	1511000158	十日町市、津南町
日中一時支援事業				十日町市、津南町

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
運営会議	随時	関係職員	事業所の運営・管理全般に関する事項 施設保全・安全管理・防災に関する事項
職員会議	月 1 回	関係職員	個別支援計画に関する事項 個別ケース検討に関する事項 工賃評価に関する事項 業務全般の事業計画に関する事項
事業別会議 就労継続Ａ 就労継続Ｂ	月 1 回	関係職員	事業別運営全般に関する事項 個別支援計画に関する事項 事業別の活動計画に関する事項 個別ケース検討に関する事項
ケア会議	月 1 回	関係職員	個別支援計画に係るモニタリング等プロセス管理に関する事項
給食会議（保健衛生対策会議）	随時	関係職員	食事提供全般に関する事項 栄養管理の調整に関する事項
防災会議	随時	関係職員	施設保全・安全管理・防災に関する事項
係打合せ	随時	関係職員	係業務計画と実施に関する事項
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係る事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
リスクマネジメント委員会	随時	担当職員	利用者の安全安心な支援環境に関する事項 ヒヤリハットの検証に関する事項
虐待防止委員会	随時	担当職員	虐待防止に関する事項
苦情解決委員会	随時	担当職員	苦情解決に関する事項

②　研修

利用者に対して適切な福祉サービスを提供することや、健全な事業運営ができるように、職員に必要な研修を実施します。また、資格取得等自己啓発研修を奨励します。

ア　法人研修

イ　施設研修

ウ　関係団体、外部団体主催の研修

エ　自己研修、自己研鑽

③　防災対策

ア　事業所の防災や利用者の安全のため、適切な管理体制をつくります。

イ　毎月実施している防災訓練（避難訓練や通報訓練）を通じて、職員及び利用者の防災意識を高めます。

ウ　近隣の市役所川西支所、町内消防団等の連携強化に努めます。

エ　自然災害等に対応した環境整備に努めます。

④　事故・苦情対策

ア　利用者に対して、より安全安心な支援を提供できる施設づくりを目指すため、組織体として危機管理への取り組みを行います。各種支援マニュアルや事故予防対策、あるいはヒヤリハット等を検討する委員会を中心に、全職員が同じ方向を向いて取り組める環境整備を目指します。

イ　事故報告書及びヒヤリハット、苦情等を収集・分析し事故防止と利用者満足の向上に取り組みます。また、講じた事故防止策を全職員に周知徹底します。

ウ　利用者満足度調査やサービスの自己評価を通じて、潜在的苦情等を顕在化する取り組みを行います。

エ　事故防止マニュアル並びに各種支援マニュアルを検証します。

⑤　権利擁護

ア　利用者を主体と考え、利用者の尊厳を守り、個人を尊重して関わっていくことで満足度の高いケアを提供するために、意思決定支援に関する取り組みを行います。

イ　拘束、虐待に関する事項については、虐待防止委員会が主体となって取り組みます。また、虐待防止のため、サービスの自己評価表を活用します。

エ　合理的配慮を理解した上で、利用者にわかりやすい表現や情報提供を行います。

⑥　健康管理

ア　日々の健康観察と身体機能の定期的な検査により、利用者の状況を把握します。

イ　家庭との連携を図り、情報の共有に努めます。（連絡帳、文書配布等）

ウ　機能低下防止や体力作りに関する支援をします。

エ　食中毒、感染症に関する事項は、リスクマネジメント委員会が主体となって取り組みます。

⑦　地域交流・ボランティア

ア　定期的に近隣の神社や公園の清掃を実施します。

イ　地域のイベント等において製品販売で積極的に参加します。

ウ　その他（ボランティア、実習生、体験学習等の受け入れ）。

⑧　実習生受け入れ

ア　福祉職を目指す学生の他に、教職員の研修や、特別支援学校や一般校等の体験実習等の受け入れを積極的に実施します。

イ　実習生の資格取得に向けた目的に合致した指導教育的機能を整備します。

ウ　実習生並びに利用者等の個人情報保護と管理を徹底します。

⑨　施設管理と環境整備

ア　事業所が常に清潔で気持ちの良い建物であるように、職員一人ひとりが各々の業務を通して事業所の衛生、美化に努めます。

イ　施設内外の備品の整理整頓や美化、衛生に努め、必要に応じて専門業者による保守点検を行います。

（３）事業別計画

①　就労継続支援Ａ型事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率８０％の達成を目指します。

利用率を高め、安定した運営が行えるよう努めます。

（イ）清掃技術（技術面・効率面）並びに就業能力の向上を目指します。

（ウ）新規清掃場所の開拓、トイレットペーパー販売促進等により、事業の拡大・収入増を目指し、利用者を増員できるように取り組みます。

イ　事業内容等

（ア）食事

委託業者との連携を密にし、適切な食事提供に努力します。

（イ）健康管理

ａ　利用者の様子観察、心身ともに健康な生活が送れるように職員の連携、情報の共有を図り健康管理に努めます。

ｂ　利用者が心身ともに安定した状態で出勤できるよう、日々の様子観察や相談支援を行い、事故の無いように取り組みます。朝会時の体調確認、終礼時の声掛け等を通じて、体調管理への意識が向上するよう支援します。

ｃ　手洗い、うがいの励行と、施設内の消毒清掃、換気等に留意し、罹患や拡大しないように努め、感染防止対策を行います。

（ウ）意思決定支援

ａ　意思決定支援のプロセスの理解・習得を通じ、可能な限り利用者自らが意思決定できるよう、意思の確認や意思を引き出す支援を実践します。そのために情報提供や理解しやすい説明、選択により予想される結果（見通し）の議論などに配慮します。

ｂ　個別支援計画の策定及びモニタリング会議においては、支援目標や経過について本人と確認し、主体的に取り組める支援内容となるよう配慮します。

（エ）日中活動支援

ａ　作業技術については、個々の状況に応じ、担当職員が支援します。また、清掃業者からの現場指導を継続し、清掃の質を維持・向上します。

ｂ　事業の主旨に即し、利用者の意思の確認や適性の見極めを関係機関も交えて行い、今後の事業運営について検討します。

c　挨拶・言葉遣い、作業態度等、就労に必要な知識及び能力の向上を目指します。

（オ）家族との連携

家族との連絡を密に取り利用者支援を展開します。

（カ）関係機関との連携

a　相談支援事業所、行政、医療機関等と連携して、利用者に望ましい環境を提供できるようにします。

b　健康管理・メンタル面等、生活全般の課題については、関係機関と連携を図りながら、情報の共有に努め、安定した作業が継続できるように取り組みます。

c　地域の特別支援学校と連携を取り、将来利用してもらえるよう実習の受け入れ等を行います。

（キ）その他

a　新規清掃場所の開拓については事業所のみならず、法人としても取り組みます。

b　トイレットペーパーの販売については、地域への宣伝活動を行い、販路拡大を目指します。

② 就労継続支援Ｂ型事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率１１０％の達成を目指します。

利用者の希望により、利用日数の少ない利用者が複数名いることから、目標稼働率の達成に向けた利用者数の確保を意識し、安定した運営が行えるよう努めます。

（イ）意志決定支援の定義や意義、プロセスの理解・習得を通じ、利用者の希望や意思を尊重した支援を実践します。

（ウ）障害の多様化に対応できるよう、専門性の向上に取り組みます。

（エ）施設外就労や施設外支援等、利用者に適した作業種の提供を通じ、作業意欲を高め、併せて工賃向上を目指します。

イ　事業内容等

（ア）食事

委託業者との連携を密にし、適切な食事提供に努力します。

（イ）健康管理

a　利用者が心身ともに安定した状態で通所できるよう、日々の健康観察などを行い、安定して日中活動に取り組めるように支援します。

b　利用者状況の変化について共有し、必要時は関係者と連絡を取り、早めに対応します。

（ウ）意思決定支援

a　意思決定支援のプロセスの理解・習得を通じ、可能な限り利用者自らが意思決定できるよう、意思の確認や意思を引き出す支援を実践します。そのために情報提供や理解しやすい説明、選択により予想される結果（見通し）の議論などに配慮します。

b　個別支援計画の策定及びモニタリング会議においては、支援目標や経過について本人と確認し、主体的に取り組める支援内容となるように支援します。その際、表出された言葉や態度だけで判断せず、本人の真意を読み取る姿勢に努めます。

（エ）日中活動支援

a　施設外就労や施設外支援等、利用者に適した作業種の提供を通じ、作業意欲を高めるとともに、工賃向上を目指します。

b　障害特性に応じた作業種の提供及び作業環境の見直しを行います。

c　新規作業種の開拓や需要に応じた農作物の栽培等、工賃保障を意識します。

d　挨拶・言葉遣いをはじめとする社会的マナーについて支援します。

（オ）家族との連携

家族との連絡を密に取り利用者支援を展開します。

（カ）関係機関等の連携

a　相談支援事業所、行政、医療機関等と連携して、利用者に望ましい環境を提供できるようにします。

b　地域の特別支援学校と連携を取り、将来利用してもらえるよう、実習の受け入れ等を行います。

（キ）その他

a　研修参加や職員会議等を通じ、精神障害への理解を深め、利用者の障害特性に応じた支援が提供できるよう取り組みます。

b　ケア会議、事業別会議、職員会議等で支援内容の検証を行い、統一した支援が提供できるように取り組みます。

③　日中一時支援事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）利用者のアセスメントを徹底します。

（イ）家族、関係支援機関からの情報収集と共有化に努めます。

イ　事業内容等

（ア）日中活動支援

利用者が心身ともに安定した状態で利用できるよう、アセスメントや関係者からの情報を活用し、状況観察や相談支援を行い、事故の無いよう支援します。

（イ）意思決定支援

利用者の希望を尊重し、利用者本位の支援を実践します。そのために、家族や関係支援機関との連携を図った対応をお行います。

（ウ）その他

必要に応じて、本人・家族や相談支援事業所等との連携を図った対応を行います。

３－５　障がい者地域生活支援センターあおぞら事業計画（障害）

（1）事業所概要

①　施設概要

事業の名称	障がい者地域生活支援センターあおぞら
所在地	新潟県十日町市本町２丁目 333 番地１
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日
施設長名	田村　博美
電話番号	025－752－4444（相談）　025-752-4486（就業）
ＦＡＸ番号	025－755－5039（共通）
Ｅ－mail アドレス	sc-aozora@fuku-tokamachi.or.jp（相談） ss-aozora@fuku-tokamachi.or.jp（就業）

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
委託相談支援事業		平成 15 年 10 月 1 日		十日町市、津南町
特定相談支援事業		平成 24 年 4 月 1 日	1531000022	十日町市、津南町
一般相談支援事業		平成 24 年 4 月 1 日	1531000022	十日町市、津南町
障害児相談支援事業		平成 24 年 4 月 1 日	1571000023	十日町市、津南町
障害者就業・生活支援事業		平成 21 年 4 月 1 日		魚沼圏域（3 市 2 町）

（2）事業所運営に関する事項

①　会議

会議名	開催	構成員	内　容
相談・就業連携会議	年 6 回程度	関係職員	お互いの業務に関する事項 個別ケースに関する事項 事業所運営に関する事項 研修報告、内部研修等
相談支援事業打ち合せ	月 2 回程度	関係職員	個別ケースに関する事項 計画作成に関する事項等
就業・生活支援事業打ち合せ	月 2 回程度	関係職員	就労支援状況の確認 センター事業に関する事項等

②　研修

職員の専門性の向上、人材育成の観点から個々の技能等に合わせた各種研修を実施します。

ア　事業所内研修

（ア）対人援助技術の向上（相談者の適切なアセスメントと支援、面接技術）

（イ）権利擁護、意思決定支援の取り組みに向けた学習

（ウ）各種社会福祉制度や施策等の修得

イ　事業所外研修

職員個々の研修計画を作成し、各関係機関の主催する研修に目的をもって参加することにより、人材育成に努めます。

ウ　自己啓発

職員の自己啓発研修を奨励し、専門性を高めるための各種資格取得を推進します。

③　防災対策

支援センター建物内の他事業所と連携しながら、定期的な避難訓練の実施、自然災害等へ対応した環境整備に努め、職員の防災意識を高め、緊急時に適切な対応が図れるよう体制をつくります。

④　事故・苦情対策

事故・苦情に関しては、インシデントレポートの検証により、職員間での情報共有を図り、事故防止に努めます。

⑤　権利擁護

ア　各種の相談を通し、虐待に気づき発見しやすい立場であることを認識し、発見した場合は、通報義務を果たし、市町村と連携し支援します。

イ　権利擁護についての知識、理解を深め、実際の支援において適切な制度の活用を行います。

⑥　実習生受け入れ

福祉現場の次世代の人材育成の役割を認識し、実習生の受け入れを行います。

⑦　施設管理と環境整備

十日町市障がい者支援センターとして、複数の事業所が同一建物に入っているため、他事業所や行政と連携を図りながら、安全に配慮した施設管理と環境整備に努めます。

（３）事業別計画の概要

①　相談支援事業

ア　重点取り組み

（ア）目標稼働率８０％の達成を目指します。

（計画作成数３００件、モニタリング数４２０件）

（イ）利用者の希望や意思を尊重した個別支援の実践

ａ　一人ひとりのニーズを的確に把握し、ニーズを充足し、利用者自身が力をつけて課題解決していけるように、ケアマネジメントを行います。

ｂ　常に利用者本位の支援が行えているかと権利擁護の視点を持ち、自己の権利や意思表明することが困難な方のニーズを汲み取り、自己決定のサポートをしたり、代弁・擁護し、サービスや適切な支援に繋ぐことができるように支援します。

（ウ）特定相談支援事業の安定化

ａ　サービス等利用計画の管理を徹底し、適切な時期に評価、作成が行えるよう、事業所内での業務分担を明確にした体制づくりを行います。ひと月の請求件数６０件を目標とします。

ｂ　連携および専門性の高い支援を実施できる体制を整え、各種加算を積極的に取得できるように取り組みます。

（エ）地域課題解決への取り組み

a　個別のニーズから地域課題を明らかにし、地域自立支援協議会を活用し、社会資源の改善や開発につながるよう、関係機関と連携を図ります。

b　障害福祉分野だけのサービスや資源だけでなく、他分野や制度の垣根を越えたあらゆる地域資源を活用し、多職種連携、協働を行い、包括的な支援体制の構築を目指します。

（オ）基幹相談支援センター設置に向けての協力

行政が主体となる基幹相談支援センターの設置に向けて、十日町市内の相談支援事業所と協力し、相談支援業務の整理と役割分担を行います。

イ　事業内容等

（ア）委託相談支援事業

十日町市、津南町からの委託を受け、地域で暮らす障害のある人や家族からの相談を受け、保健・福祉等の総合的な支援が受けられるよう援助します。また、他関係機関と連携・調整をしながら、自立や社会参加の促進を図ります。

（イ）特定相談支援事業

福祉サービス利用者の計画書の作成や利用状況を定期的に確認し、本人の望む暮らしに近づけるよう支援します。

（ウ）一般相談支援事業

長期入院や入所施設から地域移行がスムーズに行え、地域での生活が安心して継続できるよう支援します。

（エ）障害児相談支援事業

障害児通所支援を効果的に利用するために計画書を作成し、定期的に評価し、サービス利用の状況を確認します。

②　障害者就業・生活支援事業

ア　重点取り組み

（ア）一般就労希望者のニーズとアセスメントを通じて障害特性や職業適性に応じた就業支援を行います。

（イ）就労された方の雇用が継続するように関係機関と連携を取り職場や家庭への定期訪問等を通して定着支援を行います。

（ウ）障害者雇用を行う企業の受け入れから定着までの助言と支援を行います。

（エ）地域との交流や障害者同士のピアサポート活動を促進します。

イ　事業内容

（ア）就業支援

国からの委託を受け就労希望者のニーズの把握とアセスメントを行い、障害特性や職業適性に応じた職場開拓、職場実習等の就業支援を行います。

（イ）生活支援

県からの委託を受け就労が継続するために必要な生活全般の支援を行います。

（ウ）企業支援

障害者雇用を考える企業、雇用している企業に対して助言と支援を行います。

（エ）定着支援

就労が継続するために企業訪問や家庭訪問を通して定着支援を行います。

Ⅳ　こども事業

１　事業理念

わたしたちは、一人ひとりを大切にし、豊かな人間性を持った子どもを育てます。

２　重点目標

（１）幼保連携型認定こども園として教育及び保育の基本を踏まえ資質・能力を一体的に育むよう努めます。

①　豊かな体験を通して感じたり気付いたり分ったりできるようになったりする「知識及び技能の基礎」を育てます。

②　気付いたことやできるようになったことなどを使い考えたり試したり工夫したり表現したりする「思考力・判断力・表現力」の基礎を育てます。

③　心情・意欲・態度が育つ中でよりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性」を育てます。

（２）地域のこどもが健やかに育成される環境を提供し保護者に対する総合的な子育て支援の推進を図ります。

①　日常の様々な機会を活用し園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などをとおして保護者との相互理解を図るように努めます。

②　子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るように努めます。

③　園開放・園庭開放・子育て相談・一時預かりなどを行い、地域の子育て支援を行います。

（３）職員の資質及び専門性の向上を図ります。

①　主体的に学びあう姿勢と環境を整え研修の充実を図ります。

②　施設関係者による園評価を行い教育・保育の内容と運営について組織的、継続的な意見をいただき質の向上に努めます。

（４）ＩＣＴ化に取り組み業務の効率化と利便性を高めます。

①　園の運営・園児の管理・指導計画の作成を行い安心と信頼を高めます。

②　ＰＣを活用する時間の確保を行い、効率的に事務処理を行います。

③　共有を図り利便性を高めると共に知り得た事柄の秘密保持を行います。

３－１　幼保連携型認定こども園しんざこども園事業計画（こども）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	幼保連携型認定こども園しんざこども園
所在地	新潟県十日町市新座甲 823 番地 4
設立年月日	平成 24 年 4 月 1 日
敷地面積	4,517.66 ㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延べ床面積	580.74 ㎡
施設長名	金井　ハルミ
電話番号	025-757-6002
ＦＡＸ番号	025-757-6002
Ｅ-mail アドレス	shinza-kodomo@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
保育事業	70 人	平成 31 年 4 月 1 日		十日町市
一時預かり事業		平成 24 年 4 月 1 日		

（2）事業所運営に関する事項

①　会議

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
給食会議	月 1 回	関係職員	個人、クラスの食事の様子の報告、反省と次月への取り組み
行事会議	月 1 回	関係職員	行事の立案と内容の検討
反省、報告会議	月 1 回	関係職員	行事の反省と次回への取り組み、研修等の報告
保育会議	月 1 回	関係職員	指導計画に基づいた各クラスの反省と次月に向けた取り組みや一人ひとりの対応について
分析会議	随時	関係職員	保育事業に関わる事項の検討

②　研修

ア　法人研修及び関係機関の研修に参加し、また、必要事項については事業所内で勉強会を開催することにより、職員の質の向上に努めます。

イ　認定こども園になり幼稚園教諭免許更新に努めます。

ウ　キャリアアップに繋がる研修会の参加に努めます。

エ　年間の研修計画を立て研修参加への意識の向上を図ります。

③　防災対策

ア　子どもの安全のため、適切な管理体制を作ります。

イ　各種災害を想定した年間計画に基づき避難訓練を実施し、危機管理の徹底に努めます。

エ　メール配信で迅速な連絡体制に努めます。

④　事故苦情

ア　ヒヤリハット報告書、怪我、事故報告を行い、日々事故予防に努めます。

イ　地域、保護者との対応の仕方を学び、苦情のないこども園となるよう努めます。
苦情がある場合は速やかに対応します。

⑤　権利擁護

ア　子どもの利益を最優先とします。

イ　日々の観察を大切にし、その様子について保護者と連絡を取り合います。

⑥　健康対策

ア　日々の健康観察を通し、心身共に健康で通園できるように配慮します。

イ　春、秋の年２回の健康診断を実施します。

ウ　身体測定を毎月行い、成長を観察します。

エ　感染症対策として便り等で状況を知らせると共に園内の消毒、手洗いの徹底をします。

⑦　地域交流ボランティア

ア　地域の行事等に積極的に参加し、子どもの社会性の育成に努めます。

イ　地域内外の人々や高齢福祉施設、小学校との交流を大切にし、地域の子育て支援にも積極的に取り組みます。

⑧　実習生受入れ

ア　積極的に受け入れを行い、新人の育成に努めます。

イ　仕事への意欲を高め、指導に努めます。

⑨　施設管理と環境整備

ア　以前から下水道の配管がずれていたので廊下部分の配管の工事を進めます。

イ　遊具の安全点検をし、危険箇所の修繕に努めます。

ウ　プール内の湧き水箇所にマットをひいて危険箇所をなくすように努めます。

エ　ブランコの修理を行います。

オ　電気効率を上げる為、遊戯室の電球をＬＥＤに交換します。

カ　ＰＣを増やしＩＣＴ化の活用に取り組みます。

キ　保育室２台のファンヒーターを取り換えます。（古くなり修繕が出来なくなる為）

⑩　保護者支援

ア　早朝保育、延長保育、一時保育をはじめとする保育サービスの充実を図り、働く両親を応援します。

イ　フリー参加行事を取り入れ、開かれた保育園をめざし、保護者の子育て支援のサポートを図ります。

ウ　保護者からアンケートをとり、意見や苦情に対して誠意をもって対応します。
エ　園児の親子に限らず未就園児や地域の親子を対象にした親子体験行事を開き子育て支援に努めます。
オ　土曜日の午前は園解放をし、情報交換の場とします。
カ　月１回(土曜日の午前中)子育て相談の日を設けます。年１回クラス懇談会を開催します。

（３）事業別計画
①　保育事業
ア　重点取り組み
（ア）目標稼働率１００％達成を目指します。
７０人定員ですが、６６名までの入園予定見込み。
２歳児以上児の入園が望めない為、０・１歳児の入園は保育室面積からあと３名までとなる予定。
（イ）認定こども園として教育・保育の基本を踏まえ豊かな自然環境を生かした中で様々な経験ができる指導計画の立案に努めます。
（ウ）地域・保護者の子育て支援に積極的に取り組みます。
・フリー参加・園解放事業・子育て相談日・親子ふれあいデー
（エ）研修計画を立て教育・保育の質の向上を図ります。
子育て支援を中心に園内研修計画を進めます。
（オ）ＩＣＴ化に取り組み運営・記録管理、業務の利便性と効率を高めます。

イ　事業内容等

月	主　題	行　事
4 月	たのしいこども園	○入園式　・進級式　○クラス懇談会
5 月	丈夫なからだ	○親子バス遠足　・健康診断(内科・歯科) ○祖母よもぎ団子作り
6 月	みんななかよし	・異年齢交流　・お店屋さんごっこ　・バス遠足 ○親子ふれあいデー
7 月	うれしい夏	・七夕まつり　・プール開き　・観劇 ・新座大祭り和太鼓演奏（5 歳児）
8 月	夏の遊び	○夕涼み花火大会　○プール参観　・電車の旅(５) ○親子ふれあいデー
9 月	運動だいすき	○祖父母参観日　○運動会　○父母の会バザー
10 月	たのしい散歩	○個別面談　・電車の旅(5 歳児) ○親子ふれあいデー　・高齢者施設訪問 ・芋ほり、焼き芋会
11 月	こどもは風の子	・七五三詣り　・お祝い茶会 ・健康診断（内科・歯科）
12 月	たのしい集い	○お楽しみ会　・もちつき会　・クリスマス会
1 月	お正月遊び	・ほんやら洞体験 ・郵便やさんごっこ
2 月	雪はともだち	○雪祭り参加（雪像作り）　・豆まき会 ・交流給食・音楽鑑賞会　○クラス懇談会

３月	みんなで伸びよう	・ひな祭り会　〇新入園児１日入園 〇祖父母招待会　〇お別れ会（保育参観、年長組） 〇卒園式

・〇印は家族に参加していただく行事。
・誕生会、身体測定、避難訓練、弁当日、食育集会は毎月予定。
・運動あそび教室年５回予定（３、４、５歳児対象）
・フリー参加行事を随時予定。
・子育て相談日（毎月１回土曜日午前中）

②　一時預かり事業

ア　重点取り組み

（ア）保護者のニーズに合わせた利用が可能となるように努めます。

（イ）安全・安心、かつ楽しい生活ができるよう子どもに寄り添った保育に努めます。

３－２　幼保連携型認定こども園うえのこども園事業計画（こども）

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	幼保連携型認定こども園うえのこども園
所在地	新潟県十日町市上野乙 116 番地
設立年月日	平成 27 年 4 月 1 日
敷地面積	3,975.24 ㎡
建物構造	鉄筋コンクリート平屋建て
延べ床面積	965.46 ㎡
施設長名	篠原　裕子
電話番号	025-768-2321
ＦＡＸ番号	025-768-4854
Ｅ-mail アドレス	ueno-kodomo@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
保育事業	80 人	平成 31 年 4 月 1 日		十日町市
一時預かり事業		平成 27 年 4 月 1 日		
地域子育て支援事業		平成 30 年 4 月 1 日		

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
給食会議	月 1 回	関係職員	個人、クラスの食事の様子の報告、反省と次月への取り組み
行事会議	月 1 回	関係職員	行事の立案と内容の検討、確認
反省、報告会議	月 1 回	関係職員	行事の反省と研修会等の報告
保育会議	月 1 回	関係職員	指導計画に基づいた、クラスの反省と次月に向けた取り組みや一人ひとりの対応について
未満児、以上児会議	随時	関係職員	各種行事の取り組みや内容の打合せ
年齢別会議	随時	関係職員	成長発達についての情報交換と指導計画の内容の把握
分析会議	随時	関係職員	保育事業に関わる事項の検討

②　研修

ア　法人研修及び関係機関の研修に参加し、また、必要事項については事業所内で勉強会を開催することにより、職員の資質の向上に努めます。

イ　保育園連盟や保育士会主催の研修会に参加し専門性の向上に努めます。

③　防災対策

ア　子どもの安全のため、適切な管理体制を作ります。

イ　各種災害を想定した年間計画に基づき、定期的に避難訓練を実施し関係諸機関、地域住民との連携に努めます。

（ア）避難訓練計画の作成と周知。（色々な時間帯に応じての避難体制の立案をします）

（イ）自衛消防組織表及び役割分担表の作成を行います。

④　事故苦情

ア　ヒヤリハットを大切にし、事故予防に努めます。

イ　バス通園園児の乗降時や車内での事故予防に努めます。

ウ　小さな意見も園内で共有し、誠意をもって対応していきます。

⑤　権利擁護

ア　子どもの利益を最優先します。

イ　日々の観察を大切にし、保護者との関係を密にします。

⑥　健康対策

ア　日々の健康観察を通して家庭と情報を共有し、心身共に健康で通園できるよう配慮します。（連絡帳、園だより、クラスだより、メール配信他）

イ　春、秋の年２回の健康診断（内科、歯科）を実施します。

ウ　感染症の予防に努めます。（園内研修等の実施）

⑦　地域交流ボランティア

ア　地域内の散歩や行事等に積極的に参加して、子どもの社会性の育成に努めます。

イ　地域内外の人々の交流を大切にし、地域の子育て支援にも積極的に取り組みます。

⑧　実習生受入れ

ア　実習生を受け入れて、後継者の育成と職員のスキルアップにつなげます。

イ　仕事への意欲を高め、指導に努めます。

⑨　施設管理と環境整備

ア　園舎内外の環境美化に努めます。

イ　園内周辺や遊具等の定期点検を行い、子どもが安全に安心して遊べる環境を提供します。

ウ　２歳児以上の保育室外壁にＵＶカットネットを設置します。

エ　幼児用大便器に暖房付き便座を取り付けます。

オ　プール遊びの環境の充実を図ります。

⑩　保護者支援

ア　早朝保育、延長保育、一時預かり、園解放、育児相談をはじめとする保育サービスの充実を図り、働く両親を応援します。

イ　フリー参加・親子参加等を通しこども園での子どもの様子を見て頂きます。

ウ　苦情対応を行い、より良いこども園を目指します。

エ　一か月に一度、土曜日に「子育て相談日」を設け、保護者支援を行います。

（３）事業別計画

①　保育事業

ア　重点取り組み

（ア）目標稼働率１００％達成を目指します。

（イ）子育ての知識や経験、技術を提供しながら在園児及び地域子育て家庭の健全育成及び支援を図ります。

（ウ）一人ひとりに寄り添い「自分らしさ」を発揮できるように援助します。

（エ）わらべ歌遊びや絵本を積極的に取り入れ、豊かな感性や想像力を育みます。

（オ）運動遊び教室で学んだことを園内研修で周知し、日頃の遊びの中に取り入れます。

（カ）法人内の高齢施設との交流を実施し、高齢者と触れ合う中で、人を思いやる気持ちを育みます。

（キ）併設している「子育て支援センター」との連携を図ります。

イ　事業内容等

月	主　題	行　事
4 月	たのしいこども園	○入園式　・進級式　○保護者会　○クラス懇談会
5 月	みんなともだち	・健康診断（内科）　○親子歩き遠足　○保護者親睦会 ・夏野菜他苗植え　・施設訪問
6 月	いっしょにあそぼう	○個別面談　・健康診断（歯科）　・交流観劇会 ・いちご狩り体験（年長児）　・七夕飾り（千手温泉） ○親子参加（未満児）
7 月	うれしい夏	○保育参加　・七夕まつり（飾り付け）　・プール開き ○夕涼み会　・市民プール遊泳
8 月	ダイナミックに水遊び	・市民プール遊泳　○プール参観日
9 月	運動だいすき	○祖父母参観日　○運動会　・音楽遊び教室
10 月	たのしい散歩	・施設訪問　・バス遠足（以上児） ・いもほり、焼き芋会
11 月	こどもは風の子	○個別面談　・七五三お祝茶会 ・健康診断（内科・歯科）　・調理体験（おでんづくり）
12 月	笑顔がいっぱい	○お楽しみ会　・クリスマス会 ・調理体験（クッキーづくり）
1 月	元気にあそぼう	・郵便屋さんごっこ　・新年お祝い茶会 ○こま回し大会　・鳥追い（以上児　園内・高齢施設）
2 月	だいすきな雪遊び	・節分豆まき会　・交流給食　○1 日入園 ・交流ドッジボール大会　○保護者会　○クラス懇談会
3 月	おおきく伸びよう	・ひな祭り会　・川西雪祭り参加雪だるま作り ○お別れ会（保育参観）　○卒園式　・修了式

・○印は保護者、家族に参加していただく行事。

・誕生会、身体測定、避難訓練、弁当日は毎月予定。

・運動あそび教室は５月～２月を予定（３、４、５歳児対象）

・交通安全教室は隔月実施。（４、５歳児対象）

・保護者フリー参加は年１２回を予定。
・園開放は６月～２月の第２木曜日を予定。

② 一時預かり事業

ア 重点取り組み

（ア）保護者のニーズに合わせた利用が可能となるように努めます。

（イ）安全・安心、かつ楽しい生活ができるよう子どもに寄り添った保育に努めます。

③ 地域子育て支援事業（子育て支援センターえくぼの運営）

ア 重点取り組み

（ア）在宅の親子に遊び場の提供をします。

（イ）子育て家庭が抱える育児不安、悩み、孤独感等の負担をなくすため、地域の各機関と連携を図り地域と親子をつなぐ架け橋となるように支援します。

（ウ）出前教室（橘にこにこルーム）を月に２回行います。

イ 事業内容等

（ア）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進。

（イ）子育て等に関する相談、援助の実施。

（ウ）地域の子育て関連情報の提供。

（エ）地域の皆さまへの情報発信を行います。

V　　共生事業

４－１　ケアホームげじょう事業計画

（1）事業所概要

①　施設概要

施設の名称	ケアホームげじょう
所在地	新潟県十日町市下条４丁目 183 番地２
設立年月日	平成 30 年４月１日
敷地面積	4,024.00 ㎡（借地：十日町市）
建物構造	鉄筋コンクリート造３階建
延べ床面積	1,293.00 ㎡（エレベーター棟 100.00 ㎡）
管理者名	木村　努
電話番号	025-755-5271
ＦＡＸ番号	025-755-5272
Ｅ-mail アドレス	info-gejyo@fuku-tokamachi.or.jp

②　実施事業

事業名	定員	指定年月日	事業所番号	事業実施地域
日常生活支援総合事業 通所型サービスＡ	10 人	平成 30 年４月１日	15A1000018	十日町市
生活介護事業	19 人	平成 30 年４月１日	511000265	十日町市、津南町
就労継続支援Ｂ型事業	10 人	平成 30 年４月１日	1511000265	十日町市、津南町
放課後等デイサービス事業	10 人	平成 30 年４月１日	1551000050	十日町市、津南町 小千谷市
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	30 人	平成 30 年４月１日		十日町市
子ども図書館		平成 30 年４月１日		

（2）事業所運営に関する事項

①　会議・委員会

ア　会議

会議名	開催	構成員	内　容
運営会議	３か月に１回	関係職員	事業所の運営・管理全般に関する事項 施設保全・安全管理・防災に関する事項
職員会議	年２回	関係職員	事業全般に関する事項
事業別会議	月１回	関係職員	各事業に運営等に関する事項 個別計画及びケースに関する事項
ケア会議	６か月に１回	関係職員	個別支援計画に係るモニタリング等プロセス管理に関する事項
給食会議	随時	関係職員	食事提供全般に関する事項 栄養管理の調整に関する事項
係打合せ	随時	関係職員	係業務計画と実施に関する事項
分析会議	随時	関係職員	事業及び請求実績に係る事項

イ　委員会

委員会名	開催	構成員	内　容
感染症対策委員会	3か月に1回	担当職員	感染症予防、対策等に関する事項
事故・苦情・個人情報管理等対策委員会	月1回	担当職員	事故・苦情・個人情報保護・管理に関する事項等
防災委員会	随時	担当職員	防災に関する事項
広報委員会	随時	担当職員	広報に関する事項
研修委員会	随時	担当職員	研修に関する事項

②　研修

利用者に対して適切な福祉サービスを提供することや、健全な事業運営ができるように、職員に必要な研修を実施します。また、資格取得等自己啓発研修を奨励します。

ア　事業所内研修

（ア）各種マニュアルの確認と平準化

（イ）外部研修報告会

（ウ）講師招聘による研修

（エ）各種団体貸し出し等によるビデオ、ＤＶＤ等による学習会

（オ）サービスの自己評価

イ　事業所外研修

（ア）法人主催研修

（イ）社会福祉協議会主催各種研修

（ウ）知的障害者福祉協会主催各種研修

（エ）県主催各種研修会

（オ）その他

③　防災対策

ア　事業所の防災や利用者の安全のため、適切な管理体制をつくります。

（ア）防災計画の作成と周知

（イ）自衛消防組織表及び役割分担表の作成

（ウ）火元責任者の設定

（エ）非常招集伝達系統図の作成

イ　毎月実施する防災訓練（避難訓練や通報訓練）を通じて、職員及び利用者の防災意識を高めます。

ウ　下条小学校、町内消防団等の連携強化に努めます。

エ　自然災害等に対応した環境整備に努めます。

（ア）排水溝や施設近隣の側溝等の点検と清掃

（イ）冬期の除雪や雪庇落とし

オ　避難訓練等計画

月	計　　画	備　考	月	計　　画	備　考
4月	火災想定避難訓練		10月	火災想定避難訓練	
5月	火災想定避難訓練		11月	地震想定避難訓練	
6月	火災想定避難訓練		12月	火災想定避難訓練	
7月	地震想定避難訓練		1月	火災想定避難訓練	
8月	火災想定避難訓練		2月	火災想定避難訓練	
9月	火災想定避難訓練		3月	火災想定避難訓練	

④　事故・苦情対策

ア　事故・苦情・個人情報管理等対策委員会

利用者に対して、より安心安全な支援を提供できる施設づくりを目指すため、組織体として危機管理への取り組みを行います。各種支援マニュアルや事故予防対策、あるいはヒヤリハット等を検討する委員会を中心に、全職員が同じ方向を向いて取り組める環境整備を目指します。

イ　活動

（ア）事故報告書及びヒヤリハット、苦情等を収集・分析し事故防止と利用者満足の向上に取り組みます。

（イ）サービスの自己評価を通じて、潜在的苦情等を顕在化する取り組みを行います。

（ウ）講じた事故防止策を全職員に周知徹底（フィードバック）します。

（エ）事故防止マニュアル並びに各種支援マニュアルを検証します。

⑤　権利擁護

ア　虐待防止に取り組みます。

（ア）高齢者、障害者、児童それぞれについて、本質的な見方や考え方の共有を図ります。

（イ）法人の経営理念、各分野の理念等の考え方の周知を図ります。

（ウ）個別の計画の具体的な実践を展開します。

（エ）虐待防止のための自己チェック表を活用します。

イ　自己決定に取り組みます。

（ア）利用者本人による自己決定となる支援を展開します。

（イ）必要に応じ成年後見制度、日常生活自立支援事業等の活用を図ります。

（ウ）利用者の個別性に配慮した支援を展開します。

ウ　身体拘束廃止に取り組みます。

（ア）身体拘束についての判断を含めたマニュアルの周知を行います。

（イ）利用者本人、保護者に対する説明と同意を得ます。

（ウ）個人の状態を考慮した個別の計画作成に努めます。

（エ）利用者個々の経過の記録と検証により防止に努めます。

（オ）利用者個々の経過の定期的な振り返りと報告を通じて防止に努めます。

エ　合理的配慮を理解した支援を行います。

（ア）利用者がわかりやすい表現を使います。

（イ）利用者にわかりやすく、情報を提供します。

⑥　健康管理

ア　日々の健康観察と身体機能の定期的な検査により、利用者の状況を把握します。

イ　連絡帳、文書配布等により家庭との連携をはかり、情報の共有に努めます。

ウ　機能低下防止や体力作りに関する支援をします。

エ　身辺衛生や生活習慣に関する個別支援をします。

オ　食中毒予防対策（予防と注意喚起、マニュアル確認と手順等の掲示、外部研修等の参加）。

カ　感染症予防対策（予防と注意喚起、マニュアル確認と手順等の掲示、外部研修等の参加）。

キ　食事（給食）生活介護・就労継続支援Ｂ型事業のみ

（ア）委託業者との連携を密にし、適切な食事提供に努めます。

（イ）健康診断等の結果に基づいて個々に適した食生活の支援をします。

給食委託業者	(株)トックス	十日町市新座甲 390－1 電話 025－752－1266
給食･献立会議	随時	業者栄養士、施設担当者
献立の発行	毎月	利用者
個別対応	盛りつけ量 障がい対応 疾病対応 好き嫌い その他	年齢、体型、個別意向 自助食器､きざみ、その他 カロリー、その他 個別意向

ク　健康診断等予定

項　目	実　施	内　容	備　考
平均熱調査	4 月	1 週間の平均体温	
服薬・通院調査	5 月	服薬、通院の状況調査	与薬の同意
健康診断･身体測定	10 月	業者による検査	利用者に報告と説明
胸部X線検査	4 月	業者による検査	利用者に報告と説明
体重測定	毎月		
血圧測定	年 2 回		
歯科検診	6 月		歯科医師会のボランティア
歯磨き支援	毎日	昼食後の歯磨き支援	要支援者

⑦　地域交流・ボランティア

ア　地域に根ざした施設として、積極的にボランティア、実習生、体験学習等の受け入れを行ないます。

イ　地域のボランティア団体や自治会との交流機会を設け、地域のニーズを把握し必要とされる社会資源の発掘と受け入れにより、地域の活性化や福祉サービスとの結びつきを促進していきます。

⑧　実習生受け入れ

ア　福祉職を目指す学生の他に、教職員の研修や、特別支援学校や一般校等の体験実習等の受け入れを積極的に実施します。

イ　実習生の資格取得に向けた目的に合致した指導教育的機能を整備します。

ウ　実習生並びに利用者等の個人情報保護と管理を徹底します。

⑨　施設管理と環境整備

ア　施設内外の整理整頓や美化

（ア）各種備品の管理と整理

（イ）計画的清掃（日々の清掃、大掃除）

（ウ）その他（掲示物等）

イ　設備・備品等の専門業者による保守点検

（ア）防災機器

（イ）電気

（ウ）冷暖房

（エ）送迎車輌

（オ）その他

（3）事業別計画

①　日常生活支援総合事業（通所型サービスＡ）

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率６０％の達成を目指します。
目標稼働率を達成できるよう、事業所内外との連携に努めます。

（イ）地域の介護予防拠点として、ご利用者や地域、関係機関へ周知されるように活動します。

イ　事業内容等

（ア）機能訓練、体操、レクリエーション、交流等

a　ご利用者の心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の状況及び希望を踏まえた個別計画書を作成し、機能訓練や体操等のサービスを提供します。

b　閉じこもりの予防や他者との交流の機会を図るため、レクリエーションや交流活動の機会を提供します。

c　併設する他事業所との連携を図り、地域交流の窓口として高齢者と障害児・者、児童との交流機会を企画します。

（イ）健康管理

a　来園時、ご利用者の手洗いやうがいをすることで感染症の予防を行ないます。

b　来園時、ご利用者のバイタルチェックで心身状態を把握します。

c　緊急時は、家族及び主治医と連絡をとり、必要な対応を行います。

（ウ）送迎

a　出発前の車輌点検を行うと共に、交通ルールを遵守して安全に車輌を運行します。

b　乗降車時の事故予防対策を徹底します。

（エ）その他

a　丁寧な言葉遣い、きめ細やかな対応を心掛け、利用者及び家族に満足していただけるサービス提供に努めます。

b　利用者一人ひとりが、楽しく安全に利用することができるよう、職員間で情報の共有を行い、気配り、目配りを徹底します。

②　生活介護事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率１００％の達成を目指します。
利用率を高め、安定した運営が行えるよう努めます。

（イ）高齢の利用者に適した余暇支援プログラムと機能訓練を提供し、利用者のニーズによっては、軽作業を取り入れ、生きがいや役割意識を高める支援を行います。

（ウ）高齢期の身体機能の維持を必要とする利用者への支援を行い、利用者の安全と健康に配慮した支援環境を設定し事故防止に努めます。

イ　事業内容等

（ア）日常生活支援

a　高齢の利用者が安定的に通所できるよう、日常的なバイタル管理と体力作りを行います。

b　利用者の関心や興味が保てるよう、余暇支援プログラムの多様性を持たせた活動を行います。

c　高齢期の体調や情緒の日内変動に留意し、個々の利用者の状態に合わせた活動プログラムの提供を行います。

d　入浴、排泄等をはじめとする日常生活の支援については個別の状況に留意し、プライバシーへの配慮を十分に行い利用者に心地よさを実感できる対応を行います。

（イ）機能訓練

a　同一施設内の高齢事業と情報共有しながら機能訓練や転倒防止に向けたスキルアップと活動プログラム作りを行います。

b　生産活動に参加することで、身体機能の維持や生きがいにつながる利用者もいることから、軽作業や屋外活動を通じた支援を提供します。

c　移動や食事等リスクが高まる場面や利用者への個別対応を統一して行えるよう各種マニュアルの整備を行い、機能訓練のプログラム作りに反映させます。

（ウ）意思決定支援

a　利用者の希望や不安等日常的に抱える思いを聞き取り、相談支援につなげていきます。

b　個別支援計画をもとに関係機関と連携し、障害をもち高齢期を迎えた利用者のライフプランの計画・作成を行い、高齢期の生活がイメージできる支援を行います。

c　共生型施設の強みを生かし、障害を持った利用者が他事業との交流を通じたなかで様々な選択や体験が行える支援を行います。

③　就労継続支援Ｂ型事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率１００％の達成を目指します。
利用率を高め、安定した運営が行えるよう努めます。

（イ）高齢の利用者が中心となることから、生きがい張合いを持てる仕事を提供し、平均工賃月額は５，０００円以上を目指します。

（ウ）利用者の安全と健康に配慮した支援環境を設定し、事故防止に努めます。

イ　事業内容等

（ア）日常生活支援

a　利用者の作業能力や作業種への興味、関心が持てるよう作業種の立ち上げと整備を行います。

b　作業の合間に適宜のバイタル確認や水分補給、休憩等高齢の利用者の健康面や作業ペースに配慮した活動プログラム作りを行います。

c　高齢の利用者支援においては、状況判断や咄嗟の危険回避が困難な利用者もいることからリスクや怪我・事故に対応できる人員配置を行い、適切な支援環境作りを行います。

d　手洗い、うがい等日常的に予防できる感染症予防に努め、日課のなかでバイタル確認を行える支援と環境作りを行います。

（イ）就労支援・受託作業支援

a　作業種や作業内容に応じて、高齢の利用者に適した労力や能力を発揮できる様、予定や手順の最適化を行います。

b　高齢の利用者には、作業能力や作業効率にとらわれず、高齢期のライフスタイルの実情に合わせた生産活動や課題活動の提供を行います。

c　地域企業と連携し、企業内作業等高工賃につながる取り組みを行います。

（ウ）意思決定支援

a　日常生活の安定が作業意欲につながる利用者もいることから、日々の活動のなかで支援者間の情報共有を密にし、利用者の意思・意向の把握と相談支援を行います。

b　意思決定支援に係る定義や意義を理解し、利用者が必要としている情報を的確に伝えたうえで意思決定が行えるよう支援します。

c　コミュニケーションや意思表出が苦手な利用者へは、理解し易い伝達手段や記録や参加状況をもとに根拠が示せる意思決定を支援します。

④　放課後等デイサービス事業

ア　今年度の重点取り組み

（ア）目標稼働率８０％の達成を目指します。

（イ）地域及び家庭との結びつきを重視し、関係支援機関との密接な連携に努め、途切れのないサポートを目指します。

（ウ）利用者の安心安全と健やかな成長に配慮し、利用者と家族のニーズに即した支援に努めます。

イ　事業内容等

（ア）生活訓練

a　小集団のグループ活動や併設事業所との交流や遊びを通じたなかで社会性が身に付けられるよう支援します。

b　同一施設内に併設してある児童図書館や遊具（わんぱくハウス等）等の資源を活用し、多様性を持たせた活動を行います。

c　手洗い、うがい、食事、歯磨き等日常生活における衛生面、健康面を生活習慣として身に付けられるよう支援します。

d　小集団グループの活動へのリスクや怪我・事故に対応できる人員配置を行い、適切な支援と環境作りを行います。

（イ）個別支援計画

a　保護者との面談を通じ、一人ひとりに合わせた個別支援計画を作成し、個々の発達段階や特性を理解し、支援します。

b　利用者の病状や心身の状態の把握に努め、状態が改善されない場合は利用者と家族にとって最良の選択が行えるよう、家族、関係機関と協議しサービス提供を行います。

（ウ）地域・関係機関との連携

a　併設する児童クラブ等同世代との交流を段階的に行い、地域交流や併設事業所との交流を持たせた活動を行います。

b　学校、市役所、発達支援センター、相談支援事業所、なごみの家との連携を図り、利用ニーズの把握と受け入れを行います。

（エ）通所支援と送迎

児童や家族の利用ニーズに即した送迎サービスの拡充や休校日の受け入れを段階的に進めます。

⑤　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

ア　重点取り組み

（ア）子どもたちの健康管理や情緒の安定を目的とし、安心して過ごせる生活の場づくりを目指します。

（イ）遊びを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性を培います。

イ　事業内容等

（ア）放課後活動

a　同一施設内に併設してある児童図書館や遊具（わんぱくハウス等）等の資源を活用し、多様性を持たせた活動を行います。

b　共生型施設の強みを生かし、児童・障害児者・高齢者が他事業との交流を通じたなかで様々な選択や体験が行える支援を行います。

c　様々な世代やライフスタイル、趣味、嗜好を持った利用者が交流・体験するなかで、相互支援や相互協力を学べる機会を支援します。

d　遊びや創作活動を通じて自主性、社会性、創造性を培える活動を行います。

e　集団生活を体験するなかで、マナーやルールを習得できるよう支援します。

f　併設するスタディルームの活用により、落ち着いて自主学習に取り組める機会を提供

します。

（イ）安全・健康管理等

a　手洗い、うがい等日常生活における衛生面、健康面を生活習慣として身に付けられるよう支援します。

b　放課後児童が安全に安心して過ごせるように集団活動へのリスクや怪我・事故に対応できる人員配置を行い、適切な支援と環境作りを行います。

⑥　子ども図書館

ア　重点取り組み

（ア）本を通して、子どもたちの豊かな心の育ちを援助します。

（イ）図書の充実を図ります。

イ　事業内容等

（ア）児童クラブ、放課後等デイサービス利用者及び地域の子どもたちへ図書館を開放し、交流できる環境を提供します。

（イ）図書の貸し出しを通じ、自分で知識を得る機会を提供します。